

回答書



平成28年 8 月 30 日

鵜の鼻地域の環境を守る会代表者野村隆義こと野村隆義 殿

〒699-3676

島根県益田市遠田町1059-9

益田リサイクル有限会社

上記代表者代表取締役

大 場 志 峰

〒698-0027

島根県益田市あけぼの東町13番地1 赤陵会館2階

田上法律事務所

益田リサイクル有限会社代理人弁護士

田 上 尚 志



電 話 0856-25-7848

FAX 0856-25-7853

当職は、益田リサイクル有限会社の代理人として、貴殿より「鵜の鼻地域の環境を守る会代表者野村隆義名義」で交付を受けた平成28年7月7日付「益田リサイクル新工場（建設予定地：益田市遠田町147-2）建設計画に対する意見書」（以下「7月7日意見書」といいます。）2頁以下記載の各意見・質問に対し、特に、下記のとおり回答致します。

なお、当方としては可能な限り回答させて頂いたと考えておりますが、貴殿からの質問事項の中には、質問に用いられた言葉の定義が不明確であったり、質問の趣旨が不明確なため、回答を留保しているものがあります（設問番号5、同10、同

11, 同13, 同40, 同41, 同50乃至55, 同58, 同67, 同70及び同71, 同75, 同79, 同83及び同84, 同87, 同93及び同94, 同96, 同106, 同121, 同124, 同129)。これらについては、言葉の定義や質問の趣旨について釈明させていただきますので、本書面到達後3週間を目処に、上記当職の事務所まで書面にてご回答頂けますよう、お願い申し上げます（貴殿において回答にそれ以上の期間を要すると判断された場合には、回答に要する期間を当職の事務所までご連絡下さい。ただし、益田リサイクルとしては工場設置のための手続や工事を粛々と進める方針であり、貴殿の回答があるまで手続や工事を停止ないし延期することはありませんので、その旨申し添えておきます。なお、貴殿において質問を撤回する場合でも、後日の無用な紛争を避けるため、これらの釈明自体にはご回答いただき、合わせて質問ないし意見を撤回する旨と撤回の理由を書面にてご教示いただけますよう、お願い申し上げます。）。

ところで、貴殿は「鵜の鼻地域の環境を守る会」の代表者である旨自称されていますが、「鵜の鼻地域の環境を守る会」は登記された団体ではないと思われる上、7月7日意見書にその役員名簿、定款、構成員名簿等が添付されているわけでもなく、団体の存在が確認できません。そこで、当方としては貴殿が1人の住民として貴殿自身の責任で7月7日意見書を提出したものと判断した上で回答させていただくことと致します。

もっとも、「鵜の鼻地域の環境を守る会」の代表であると自認する以上、それに対応する団体が一切存在しないと強弁することも、不親切であろうと思います。

そこで、益田リサイクルとしては、この回答書をPDFファイルに変換し、当職のホームページ上にて広く一般公開することで、「鵜の鼻地域の環境を守る会」の構成員の方々がこの回答書を直接直接読むことができ、その写しを入手できる状態にしたいと考えています。

つきましては、貴殿において7月7日意見書の写しとこの回答書の写しを当職のホームページ上にて公開することが不都合であると判断する場合には、この回答書

の受領後 3 週間を目処に、公開が不都合である旨及びその理由を書面にて上記当職の事務所まで通知するようにして下さい。もし、貴殿からの通知がない場合には、期間の経過とともに公開に踏み切る可能性がありますので、必ず通知するようにして下さい。

以上

記

1 設問番号 1 に対し

- (1) 換気扇は、「室内の空気の排出・排煙又は室外の空気との入れ替え（換気）をファンにより強制的に行う電気機器」です。

したがって、益田リサイクルでは、換気扇に粉くずを意図的に投入することはなく、「粉くずを換気扇で回す」という事態は生じません。

- (2) そこで、貴殿が述べる「粉くずを換気扇で回す」とは、「換気扇が粉塵を巻き込む」旨の現象を想定されているものと判断致した上で、以下のとおり回答致します。

益田リサイクルが益田市遠田町 1 4 7 - 2 に建設を予定している新工場（以下「益田リサイクル遠田町新工場」といいます。）は、破碎工場であって、産業廃棄物を 5 センチメートル大に破碎する設備ですが、産業廃棄物を粉末状にまで破碎することは予定していませんし、そのような設備を導入する予定もありません。

このため、破碎処理の過程で発生する「粉くず」すなわち粉塵は、受け入れ前の段階において既に産業廃棄物に付着していた埃などが破碎処理により舞い上がるか、あるいは受け入れた産業廃棄物の特に衝撃に弱い部分が破碎時の衝撃力によって細かく砕かれて粉塵状になることで発生するものです。このため、粉塵の量は受け入れた産業廃棄物の量に対

して微々たるものですし、益田リサイクル遠田新工場では、粉塵対策として工場内にミスト発生装置を設置する予定ですので、粉塵が換気扇に巻き込まれて換気扇の機能を低下させたり、あるいは故障させたりすることは想定できません。

他方、益田リサイクル遠田新工場は、これまでの益田リサイクルが業務において得た経験を活かし、可能な限り環境保護に配慮した設計となっています。益田リサイクル遠田新工場では、工場の屋根にルーフファンを4台設置する計画ですが、これらルーフファンには低騒音型のものを採用しています。

以上から、益田リサイクル遠田新工場で、換気扇の仕様以上の音量が換気扇から発生することは想定できません。

- (3) 次に「騒音」についてですが、当方においては、7月7日付意見書記載の「騒音」は、環境基本法7条3項所定の「公害」たる騒音を意味するものと判断しています。なぜなら、たとえわずかであっても音波が発生すれば「騒音」に該当すると判断するのでは、それ自体「騒がしい音」たる「騒音」の定義に反することになりますし、このように判断すると、騒音防止策の検討自体不可能となり、逆に不合理な結論を招くからです。

そうすると、問題は益田リサイクル遠田新工場において公害と判断すべき「騒音」が発生するか否かですが、当方としては発生する可能性は極めて低いものと考えています。詳細は6月12日の説明会で申し上げたとおりですが、配布させた頂いた「(仮称) 峰商会工場新築工事 産業廃棄物処理施設の稼動に伴う騒音レベル及び振動レベルの予測結果報告書」(以下「本件予測結果報告書」といいます。)記載のとおり、新工場の直近住居敷地境界線における騒音寄与レベルは43デシベル程度と予想されていますし、当職において益田リサイクル東町工場(益田市東町口481-2。以下「益田リサイクル東町工場」といいます。)で実

際に計測してみたところ、東町工場の破砕機から発生している音量は、建屋の機械の設置場所付近外壁近くで最大50.9デシベル程度でした。この50.9デシベルという数値は、平成28年6月12日の説明会（以下「6月12日説明会」といいます。）の際に配布させていただいた資料に添付した札幌市のHPの写し記載のとおり「静かな事務所」程度です。

加えて、6月12日説明会で申し上げましたとおり、益田リサイクル東町工場の外壁に防音効果のある設備はありませんが、益田リサイクル遠田町新工場の外壁には吸音剤としてグラスウールを125ミリメートル充填する計画となっています（この点、6月12日説明会において松倉慎治一級建築士が「ロックウール」と発言しているところがあるようですが、充填されるのは「グラスウール」であり、ロックウールではありません。この点についてはお詫びして訂正致しますが、ロックウールにしるグラスウールにしる、鉱物性の綿状物質であり、吸音材としての効果に大きな違いはありません。

なお、ロックウール、グラスウールは、石綿（アスベスト）とは異なる物質です（具体的には、ロックウール、グラスウールは、いずれも人造繊維であり、ロックウールは、玄武岩、鉄炉スラグなどに石灰などを混合し、高温で溶解し生成される人造鉱物繊維であり、グラスウールは、建築物や自動車の窓に使われていたガラス、ビンガラス、ブラウン管、蛍光灯などの廃ガラスが主な原料で、溶かしたガラスを遠心法で綿状とすることで生成される人造鉱物繊維であるのに対し、石綿は、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石（無機繊維状鉱物）です。その単繊維径は、ロックウールが3～10マイクロメートル（1マイクロメートルは1ミリメートルの1000分の1の長さです。）、グラスウールが3～9マイクロメートルであるのに対し、石綿は0.02～0.35マ

イクロメートル程度と全く異なっています。また、ロックウール、グラスウールは、製造時に接着剤として重量の最大4.5パーセント程度のフェノール樹脂とその類似物を使用するため、酢酸につけると接着剤が溶けてばらばらになりますが、石綿は酢酸に漬けても変化しないので鑑別できます。また指で揉むとロックウールは粉末状になりますが、石綿は細くなるものの繊維の形状を保つのが特徴です。))。

以上のとおりであり、益田リサイクルとしては、益田リサイクル遠田町新工場において騒音が生じる可能性は極めて低いと考えています。

- (4) ところで、当職において、平成28年7月23日、益田リサイクル代表取締役大場志峰氏と益田リサイクル遠田町新工場予定地まで赴き、現地の自然音量を測定しましたが、飼い犬の鳴き声や車輛の通行、列車の走行のためか、概ね60デシベル程度の音量が継続しており、測定器の前を自動車が横切る瞬間には70デシベル程度を記録しています。
- (5) 結論として、「粉くずを換気扇で回すと騒音になる」とのご意見・ご質問に対しては、そのような事態が生じることは想定できないと回答させていただきます。

2 設問番号2に対し

- (1) 結論として、益田リサイクル遠田町新工場から臭いは発生せず、体に害を及ぼすこともないと考えています。
- (2) そもそも、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」といいます。)は、産業廃棄物の保管をする場合には悪臭が発生しないような措置を講じなければならないと規定しており(廃棄物処理法14条12項、同施行令6条1項2号ロ(1)、同3条1号リ(2))、これに違反した場合には、島根県知事から事業の停止を命令される危険性があります(廃棄物処理法14条の3)。

すなわち、廃棄物処理法により益田リサイクルには悪臭の発生を防止すべき法的義務が課されており、この義務の履行の実効性も廃棄物処理法所定の制裁により担保されています。

- (3) 他方、益田リサイクル遠田町新工場では、廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードの破砕を行う予定であり、これら以外の産業廃棄物を処理する予定はありません。

なお、法令上、島根県において産業廃棄物処分業を営む場合、島根県知事の許可を受けなければならず(廃棄物処理法14条6項, 同10項, 廃棄物処理法施行規則), もし、許可されていない廃棄物を故意に処理した場合、刑事罰の対象となります(廃棄物処理法25条1項, 同32条)。

益田リサイクル遠田町新工場で処理予定の産業廃棄物は、具体的にはドア・外壁・床・建設現場の廃プラスチック類といった建築廃材であり、主として建物の新築現場から発生する産業廃棄物ですので、触れたからといって人体に害があるようなものではありませんし、臭気があるようなものでもありません。

そして、益田リサイクル遠田町新工場では、あくまでこれらの産業廃棄物を破砕するだけであって、産業廃棄物を発酵処理したり焼却処理したりすることはありませんので、受け入れた産業廃棄物に化学変化を生じることありません。

- (4) 以上から、体に害があるような悪臭の発生が発生することはないと判断しています。

3 設問番号3に対し

- (1) 益田リサイクル遠田町新工場において受け入れる産業廃棄物は、第2

項（３）記載のとおり、建築廃材たる廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードであり、有毒なものは含まれておりません。また、益田リサイクル遠田町新工場は中間処理施設たる破碎工場であり、従業員の生理活動（飲食、トイレ）、清掃、散水に水を使用するとしても、産業廃棄物の処理に水その他の液体を使用することはありません。

したがって、益田リサイクル遠田町新工場における業務たる産業廃棄物の処理から排水が生じることはなく、発生する汚水は、従業員の生理（食事、喫茶、手洗い、トイレ等）に起因する排水と従業員の清掃活動による排水です。これらの排水は全て浄化槽により浄化した上で排水致します。

益田リサイクル遠田町新工場に設置される浄化槽はいわゆる合併処理浄化槽であり、屎尿（糞および尿）のみならず生活雑排水も処理されます。平成１３年の浄化槽法の改正により、いわゆる単独処理浄化槽（屎尿のみを処理する浄化槽）は製造、販売が禁止されていますので、益田リサイクル遠田町新工場に設置されている浄化槽も必然的に合併処理浄化槽となりますが、平成１３年浄化槽法改正以前は単独処理浄化槽も製造・販売されていたので、平成１３年以前に建築された建物の中には、現在でも生活雑排水を全く処理せずにそのまま垂れ流ししているものが少なくありません。

益田リサイクルでは、合併浄化槽を設置するとともに、設置した合併浄化槽については浄化槽法を遵守して業務を遂行していく所存です。

- （２） 合併処理浄化槽の浄化水準はＢＯＤ除去率９０パーセント以上、放流水のＢＯＤ濃度２０ｐｐｍ以下と規定されていますので（浄化槽法４条１項、環境省関係浄化槽法施行規則１条の２、平成１２年６月２日法律

第106号附則2条), 益田リサイクル遠田町新工場からの排水もこれ以上の浄化水準となります。

排水の量は、トイレを除けば来客時にお茶等のコップを洗うぐらいであり、一般家庭とことなり、洗濯、風呂のための水の使用がないため、一般家庭の排水量よりかなり少くなると思います。

- (3) ところで、(2) 記載の「BOD」ですが、これは「Biochemical oxygen demand. 生物化学的酸素消費量」とも呼ばれる最も一般的な水質指標の一つで、水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、特定の物質を示すものではありません。単位は O mg/L または $\text{mg-O}_2/\text{L}$ ですが、通常は mg/L と略されます。一般に、BODの値が大きいほど、その水質は悪いということになります。

水質汚濁の典型的な形態として、過剰な有機物の排出が招く、腐敗による酸欠があります。水中の酸素(溶存酸素=「DO」(Dissolved Oxygen))が減少するほど生物の大部分を占める好気性生物は生存できなくなり、さらに酸素が減少し、あるいは酸素が無くなった場合には、嫌気性細菌以外の生物は生存できなくなって、いわゆる「水が腐る」状況となり、悪臭等の発生に至ります(なお、魚類が生存可能な溶存酸素濃度の下限が $3 \sim 5 \text{ mg/L}$ とされています。)

もっとも、BODの測定は、河川などで生じる水質汚濁の自然浄化をシミュレーションしたものであり、特定の物質を測定するのではなく、一定の条件下での試験です。したがって、一定の操作手順を踏まえないと測定誤差を生じることになるため、JIS規格(K0102-21)で操作手順が定められています(標準希釈法)。

- (4) 排水経路は、別紙図面「(仮称) みね商工会工場新築工事計画平面図排水計画」記載のとおりです。なお、今後実施設計の段階で変更される

可能性はあります。

益田リサイクルとしては、益田リサイクル遠田町新工場において行う業務が建築廃材たる産業廃棄物の破砕処理であり、水その他の液体を業務に用いることはなく、水質汚濁の問題は生じないと考えております。

しかし、7月7日意見書により、貴殿が水質汚濁に対して重大な懸念を有していることは理解しました。そして、仮に益田リサイクル遠田町新工場においてが汚水を発生させていないとしても、益田リサイクル遠田町新工場建屋本体部分から市道側溝までの排水路において他者が発生させた汚水が混入するのであれば、貴殿にとってみれば益田リサイクル自身が汚水の排水をしていると同じことか、または少なくとも汚水の排水に加担していると判断するしかないことも理解しました。

そこで、益田リサイクルとしては、このような事態を防止し、合わせてほとんど発生する可能性はないと思われる洪水の可能性をさらに低くするため、工場の建設と合わせて現在存在している益田リサイクル遠田町新工場建屋本体建設予定場所付近から市道側溝までの排水路は廃止し、反対側により効率的な排水路を建設するとともに、新たな排水路には益田リサイクル以外の排水の流入を一切認めない方針と致しました。この方針により、汚水の流出に関する貴殿のご懸念は完全に払拭されることと思量致します。

4 設問番号4に対し

- (1) 貴殿は、「市道において大型車の進入は対車とのすれ違いができる程大きくなく」と述べられていますが、ここに言う「対車」とは「対向車」のことであると判断した上で回答致します。
- (2) まず、益田リサイクル遠田町新工場に進入する最も大きな車輛は、いわゆる10トントラック（積載量10トン程度のトラック）ですが、当

職においてインターネットで調査したところ、各トラック製造会社が製造している１０トントラックの横幅は２４９５ミリメートルでした。

- (３) 他方、益田リサイクル遠田町新工場建設予定地付近市道の道路幅ですが、当職が平成２８年７月２３日に現地に赴き、大場志峰氏とともに実測したところ、別紙地図記載のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆの各地点において、道路幅（路肩の白線から反対側の白線までの距離）は、それぞれ６メートル、６．１メートル、４．６メートル、４メートル、４メートル、４．６メートルでした。

以上から、道路幅が６メートル以上あるＡ地点及びＢ地点ではすれ違いが可能です。また、道路幅自体は５メートル未満のＣ、Ｄ、Ｅ、Ｆの各地点も、白線外に広いスペースがあつてすれ違いが可能か、あるいはすれ違いが可能な場所までの距離が短く、どちらかの車両が停車すればすれ違い可能と思われます。益田リサイクルとしては、益田リサイクル遠田町新工場に進入するトラックについては、すれ違いのために停止するよう指示を徹底しますので、特に不都合が生じるとは考えられません。

- (４) なお、大型車であると否とを問わず、市道を車両進入禁止にすべきかどうかは、益田リサイクルの権限外のことでありますので、回答を控えさせていただきます。

５ 設問番号５に対し

- (１) 益田リサイクル遠田町新工場建設予定地は、益田リサイクルが所有権を取得しています。そして、養鶏場や墓についても同様ですが、土地は、原則としてその所有者が自由に利用・用益することができます（日本国憲法２９条１項）。

したがって、益田リサイクルがその所有する土地に建物を建設し、工場として運用することが直ちに違法と評価され、禁止されるわけではあ

りません。益田リサイクルによる建物の建築及び工場の設置が禁じられるのは、①益田リサイクルによる建物の建設及び工場の設置が法令に違反する場合、又は②益田リサイクルによる建物の建設及び工場の設置が周辺住民の皆様の人権（人格権、財産権等）侵害する場合に限られます。

この点、6月12日説明会で申し上げたとおり、益田リサイクル遠田町新工場建設予定地は都市計画地区外であるため（都市計画法及び都市計画地区については次項で説明致します。）、建物の建築及び建築した建物を工場として運用することは法令上禁止されていませんし制限されてもいません。

他方、益田リサイクル遠田町新工場の建設及び稼動によって公害が発生する可能性が極めて乏しいことは、6月12日説明会及び本書面をもって説明させて頂いたとおりです。

したがって、周辺住民の皆様の人格権、財産権を侵害する可能性は極めて乏しいと判断しています。

そうすると、益田リサイクルがその財産権を行使して自己所有の土地に工場を建設することを、他者が自らに対する人権侵害を理由として差し止めないし制限することはほぼ不可能と思われ、島根県知事の許可が下り次第、益田リサイクル遠田町新工場は稼動開始します。

とはいえ、益田リサイクルとしては、周辺住民の方々をはじめ、関係者に情報提供していくことは必要であると考えておりますので、これまで説明会を開催しておりますし、今後も適宜、自治会を通すなどして情報提供に努めてまいります。

- (2) 次に、益田リサイクル遠田町新工場は、廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードの破碎を行う中間処理施設です。

ところが、貴殿は、単に「ゴミ処理工場」と呼称しており、①7月7

日意見書が益田リサイクル遠田町新工場において処理する廃棄物が産業廃棄物中廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードに限定されることを前提としているのか、それとも生ゴミなどの一般廃棄物も含めてあらゆる廃棄物の処理を行う可能性があることを前提としているのか、②7月7日意見書が益田リサイクル遠田町新工場が中間処理施設であることを前提としているのか、それとも最終処分場であることを前提としているのか、③そもそも貴殿において本当に中間処理施設と最終処分場の区別がついているのか、④貴殿が中間処理施設と最終処分場の区別を知悉しており、かつ、益田リサイクル遠田町新工場が中間処理施設であることを前提に7月7日意見書を作成したとして、処理の方法が破砕であることを前提としているのか、それとも焼却など他の方法による処分が行われることも前提としているのか、以上の4項目について判然としません。

そこで、本書面到達後3週間を目処に、上記①乃至④記載の各事項について貴殿がどのように判断しているのか、上記当職の事務所まで書面にてご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

- (3) その余の事項は、貴殿の個人的な感想の記載と判断せざるを得ませんので、回答は控えさせていただきます。

6 設問番号6に対し

- (1) 設問では「都市計画地区外って何ですか」とありますが、正確には「都市計画地区」ではなく、「都市計画区域」です。貴殿が述べる「都市計画地区」は、「都市計画区域」のことを指すものとして回答致します。
- (2) 都市計画区域は、都市計画法上、「市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自

然的及び社会的条件並びに人口，土地利用，交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全する必要がある区域一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全する必要がある区域」とされており（都市計画法5条），都道府県が指定するものです（都市計画法1条）。そして，都市計画区域については，都市計画に，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。），特別用途地区，特定用途制限地域，特例容積率適用地区，高層住居誘導地区，高度地区又は高度利用地区，特定街区，都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定による都市再生特別地区，同法第89条の規定による居住調整地域又は同法第109条第1項の規定による特定用途誘導地区，防火地域又は準防火地域，密集市街地整備法第31条第1項の規定による特定防災街区整備地区，景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項の規定による景観地区，風致地区，駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条第1項の規定による駐車場整備地区，臨港地区，古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定による歴史的風土特別保存地区，明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第3条第1項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区，都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定による緑地保全地域，同法第12条の規定による特別緑地保全地区又は同法第34条第1項の規定による緑化地域，流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の規定による

流通業務地区，生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第３条第１項の規定による生産緑地地区，文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１４３条第１項の規定による伝統的建造物群保存地区，特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和５３年法律第２６号）第４条第１項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区を定めることができるとされています。

このほか，都道府県は，都市計画区域外の区域のうち，相当数の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ，又は行われると見込まれる区域を含み，かつ，自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して，そのまま土地利用を整序し，又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば，将来における一体の都市としての整備，開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を，準都市計画区域として指定することができるとされており（都市計画法５条の２），準都市計画区域においては，都市計画に，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。），特別用途地区，特定用途制限地域，高度地区，景観法（平成１６年法律第１１０号）第６１条第１項の規定による景観地区，風致地区，都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第５条の規定による緑地保全地域，同法第１２条の規定による特別緑地保全地区又は同法第３４条第１項の規定による緑化地域，文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１４３条第１項の規定による伝統的建造物群保

存地区を定めることができるとされています（都市計画法８条２項）。

- （３） 貴殿は、「我々にはゴミ処理工場を作らせない権利は無いのでしょうか」と主張されていますが、貴殿を含めてそのような権利は誰にもありません。

そもそも、益田リサイクル遠田町新工場建設予定地が益田リサイクルの所有地である以上、ここに産業廃棄物の中間処理施設を建設することは基本的に益田リサイクルの自由です（日本国憲法２９条１項。ただし、島根県内で産業廃棄物処理業を営む場合には島根県知事の許可が必要です（廃棄物処理法１４条）。また、１日当たりの処理能力が５トンを超える破砕施設を設ける場合には、別途そのことについて島根県知事の許可が必要です（廃棄物処理法１５条１項、廃棄物処理法施行令７条７号、同８号の２、同２条２号）。）。

貴殿を含めた他者が工場の建設を差し止めることができるのは、それが法令に違反するか、あるいは貴殿を含めた他者の人権（人格権及び財産権）が侵害される場合ないし侵害されるおそれがある場合に限られます。

- （４） この点、益田リサイクル遠田町新工場の建設にあたって関係する法令には、以下のものがあります（各法施行令等、下位法規範を含みます。）。

ア．都市計画法

イ．建築基準法

ウ．消防法

エ．浄化槽法

オ．廃棄物処理法

カ．騒音規制法

キ．振動規制法

- （５） これを具体的に検討すると、益田リサイクル遠田町新工場建設予定地

は、都市計画法上の都市計画区域にも準都市計画区域にも指定されていませんので、都市計画法上違法と評価すべき点はないと考えています。

(6) 建築基準法、消防法、浄化槽法については、松倉慎治一級建築士が法令との整合性を検討した上で工場の建設を行っているものであり、当職も現時点においてこれらの法規に違反する点を見出しておりません。

(7) 廃棄物処理法上の規制としては、(3) 記載の許可、中間処理施設の技術上の基準（構造基準）（廃棄物処理法 15 条の 2、廃棄物処理法施行規則 12 条。1 日当たりの処理能力が 5 トンを超える破碎施設を設ける場合。）があります。

ア. (3) 記載の各許可については、益田リサイクルは廃棄物処理業の許可を受けておりますし、この他必要な許可については、実務上、工場設備完成後に島根県（具体的には、益田保健所）の検査を受け、許可基準を満たすことを確認した上で申請することになります。

イ. 中間処理施設の技術上の基準は、以下のとおり規定されています。

(ア) 共通基準（廃棄物処理法施行規則 12 条）

一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二 削除。

三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

(イ) 破砕施設の個別基準（廃棄物処理法施行規則 12 条の 2 第 9 項第 1 号）

一 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が設けられていること。

(ウ) 当然、益田リサイクル遠田町新工場は、上記基準を全て満たす設計となっておりますが、前述のとおり許可申請前に保健所の検査を受ける予定であり、基準を満たさないのであれば島根県知事の許可は下りず、工場を稼働することはできません。

ウ．以上から、益田リサイクル遠田町新工場が廃棄物処理法上違法なものとなる可能性は極めて低いものと思われます。

(8) 騒音規制法、振動規制法については、工場の稼働前、すなわち工場の建設の段階では違法の問題は生じません。また、本件予測結果報告書記載のとおり、公害と評価すべき騒音や振動が発生する可能性もほとんどないと考えています。

(9) 以上から、益田リサイクル遠田町新工場の建設が関係法令に違反するおそれはなく、関係法令違反を理由に益田リサイクル遠田町新工場の建設を禁止することはできないと考えています。

(10) ア．他方で、益田リサイクル遠田町新工場の業務からすれば、騒音・振動以外の公害が発生する可能性がそもそも乏しい上、本件予測結果報

告書記載のとおり、公害と評価すべき騒音や振動が発生する可能性もほとんどなく、益田リサイクル遠田町新工場の建設及び稼働によって貴殿を含めた他者の人格権を侵害する可能性は極めて乏しいと考えています。

イ．アと同様の理由から、益田リサイクル遠田町新工場の建設及び稼働により貴殿を含めた他者の財産権を侵害する可能性は極めて乏しいと考えています。

ウ．万が一、事後的に公害となるべき事象が発生した場合、益田リサイクルは工場の稼働を停止し、原因を究明し、公害の発生を防止できる状態になるまで再稼働をしないことは、平成28年6月12日に説明させて頂いたとおりです。仮に公害が発生しているのに益田リサイクルが工場の稼働を停止しない場合には、貴殿を含めた他者は工場の操業の差止めを裁判所に求める等の法的手段に及ぶことができます。

エ．以上のとおり、益田リサイクル遠田町新工場については、事実上も法令上も二重三重に公害を発生させない対策がとられており、貴殿を含めた他者に対する人権侵害を引き起こす可能性は極めて乏しいと考えています。

7 設問番号7に対し

工場の設置場所の選択は、益田リサイクルの経営判断の問題です。

貴殿を含めた周辺住民の皆様に対して益田リサイクル遠田町新工場の概要を説明させて頂いたり、工場を設置及び稼働に当たって想定される問題点について意見をご教示頂くことは当然であるとしても、それを超えて益田リサイクルの工場設置場所の決定といった経営判断についてまでご意見賜ることはご容赦下さい。

8 設問番号 8 に対し

墓地の設置や神仏への冒瀆の有無は、益田リサイクル遠田町新工場の建設とは何の関係もありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

9 設問番号 9 に対し

- (1) 7月7日意見書では、貴殿は、農業委員より、「建屋内で行う作業で、大小の廃棄物を分類して大きさを整え梱包して、出荷するような作業である」旨聞いたと主張されています。

しかし、「大小の廃棄物を分類して大きさを整え梱包して、出荷するような作業」は、「廃棄物を選別した後、一定の大きさまで細かく破碎し、整える作業」であり、「廃棄物を破碎する中間処理」を意味することになります（廃棄物処理法15条1項、同施行令7条）。

そうすると、7月7日意見書に依拠する限り、益田リサイクルは農業委員会に対して適切な説明をしたとしか結論できません。貴殿のご主張は、結論と理由づけが整合していないといわざるを得ません。

- (2) 益田リサイクルは、益田リサイクル遠田町新工場建設予定地について農地法5条による転用許可を得ていますが、農地法64条は、「偽りその他不正の手段により、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項の許可を受けた者」は、「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する」旨規定しています（農地法64条2項）。

ところが、貴殿は益田リサイクルが「嘘をついて農業委員会に計画書を提出した」旨の主張されているところ、益田リサイクルに対する刑事告発には至っていないようです。そうすると、貴殿が本気で益田リサイクルが虚偽の説明をして転用許可を得たと考えているとは思えません。

- (3) また、農地法51条1項は、「偽りその他不正の手段により、第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けた者」に対しては、都道府県知事

は、農地法 5 条の転用許可を取り消すことができると規定しています(農地法 5 条 1 項 4 号)。

ところが、現時点において、益田リサイクルに対して島根県知事から農地法 5 1 条 1 項に基づく転用許可取消についての聴聞に関する通知は受けておらず(行政手続法 1 3 条 1 項 1 号イ)、貴殿が島根県知事に対して転用許可の取消を求める上申といった法的手続に及んだ事実はないと思われます。この点からも、貴殿が本気で益田リサイクルが虚偽の説明をして転用許可を得たと考えているとは思えません。

1 0 設問番号 1 0 に対し

貴殿は、農地転用の申請時において益田リサイクルが益田リサイクル遠田町新工場の計画書を作成していたと主張されていますが、そもそも「計画書」が特定されておらず、回答のしようがありません。

もっとも、貴殿が当該計画書を確保せずにこのような主張をされるとも思えないので、本書面到達後 3 週間を目処に、貴殿において保管しているその当時の計画書の写しをご送付頂けますよう、お願い申し上げます。当職としては、貴殿からの書面の写しの送付を受けた上で、改めて回答させて頂く所存です。

1 1 設問番号 1 1 に対し

設問自体不明確なので現時点では回答を差し控えさせていただきます。

もっとも、事実確認の必要があると考えておりますので、①貴殿において「自治会長、地元住民(一部数人)、農地委員の方に本件に関しての対応が非常に不自然」だと判断した理由及びその判断の根拠となった事実、②貴殿において認知している「圧力」たるべき益田リサイクル関係者の具体的行為について、書面にてご教示いただけますよう、お願い申し上げます。なお、本書面受領後 3 週間を目処にご回答頂ければ幸甚です。

1 2 設問番号 1 2 に対し

6 月 1 2 日の説明会においては、工場建屋の設計図面等資料を準備の上、公害が発生しないと判断した具体的根拠、万が一公害が発生した場合の救済手段についても説明させて頂いており、適切な説明をさせて頂いたと考えています。

また、益田リサイクル東町工場建設の際は東町自治会にて説明終了後、隣接する黒石自治会においても説明をさせて頂いております。

1 3 設問番号 1 3 に対し

- (1) 「大事な所では、圧力と嘘をうまく使ってこられたように思いますが、違いますか」とありますが、益田リサイクルとしては、貴殿の指摘する圧力や嘘を弄した心当たりがありません。

ただ、「圧力や嘘を使った」「使わない」と議論して水掛論に終始することは生産的ではありませんので、本書面到達後 3 週間を目処に、書面にて、貴殿の主張する益田リサイクルが「圧力と嘘をうまく使った」に該当する具体的事実を書面にてご教示いただけますよう、お願い致します。なお、ご教示に当たっては、「誰が」「いつ」「どこで」「誰に対し」「どのような言動に及んだか」を具体的に明らかにしていただけますよう、お願い申し上げます。

- (2) 「数ヶ月前に噂では、工場へのゴミの納入は、当分の間停止する事」とのお達しが有り」と記載されていますが、そのような事実はありません。
- (3) 貴殿は、益田リサイクル東町工場の敷地内の産業廃棄物が減少した期間において騒音計測をしたことが合理的でないと主張するようですが、機械には処理能力上の限界があり、無制限に産業廃棄物を受け入れることができないわけではありません。

したがって、敷地内の産業廃棄物の保管量がどれほどあろうと、破碎装

置から発生する音量には自ずと限界があり、保管量が増えたら音量が大きくなるという関係はないと考えています。

もともと、貴殿においてこれらに関連性があることを証明できる科学的知見（物理学的知見）を有している可能性も否定できませんし、益田リサイクルとしてもそのような自然的関連性が存在しうるのであれば積極的に騒音対策をしたいと考えておりますので、廃棄物の保管量が増大した場合に破碎装置から発生する音量が増大する物理学的根拠を物理方程式を示した上でご教示頂けますよう、お願い申し上げます。ご多忙とは思いますが、本書面到達後３週間を目処に書面にてご教示頂ければ幸甚です。

- (４) なお、当職において益田リサイクル東町工場の敷地内において音量を測定しておりますが、その結果は６月１２日説明会で申し上げたとおり、破碎機が設けられた場所に最も近い建屋外壁付近で５０．９デシベル程度でした。騒音計は３０００円から６０００円程度で購入できるようであり、当職の計測が不合理であるとお考えであれば、益田リサイクル遠田町新工場が完成した段階で貴殿において実際に音量を計測することが適切であると考えます。万一、想定外の騒音が発生していた場合、益田リサイクルとしても、操業を停止し、騒音の発生源を究明し、騒音発生防止の措置を完了しない限り操業を再開しないことになりますが、このような場合、同時に貴殿らにおいて法的措置をとりうることは、平成２８年６月１２日に説明し、本書面にも記載しているとおりです。

１４ 設問番号１４に対し

具体的な事実関係を前提とした意見や質問ではありませんので、このご意見ないしご質問に対する回答は差し控えさせていただきます。

１５ 設問番号１５に対し

受け入れる産業廃棄物の種類は、６月１２日説明会で申し上げ、第２項等で回答させて頂いたとおり、建築廃材たる廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードの予定です。

受け入れる産業廃棄物の量は、通常状態では、木くずが年間１００トン、コンクリートガラ・アスファルトガラが年間各３トン、外壁（家の外壁）が年間４００トン、ガラス・陶磁器くず（瓦など）が年間５０トン、廃プラスチック類が年間７００トン、紙くず・繊維くずが年間１０トン程度と予定しています。

ただし、災害発生直後（昭和５８年の山陰大水害等のような災害）には、復興の為、受け入れる量が増える可能性もあります。

しかしながら、そのような災害の場合でも破碎機械の処理能力を超えて受け入れるわけではありません。

１６ 設問番号１６に対し

想定量については、第１５項で述べたとおりです。

現在建設を予定している工場は、別紙破碎設備レイアウト図①乃至③記載のとおり、まだ３案から絞り切れていない段階ですが、動力としては５２．６キロワットを上回ることはありません。

「想定量を超えて廃棄物の廃棄物を受け入れることは考えられない」とあるが、なぜ「会社の責任において受け入れない」と断言しないのか、理由を説明していただきたい。」とありますが、産業廃棄物管理票制度（廃棄物処理法１２条の３以下）などを説明させて頂いており、「想定量を超えて廃棄物の廃棄物」を「会社の責任において受け入れない」ことを前提に「想定量を超えて廃棄物を受け入れることは考えられない」と説明させて頂いております。

１７ 設問番号１７に対し

益田リサイクル遠田町新工場の業務は、受け入れた産業廃棄物の破砕だけです。現実には発生の可能性のある公害は、騒音・振動だけであると考えています。

騒音については、破砕機から騒音が発生する可能性が最も高いと思われます。そこで、設問番号1でも記載しましたが、6月12日説明会で配布した工場設計図面のとおり、破砕機を建屋内に設置するとともに、破砕機の周囲に倉庫型の防音壁を設置して音量を低減することとしております。また、建屋の壁を東町工場より壁を厚くした上、吸音材としてグラスウールを充填することとしています。振動については、地面をコンクリートで固めることで対処しています。

以上の工場設計上の措置により、騒音・振動に対する対策は万全であると考えておりますが、6月12日説明会で申し上げましたとおり、万が一予想外の騒音・振動公害が発生した場合には、工場の操業を停止し、原因を究明致します。この場合、騒音・振動の問題が解決しない限り、工場の操業を再開することはありません。さらに、もし益田リサイクル遠田町新工場において公害たる騒音・振動が発生しているのに益田リサイクルが操業を停止しない場合、貴殿において差止め請求などの法的措置をとりうることは、6月12日説明会の際に申し上げ、本書面でも記載するとおりです。

18 設問番号18に対し

益田リサイクル遠田町新工場では、建築廃材たる廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードを受け入れ、これを破砕して3～5センチのチップ状にする中間処理を行います。受け入れた産業廃棄物を下ろす場所と破砕する場所は異なるので、通常は産業廃棄物が付着することはないと考えておりますが、産業廃棄物を下ろす際にタイヤに絡まることは想定できますので、念には念を入れ、そのことを踏まえて目視で確認することになっております。

なお、上記中間処理後の産業廃棄物の大きさからすれば、目視の確認で十分と考えます。

19 設問番号19に対し

破碎を行った際、破碎対象の廃棄物にもともと付着していたほこり等が舞い上がったり、破碎時の衝撃により廃棄物のごく一部が粉塵程度の大きさまで小さくなってしまうことはあり得ます。そのための対策として霧吹き（ミスト）を採用しました。

そもそも破碎工場には霧吹き装置など粉塵を抑える装置を設置しなければならないとされており（廃棄物処理法15条の2、廃棄物処理法施行規則12条の2第9項第1号）、説明に矛盾があるか否かは措くとして、設置する以外に選択肢はありません。貴殿が説明に矛盾があるとお感じになるのは、現行廃棄物処理法規が貴殿の想定を超えて厳格だからです。なお、益田リサイクルはこれまでそのような極めて厳格な法規を遵守して業務を行ってきたことを申し上げます。

加えて、霧吹きには従業員が熱中症対策の意味もあり、労働安全衛生上も望ましいことであることを申し添えておきます。

20 設問番号20に対し

- (1) 6月12日説明会で申し上げたとおり、東町工場において計測した結果、建屋外壁の破碎機に最も近接した部分付近の音量は50.9デシベルでした。ただし、風の音や木ずれの音、鳥や虫の鳴き声など、自然の音もありますので、この50.9デシベルが全て破碎機から生じたものとはいえません。また、本件予測結果報告書記載のとおり、施設稼働時の直近住居側の敷地境界線における騒音寄与レベルは43デシベルと予測されています。これは、直近住居側の敷地境界線上での音量のうち、

43デシベルが工場の機械に起因するものになるということです。音量の具体的な目安は、図書館や静かな住宅地の昼が40デシベル程度、静かな事務所が50デシベル程度であり、益田リサイクル遠田町新工場の機械設備から発生する音量もこの程度であって、騒音と評価することはできないと考えます。

- (2) 前述のとおり、当職及び大場志峰氏において平成28年7月23日に現地の自然音量を測定したところ、飼い犬の鳴き声や車輛の通行等のためか概ね60デシベル程度の音量が継続しており、測定器の前を自動車横切った瞬間には70デシベル程度を記録しました。このように、益田リサイクル遠田町新工場から発生すると予測される音量よりも現地の現実の自然音量の方が大きいことから、騒音の発生の可能性は極めて乏しいと考えています。

2.1 設問番号2.1に対し

- (1) 益田リサイクル遠田町新工場の業務時間中断なく車輛によって産業廃棄物の搬出入が行われるわけではありません。また、搬出入の車輛は法定速度以下で走行しますし、特に出入口付近は時速10キロメートルから15キロメートル前後の速度で進行すべき旨、廃棄物を搬入する者に指示します。

このため、車輛により日常生活に悪影響を及ぼすような騒音、すなわち公害と評価される騒音が発生する可能性は極めて乏しいと考えています。

- (2) 次に、平成28年7月23日に現地の音量を測定する際、自動車が通過したり、山陰本線の線路上をディーゼルカーが通過しましたが、振動は全く感じられませんでした。

したがって、公害たる振動が発生する可能性は極めて乏しいと考えて

います。

2 2 設問番号 2 2 に対し

設問番号 4 において回答したとおりであり、貴殿が懸念するような問題が生じるとは思えません。なお、現地の制限速度は時速 4 0 キロメートルであり、特に危険な道路であるとは思えません。

2 3 設問番号 2 3 に対し

(1) 資料の完成が平成 2 8 年 6 月 1 1 日でしたので、事前配布はできませんでしたが、資料は説明会に用いるための手段にすぎず、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱その他の法令においても、資料の事前配布義務は規定されておられません。

(2) 次に、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱において、説明義務は規定されておりますが、これは廃棄物処理法 1 5 条に該当する産業廃棄物処理施設を設置する場合であり、廃棄物処理法 1 5 条に該当しない施設を設置しようとする場合には、事実上も産業廃棄物処理業者が説明義務を負うことはありません。

また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱では、廃棄物処理法 1 5 条に該当する産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合の説明義務は科されているものの、その説明義務を説明会によって履行しなければならないことまでは規定されていません。説明義務の履行方法に制限はなく、回覧板、直接書面の方法、ホームページへの掲載等によって説明することも不可能ではありません。

(3) もっとも、6 月 1 2 日説明会の際に申し上げさせて頂いたとおり、再度の説明会が必要となるような意見書が出された場合には、説明会を開催することがあります。

しかし、7月7日意見書は、148項目にも及び、ここに記載されている内容を説明会で口頭にて説明しようとするれば、10時間や20時間で説明を終了できるものではなく、かえって説明会を開くことが益田リサイクルのみならず周辺住民の方々へもあまりに過大な負担となることが必定です。加えて、内容に都市計画法や廃棄物処理法に関する細かな知識を有する者でなければ回答も理解も不可能な事柄が少なからず含まれており、説明会を開いて口頭で説明することはかえって不合理です。

そこで、益田リサイクルとしては、7月7日付意見書とこの回答書をインターネット上に公開することで、とりあえず益田リサイクルの説明義務を履行させていただきたいと考えています。

24 設問番号24に対し

予定と記載しているのは、現時点において実際に処理を行っているわけではないからです。

現時点において処理予定の産業廃棄物は、廃プラスチック、木くず、紙くず・繊維くず、ゴムくず、ガレキ類・ガラス陶磁器くず・コンクリートガラ・アスファルトガラ、石膏ボードですが、廃棄物が発生するか否かは事業者側の営業活動によるので、許可を受けたとしても該当する廃棄物が搬入されないこともありえます。

25 設問番号25に対し

- (1) 廃棄物処理法の建前上、事業者は産業廃棄物を自ら処理しなければなりません（廃棄物処理法11条）。

産業廃棄物の処理を他者（産業廃棄物処理業者）に委託することもできますが（廃棄物処理法12条5項）、その際には政令で定める基準に従わなければならないとされています（廃棄物処理法12条6項）。そ

して、これを受けて、廃棄物処理法施行令 6 条の 2 において、この委託契約は書面で行わなければならない、かつ、委託を受ける産業廃棄物の種類及び量を明記しなければならないことになっています（廃棄物処理法施行令 6 条の 2 第 4 号イ）。

他方、石綿は特別管理産業廃棄物に該当しますので（廃棄物処理法 2 条 5 項、廃棄物処理法施行令 2 条の 4 第 5 号へ）、益田リサイクルで処理することはできません。

以上から、益田リサイクルが石綿の処理について委託契約を締結することはありません。

- (2) 次に、貴殿は石綿を含んだ廃棄物でないことを確認する方法はないと主張されていますが、石綿はあらゆる廃棄物に含まれているわけではなく、建築資材として使用された年代もほぼ特定できますので、廃棄物の処理を委託してくる事業者に対しどのような工事から発生した廃棄物か確認することにより、石綿の混入可能性を判断することができますし、石綿の鑑別方法は設問番号 1（3）で述べたところです。
- (3) さらに、廃棄物処理法は極めて厳格であり、違反した場合には刑事罰を含む重いペナルティが科されます。
- (4) 以上から、現実には石綿を故意に処理したり、あるいは石綿と気づかずに処理する可能性は極めて乏しいものと考えています。

2 6 設問番号 2 6 に対し

- (1) 建設予定地の選定については、設問番号 5 において記載したとおりです。
- (2) 廃棄物の受け入れ数量は、契約書上産業廃棄物の数量を記載しなければならないとされていること（廃棄物処理法 1 2 条 6 項、廃棄物処理法施行令 6 条の 2 第 4 号イ）、産業廃棄物管理票についても同様であるこ

とから（廃棄物処理法 12 条の 3），確認は産業廃棄物管理票及び現実に搬入された産業廃棄物の目視確認で十分可能です。

27 設問番号 27 に対し

粉塵対策として建屋を建設し、霧吹きを行うことになっています。霧吹きにより、粉塵は重くなって建屋内に落下しますので、風に乗って建屋外に広範囲に飛散することはありません。

なお、換気扇は空調設備であり、粉塵対策設備ではありません。

28 設問番号 28 に対し

設問番号 3 記載のとおりです。

29 設問番号 29 に対し

床はコンクリート舗装です、鉄筋コンクリート造で 200 ミリの厚さです。

30 設問番号 30 に対し

屋外集水枡に沈殿設備を 2 箇所ずつ設けるという意味です。

31 設問番号 31 に対し

設問番号 3 記載のとおりです。なお、工場内土間の清掃用排水は、排水枡を設置して合併処理浄化槽へ導きます。

32 設問番号 32 に対し

益田リサイクル遠田町新工場では、建屋を設けて雨水の侵入を防止し、かつ、床はコンクリート・アスファルトで舗装し、さらに受け入れる廃棄物も水や油に溶解するようなものではありませんので、土壌汚染の可能性はないと考えて

います。

3 3 設問番号 3 3 に対し

設問番号 1，同 6，同 1 3，同 2 0 記載のとおりです。

3 4 設問番号 3 4 に対し

そもそも益田リサイクル遠田町新工場に間断なく自動車が出入りすることはありませんので，問題はそもそも生じないと考えています。

なお，毎月第 2 土曜日，第 4 土曜日，日曜日，国民の祝日は益田リサイクルも休みになりますし，お盆，年末年始は益田リサイクルも休みになります。

3 5 設問番号 3 5 に対し

概ね設問番号 4 記載のとおりです。重ねて運転手に安全運転を徹底するように申し入れますので，問題は生じないと考えています。

3 6 設問番号 3 6 に対し

基礎を含む建築重量が 8 9 2 トン，建築面積が 2 9 9 3. 4 5 平方メートルですので，平均すると 1 平方メートル当たり 0. 3 トンとなります。

なお，貴殿は少なくとも月量 7 0 0 トンの廃棄物を受け入れることを前提に計算を行っていますが，設問番号 1 5 記載のとおり，益田リサイクル遠田町新工場で受け入れ予定の廃棄物の数量は全て合計しても年間 1 2 6 6 トン程度ですので，貴殿は益田リサイクルが受け入れる予定の廃棄物を 7 倍程度多く見積もっていることが明かです。

上記の工場関係重量からすれば，地盤調査の結果を公表する必要もありません。

37 設問番号37に対し

出入り口道路はこれから舗装工事を実施するのであって、現時点においてその調査はできません。

38 設問番号38に対し

益田リサイクル遠田町新工場に出入りする車輛の台数はさほど多くなく、また、安全運転に努めますので、不要であると考えています。

39 設問番号39に対し

処理する産業廃棄物の種類及び作業態様（破砕処理）から不要であると考えています。

40 設問番号40に対し

- (1) 設問番号2，同5，同15，同25記載のとおり，廃棄物処理法上，そもそも受け入れることができる産業廃棄物が限定されており，有害物であると否とに関わらず，一般廃棄物であると油であることを問わず，許可を受けた以外の廃棄物を受け入れることはありません。
- (2) もっとも，益田リサイクルとしては，たとえ法令上問題とならないような微量の偶然の可能性も排除したいと考えておりますので，下記物質ないし物品の混入の危険性をご懸念されているということであれば，本書面到達後3週間を目処に，いかなる有害物又は油がどのようなプロセスでどの程度の量，どれくらいの濃度で混入するとお考えであるか，書面にてご教示下さい。

41 設問番号41に対し

益田リサイクルとしては，適切な労働安全教育を行い，問題に対処しよう

考えています。

つきましては、今後の従業員教育の参考にするため、貴殿らにおいて具体的にどのような問題が生じるとお考えであるか、本書面到達後3週間を目処に当職の事務所まで書面にてご教示下さい。

4.2 設問番号4.2に対し

現実に弁護士たる当職から説明しており、当職が退席を求められた事実はありません。したがって、当職が説明することにつき、不適切な点はありません。

4.3 設問番号4.3に対し

(1) 6月12日説明会の際に配布させて頂いた資料は、弁護士たる当職が作成したのですが、当職は平成28年に至るまで益田リサイクルから何の相談も受けていませんでした。作成者が異なる以上、東町工場の時の配付資料と内容がほとんど同じであっても、単なる偶然でしかありません。そもそも、東町工場も益田リサイクル遠田町新工場も廃プラスチック等の破碎工場という点で共通しており、環境対策の方法も基本的に同一ですので、適切な対策を講じた場合、両資料の内容はむしろ同一となるはずです。

(2) 貴殿は、平成28年6月12日の資料において「非常に乏しい」等の文言が用いられていることを根拠に、「益田リサイクル遠田町新工場から公害が発生する可能性はある」と判断してます。

たしかに、当方において、「可能性はない」「絶対に公害は生じない」と断言してはおりません。

しかし、それは、常に事故が発生する危険性を意識し、工場の設備や運営方法の改良、従業員教育の徹底により、「非常に乏しい」可能性を日々さらにより小さくしていく必要があると自覚しているからです。

貴殿は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故に言及していますが、この事故は、大地震による不可抗力というより、「原子力発電所は絶対安全」と信じて思考停止に陥り、必要な対策を怠った人災としての性質があることは否めません。そしてこのことは、同様に東北地方の太平洋に面した東北電力女川原子力発電所には全く被害がなく、かえって周辺の被災住民の避難所として用いられていたことから明らかです。

益田リサイクルとしては、起こりうる事故を常に想定し、事故の原因となるべき事柄を常に無くしていく不斷の努力により、事故の発生を防止していく所存です。

4 4 設問番号 4 4 に対し

- (1) 貴殿は、「工場周辺の環境美化はどのようにするのか具体的に記載なし」と主張されています。

しかし、そもそも貴殿は、益田リサイクル遠田町新工場建設予定地には従前養鶏場があったことを認めていますし、当職において現地を見分したところ、別紙写真のとおりその時点では当該養鶏場の設備であった飼料サイロ等が放置され、雑草が生い茂る廃墟状態でした。また、従前養鶏場であったことが原因なのか、ヤブ蚊が非常に多いという印象を受けました。

そうすると、益田リサイクル遠田町新工場の建設に向けた雑草や放置設備の除去、土地造成を行うこと自体、むしろ工場周辺の環境美化に視する行為というべきです。

- (2) 次に、貴殿は、益田リサイクル遠田町新工場の交通量を予測し、「搬出台数を考慮すると更に大幅に台数が増えることが予想される」旨述べています。

ところが、貴殿の予測は、具体的には、「10トン車1日20台、4

トン車1日50台，2トン車1日100台の合計」より更に大幅に台数が増えるというものであり，搬入される廃棄物の量が1日600トンより大幅に増える可能性があるというものです（10トン×20台＋4トン×50台＋2トン×100台＝200トン＋200トン＋200トン＝600トン）。

したがって，貴殿の計算によれば，益田リサイクル遠田町新工場が年間180日しか稼動しなかったとしても，年間10万8000トンの産業廃棄物を処理する勘定となります。

しかし，設問番号15，同36で記載したとおり，実際に受け入れる予定の産業廃棄物の量は，年間1266トン程度です。益田リサイクルは中小企業でしかなく，残念ながら現時点では1日に600トンもの産業廃棄物を処理できる工場を建設する能力はありません。

4 5 設問番号4 5に対し

益田リサイクル遠田町新工場付近の市道の現況についての当方の認識は，設問番号3，同28，同31記載のとおりです。

4 6 設問番号4 6に対し

必要な図面を特定の上，サイズをご指摘頂ければ，可能な限り対処致します。ただし，図面のサイズ及び枚数によっては，印刷代宛実費を申し受けます。

4 7 設問番号4 7に対し

- (1) 必要ありません。
- (2) 開発許可制度とは，都市計画法に基づき，①都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため，都市計画区域を「計画的な市街化を促進すべき市街化区域」と「原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域」

に区分した目的を担保すること、②都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することの２つの役割を果たすことを目的として、開発行為や建築行為等を都道府県知事等の許可に係らしめる制度です（都市計画法２９条。なお、ここに「開発行為」とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう」とされています（都市計画法１２条）。）。具体的には、都市計画区域内外を問わず開発行為を都道府県知事等の許可に係らしめ、開発行為に対して必要最低限の公共施設整備を義務づけることにより宅地の技術的水準を保たせるとともに（技術基準。都市計画法３３条）、特に市街化調整区域については、技術的水準に加えて「特定のものを除いては原則として開発行為を行わせない」という用途的側面からの規制をかける（立地基準。都市計画法３４条）ことにより、上述の目的を達成しようとするものです。

もともと、都市計画法上、あらゆる開発行為が許可の対象となっているわけではなく、都市計画区域外、準都市計画区域外における１ヘクタール（１万平方メートル）以下の開発行為は、許可が不要となっています（都市計画法２９条、同施行規則２２条の２）。

- (３) この点、益田リサイクル遠田町新工場の申請敷地面積は９８６７．５平方メートルであり、１ヘクタールに及びませんので、開発許可は必要ありません。

４８ 設問番号４８に対し

ご指摘の図面を添付する法的義務があるわけではありません。

ただし、必要な図面を特定の上、サイズをご指摘頂ければ、可能な限り対処致します。ただし、図面のサイズ及び枚数によっては、印刷代宛実費を申し受

けます。

49 設問番号49に対し

必要な図面を特定の上、サイズをご指摘頂ければ、可能な限り対処致します。
ただし、図面のサイズ及び枚数によっては、印刷代宛実費を申し受けます。

50 設問番号50に対し

貴殿は設問において「流域形態」について具体的な定義を述べていないため、
回答のしようがありません。

つきましては、本書面到達後3週間を目処に、書面にて、「流域形態」につ
いての具体的な定義をご教示いただけますよう、お願い申し上げます。

51 設問番号51に対し

設問の趣旨が不明確であり、回答できません。水道局が提出を求める水理計
算書のことであれば、もっぱら水道料金の計算のための書類となりますが、貴
殿において益田リサイクル遠田町新工場の水道料金を覚知しなければならない
理由が理解できないため、回答のしようがありません。

つきましては、本書面到達後3週間を目処に設問の趣旨をご教示いただくと
ともに、もし水道局に提出する水理計算書のことであれば、貴殿において益田
リサイクル遠田町新工場の水道料金を覚知すべき理由を書面にてご教示いただ
けますよう、お願い申し上げます。また、貴殿において「水理計算書」と記載
した書類が別の書類を指すのであれば、本書面到達後3週間を目処にその旨書
面にてご通知下さい。

52 設問番号52に対し

設問の趣旨が不明確であり、回答のしようがありません。益田リサイクル遠

田町新工場建設予定地は海に隣接しておらず、敷地からの排水量を計算するのであれば、排水側溝接続部での排水量を計算すれば足りるからです

つきましては、本書面到達後３週間を目処に設問の趣旨をご教示いただけますよう、お願い申し上げます。その際には、①益田リサイクル遠田町新工場の排水側溝接続部での排水量を計算する目的、②益田リサイクル遠田町新工場の排水側溝接続部での排水量を計算するだけでは不十分である理由、③益田リサイクル遠田町新工場から海までの排水量の計算において排水側溝接続部での排水量に加算し、また、差し引くべき要素、④益田リサイクル遠田町新工場の排水側溝接続部での排水量を計算した場合と海までの排水量を計算した場合に予想される数値の差異の各事項については具体的にご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

５３ 設問番号５３に対し

現時点において西日本旅客鉄道株式会社と排水についての協議を行っておらず、協議書を添付することはできません。

また、貴殿は設問において「排水計画」の具体的な定義をしていないため、当職において、①なぜ益田リサイクルが排水について西日本旅客鉄道株式会社と協議しなければならないのか、②益田リサイクルが排水について西日本旅客鉄道株式会社と協議しなければならないとする法的根拠及び根拠条文、③益田リサイクルが排水について西日本旅客鉄道株式会社と協議しなければならないとする場合にその他の周辺住民の方々と個別に協議する必要性の有無、④益田リサイクルが排水について西日本旅客鉄道株式会社と協議しなければならないとする場合にその他の周辺住民の方々と個別に協議する必要があるとすればその周辺住民の範囲如何、⑤以上の各点における法令上の根拠（具体的な法令名及び根拠条項条文番号）について調査できませんでした。

つきましては、本書面到達後３週間を目処に、貴殿の述べる「排水計画」に

について具体的にご定義いただくとともに、上記①乃至⑤についてご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

5 4 設問番号 5 4 に対し

排水計画、道路計画ともに益田市と協議は行っておらず、現時点において協議書は添付できません。

なお、貴殿は、設問において、「排水計画」「道路計画」を定義していないため、①益田リサイクルが益田市と「排水計画」「道路計画」について協議すべき理由、②「排水計画」「道路計画」に関し益田リサイクルが益田市と協議して取り決めるべき事項、③前述の①及び②に関する法令上の根拠（具体的な法令名及び根拠条項条文番号）について調査できませんでした。

つきましては、本書面到達後 3 週間を目処に、書面にて貴殿の述べる「排水計画」「道路計画」について具体的にご定義いただくとともに、上記①乃至③についてご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

5 5 設問番号 5 5 に対し

益田リサイクルとしては、交差点協議は必要ないものと考えています。

ただし、もし必要があれば関係行政機関と協議しますので、根拠となる法令名、根拠条文及び貴殿において交差点協議が必要であると判断すべき法定要件の具備の状況をご教示いただけますよう、お願い申し上げます。なお、本書面到達後 3 週間を目処に、書面にてご教示いただければ幸甚です。

5 6 設問番号 5 6 に対し

必要な図面を特定の上、サイズをご指摘頂ければ、可能な限り対処致します。ただし、図面のサイズ及び枚数によっては、印刷代宛実費を申し受けます。

５７ 設問番号５７に対し

必要な図面を特定の上、サイズをご指摘頂ければ、可能な限り対処致します。
ただし、図面のサイズ及び枚数によっては、印刷代宛実費を申し受けます。

５８ 設問番号５８に対し

貴殿は「号重力式擁壁部」と記載しており、「号」の前の数字が抜けており、
回答のしようがありません。

つきましては、本書面到達後３週間を目処に、「号」の前の数字をご教示頂
けますよう、お願い申し上げます。

５９ 設問番号５９に対し

設備設計時に確定するものであり、現時点では未定です。

６０ 設問番号６０に対し

設備設計時に確定するものであり、現時点では未定です。

６１ 設問番号６１に対し

設備設計時に確定するものであり、現時点では未定です。

６２ 設問番号６２に対し

設備設計時に確定するものであり、現時点では未定です。

６３ 設問番号６３に対し

敷地内道路に排水側溝を設置し、前面道路に排水致します。

６４ 設問番号６４に対し

現在、実施設計において検討中であり、確定していません。

6 5 設問番号 6 5 に対し

可能であると考えています。

そもそも益田リサイクル遠田町新工場は破碎施設なので、工場の業務自体から排水が生じることはありません。ミストに用いる霧状の水は、使用量がわずかであり、噴霧後は蒸発することが前提です。そうすると、現実には生じる排水の主なものは従業員の水生活活動によるもの（水洗トイレからの排水や食器を洗う水など）となり、シャワーを設ける予定ではあるものの、浴槽は設置する予定がありませんので、益田リサイクル遠田町新工場から排出される排水は一般家庭よりも少ないものと予想しています。

6 6 設問番号 6 6 に対し

構造については設問番号 3 0 記載のとおりです。具体的な設置場所は、実施設計において検討中であり、確定していません。

6 7 設問番号 6 7 に対し

設問記載の「地下排水工」の意味が分からず、今回は回答を差し控えさせていただきます。益田リサイクルとしては、この点についてのご教示を受けた上で、回答させていただきたいと考えています。つきましては、本書面到達後 3 週間を目処に、「地下排水工」の意味を書面にてご教示いただけますよう、お願い申し上げます。

6 8 設問番号 6 8 に対し

ありません。

益田リサイクル遠田町新工場は、破碎施設として設計されており、簡単に焼

却施設、中和処理施設に転用できるものではありません。仮に焼却ないし中和などの処理業務行う施設を建設する場合、益田リサイクル遠田町新工場の敷地面積の３倍程度の面積が必要となる上、建物をいったん撤去して作り直さざるを得ず、営業上到底引き合いません。

６９ 設問番号６９について

ありません。

機械の処理音が大きくなり、騒音が発生する場合には、機械を修理するか、あるいは交換することになります。貴殿らにおいて工場差止めのための法的措置をとりうることもすでに説明させていただいたとおりです。

７０ 設問番号７０について

搬入経路は、益田リサイクルの所有地の一部を私道通路として整備して市道に接続することとなります。

既に設問番号４についての回答として述べたところに加え、益田リサイクルが私道として整備する通路は、別紙配置図、同横断図（１）及び同横断図（２）記載のとおり道幅としていますので、車輛の通行上特に問題があるとは思えません。さらに、民家近くでは安全運転に徹しますので、運行上も問題は生じないと考えています。

もともと、貴殿において益田リサイクルがその所有地に車輛を通行させることを差し止める法的権利が存在するとお考えであれば、益田リサイクルとしては可能な限り権利相互間の調整に努めたいと考えておりますので、本書面到達後３週間を目処に、法令を具体的に明示した上で（法令名と条文番号を明示した上で）、その権利の内容を書面にてご教示下さい。

７１ 設問番号７１に対し

貴殿の問題意識が不明であり、回答のしようがありません。

つきましては、本書面到達後 3 週間を目処に、この設問の趣旨を書面にてご教示下さい。

7 2 設問番号 7 2 に対し

廃棄物の排出事業者が負うことになります。

前述のとおり、廃棄物処理法は産業廃棄物の処理につき自己処理を原則としており（廃棄物処理法 1 1 条）、益田リサイクルは事業者との委託契約に基づいて搬入された廃棄物を処理するにすぎません（廃棄物処理法 1 2 条 6 項）。

したがって、万が一益田リサイクルが倒産したとしても、益田リサイクルの相手方事業者に対する損害賠償責任の問題が生じるとしても、相手方事業者はいったん益田リサイクルに委託した産業廃棄物を引き取って自ら処理するか、あるいは他の産業廃棄物業者に委託しなければなりません。

7 3 設問番号 7 3 について

産業廃棄物処理業のみならず、あらゆる業務について、当該業務に携わる全ての者の自覚によって防ぐしかありません。

7 4 設問番号 7 4 に対し

設問番号 7 3 において回答させて頂いたとおりです。

7 5 設問番号 7 5 に対し

「交通公害」とは、法的には、「交通公害に係る大気の汚染、騒音及び振動を定める命令」（昭和 4 6 年 6 月 2 3 日総理府・厚生省令第 1 号）によって、「道路を通行する自動車又は原動機付自転車から排出される一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物又は粒子状物質に起因する大気の汚染、自動車又は原動

機付自転車の通行に伴って発生する騒音及び振動であつて、当該区域において人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい限度を超えるもの」とされています。

ただし、特定の法令における法律用語の解釈を意見書において相手方に尋ねること自体、合理的な行動とは思えません。通常であれば、貴殿において定義した上、問題点を指摘する形になると思います。

次に、益田リサイクル遠田町新工場の稼働によって上記のような交通公害が発生するとは考えておりません。益田リサイクル遠田町新工場周辺の道路は益田市内において特に車輛通行の多い場所ではなく、多少車輛通行量が増えたところで交通公害が発生するとは考えられません。

もっとも、交通公害は重大な問題であり、益田リサイクルにおいて問題点の見落としがあつてはいけません。益田リサイクルとしては交通公害が生じる可能性を確実に潰しておきたいと考えておりますので、貴殿において発生すると考えている交通公害の具体的な態様及び程度、発生する事故の件数及び程度をご教示いただきたく思います。つきましては、本書面到達後3週間を目処に、当職の事務所まで上記の点について書面にてご教示下さい。

76 設問番号76に対し

設問番号1（3）記載のとおり、6月12日説明会で配布させて頂いた資料別紙札幌市のHPの部分をご参照下さい。

77 設問番号77に対し

設問番号2記載のとおりです。

78 設問番号78に対し

設問番号3記載のとおりです。

79 設問番号79に対し

- (1) 生物に悪影響を及ぼすことはないと思います。
- (2) ただし、「動物」というだけでは、貴殿らにおいていかなる動物を想定しているのか不明確ですので、①「動物」が脊椎動物に限られるのか、脊椎動物以外の動物も含むのか、②脊椎動物以外の動物も含むとした場合、その範囲はどこまで及ぶのか、③想定される脊椎動物は、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類のどこまで及ぶのか明らかにするとともに、以上の動物の範囲を限定するのであれば、いかなる理由をもって限定するのかご教示下さい。つきましては、本書面到達後3週間以内に書面にてご教示いただけますよう、お願い申し上げます。

80 設問番号80に対し

設問番号1，同19，同27記載のとおりです。

81 設問番号81に対し

益田リサイクルの過失によって発生した事故、または法令により補償ないし賠償が義務づけられる事象については、当然、益田リサイクルが賠償ないし補償を致します。そのための保険契約も締結しています。

ただし、上記以外の事故ないし事象以外の事柄については、益田リサイクルが責任を負うことはありません。

82 設問番号82に対し

平成28年6月12日の説明会において配布した図面記載のとおりです。

83 設問番号83に対し

(1) 工期は、9月に土地造成工事を開始し、造成工事終了後に建物の建築工事を開始し、平成29年2月乃至3月に完成する予定としています。

しかしながら、土木建築工事においては、様々な理由から工期が延びることがあり、益田リサイクル遠田町新工場においてもそのことは何ら変わりません。

(2) 予算額は、益田リサイクルの営業上の秘密に属することなので、直ちに回答することは致しません。

もともと、貴殿らから理由を説明して頂いた上で、合理的な理由があると判断した場合には開示することが全くないということでもありません。そこで、本書面到達後3週間を目処に、益田リサイクルにおいて予算を開示すべき理由を書面にてご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

84 設問番号84に対し

土地の取得額は益田リサイクルの営業上の秘密に属することなので、直ちに回答することは致しません。

もともと、貴殿らから理由を説明して頂いた上で、合理的な理由があると判断した場合には開示することが全くないということでもありません。そこで、本書面到達後3週間を目処に、益田リサイクルにおいて予算を開示すべき理由を書面にてご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

85 設問番号85に対し

(1) そもそも図面の参照を前提とせずに当該図面を説明し、理解を得ることは実質的に不可能です。

(2) また、貴殿の立場からすれば、松倉慎治一級建築士以外の他の一級建築士に図面の検討を依頼し、説明を受けたり、問題点の教示を受けた方

が、客観的な知見が得られ、合目的的であると考えます。益田リサイクルとしては、必要な図面を特定の上、サイズをご指摘頂ければ、可能な限りこれを開示致します。ただし、図面のサイズ及び枚数によっては、印刷代宛実費を申し受けます。

86 設問番号86に対し

設問番号2，同5，同15，同24記載のとおりです。

87 設問番号87に対し

二酸化炭素の生産量ないし排出量については回答を留保させていただきます。

法令上、益田リサイクルに対して二酸化炭素の生産量ないし排出量の計算ないし届出義務は課されておらず、生産量ないし排出量の規制ありません。したがって、この質問は貴殿ら知的好奇心に基づくものであって、本来回答する必要はないと考えます。

もっとも、益田リサイクルに対して二酸化炭素の生産量ないし排出量の計算ないし届出義務を課し、排出量を規制する法令があるとすれば、これを測定し、回答する必要が生じるものと思われますので、もしそのような法令をご存じであれば、本書面到達後3週間を目処に、具体的な法令名及び条文番号を特定した上で、当職の事務所まで書面にてご教示頂けますよう、お願い申し上げます。

88 設問番号88に対し

設問番号2，設問番号3，設問番号5，設問番号25，設問番号40記載のとおりです。

89 設問番号89に対し

設問番号 27 記載のとおりであり、粉塵が建屋外に漏出する可能性は極めて乏しいと判断せざるを得ず、粉塵が遠くまで飛散することはないと思います。また、仮にそのような自体が発生した場合、貴殿らにおいて工場稼働差止めの法的措置が可能であることについては、既に説明させて頂いたとおりです。

90 設問番号 90 に対し

(1) 益田リサイクル遠田町新工場の排水については設問番号 3 記載のとおりであり、海水への影響を含めて、水質汚濁、水質汚染の問題は生じないと考えています。

(2) なお、設問番号 3 のとおり、万が一、鵜の鼻地区において合併処理浄化槽が設置されていない建物がある場合、最大の水質汚染源はそこからの生活雑排水と思われます。

そこで、益田リサイクルとしては、従前の排水溝は廃止し、その反対側により効率的な市道側溝までの排水溝を設け、この新しい排水溝には他者からの排水の流入を一切認めないことによっても、環境維持に協力していきたいと考えています。

91 設問番号 91 に対し

設問番号 4，同 21，同 22，同 34，同 35 記載のとおりです。

92 設問番号 92 に対し

これまで述べたとおり、公害が発生する可能性は極めて乏しく、かえって益田リサイクル遠田町新工場の建設に伴って放置されていた廃墟や雑草が処理されることになるので、何の問題もないと考えています。

9 3 設問番号 9 3 に対し

- (1) 騒音・振動についての詳細は設問番号 1, 同 6, 同 1 3, 同 1 7, 同 2 0, 同 2 1 記載のとおりですが, 騒音・振動が周辺住民の方に悪影響を及ぼす場合, その音量及び振動の発生場所・原因からして, 民家の犬の鳴き声や, 山陰本線の列車走行による騒音及び振動の方がはるかに影響が大きいと判断せざるを得ません。

少なくとも現時点において西日本旅客鉄道株式会社に対して益田市に居住する個人ないし自然人から列車の走行の差止めを求める訴訟や仮処分命令の申立てはなされていないようですので, 益田リサイクル遠田町新工場の稼動によって日常生活に影響する騒音及び振動が生じることはないと思われます。

- (2) 次に, 景観ですが, 益田リサイクル遠田町新工場建設予定地は, 都市計画法上の白地地域であり, 建物の建設が法的に制限されるわけではありません。また, 益田リサイクル遠田町新工場建設予定地周辺において, 建物の高さ制限, 屋根の色の制限, 建物の構造の制限 (木造軸組に限ることなど), 建物の外壁の色の制限といった景観保護のための権利制限が設けられているわけでもありません。

そして, 益田リサイクル遠田町新工場建物は, 私道を設置することで市道から相当程度離して建築することになります。建物の背後は山林であり, 市道から直接見える部分はわずかであって, 景観に影響することはないと思います。

加えて, 益田リサイクルにおいて益田リサイクル遠田町新工場建設のために草刈り, サイロ等の撤去を行う前は, 別紙写真のとおり建設予定地は雑草が生い茂る廃墟状態で, 当職としては, 保護すべき景観であるとは感じられませんでした。

なお, 貴殿において益田リサイクル遠田町新工場の建設が景観に悪影

響を及ぼすということであれば、本書面到達後3週間を目処に、周辺道路から益田リサイクル遠田町新工場の建屋がどのように見えるか図面で表示した上、具体的にどのように悪影響が景観に対して生じるのか書面にてご教示下さい。

94 設問番号94に対し

質問の客観的趣旨が環境保護の目的とかけ離れ、もっぱら貴殿の知的好奇心から出たものであり、回答の必要はないと考えます。

そもそも振動・振動の値を予測するのは、公害防止のためです。騒音・振動の予測計算において予想外の騒音・振動が発生すると結果を得られた場合、設計が変更されることになります。その上で再度予測を行い、公害というべき騒音・振動の発生はないとの計算結果が得られてはじめて工場の建設に着手します。そして、実際に機械を稼働させて公害というべき騒音・振動の発生がないことを確認して工場が操業を開始します。工場操業後に公害と判断すべき騒音・振動が発生した場合には、益田リサイクルは工場を停止して原因を究明します。

また、もしこのような場合に、益田リサイクルが工場を停止せず、原因の究明もしないのであれば、貴殿において法的手段などに及ぶことができることは、既に説明したとおりです。

なお、本件予測結果報告書の計算及び内容に誤りがあるとのことであれば、本書面到達後3週間を目処に、書面にて、当職の事務所までご教示下さい。

95 設問番号95に対し

貴殿は、当職ないし益田リサイクルの行動が倫理的ではなく、精神面で日常生活に支障を来している住民がいると主張していますが、具体的に誰がそのような被害があるのか記載がありません。このため、前述のとおり、「鵜の鼻地

域の環境を守る会」の団体としての実在が確認できないことから、当方においては、「当職ないし益田リサイクルの行動が倫理的ではない」と判断している方はほかならぬ野村隆義殿ご自身であり、「精神面で日常生活に支障を来している」のも貴殿自身であると推察致します。

しかし、貴殿は、「当職ないし益田リサイクルの行動が倫理的ではない」と判断した根拠及び「精神面で日常生活に支障を来している」ことの具体的な事実関係について何の言及もしていません。

加えて、当職に対する懲戒請求、益田リサイクルに対する行政処分の上申ないし申立て、人格権侵害に基づく損害賠償請求訴訟といった法的手段も、現時点においてとられていないようです。

そうすると、設問番号９５は事実誤認に基づく質問というべきであり、回答の必要はないということになります。

また、仮にそのような事実があるとしても、質問とこれに対する回答といったやり取りをするより、端的に上記法的手段に及ばれた方がはるかに合理的であると思われます。

以上から、設問番号９５については回答を差し控えさせていただきます。

９６ 設問番号９６に対し

大雨、竜巻、台風といった災害を理由として安全面を懸念するのであれば、益田リサイクル遠田町新工場のみならず、あらゆる建造物に安全上の不安が内在することになり、建造物は一切建てられないことになります。

以上から、設問番号９６は質問が適切性を欠いていると判断し、これ以上の回答は控えさせていただきます。

ただし、貴殿において、具体的な雨量、竜巻（マイクロバースト及びマクロバーストを含む）において想定される藤田スケールの等級、過去において益田市において発生した竜巻（同）における藤田スケールの等級、その他台風にお

ける気圧及び風力予想及び過去に益田市を通過した台風についての具体的なデータなどを表示し、十分な補充が加えられた場合には回答の可能性があります。つきましては、本書面到達後３週間を目処に書面にて補充をお願い致します。

９７ 設問番号９７に対し

重機等に乗る作業員が２名から３名で破砕後の廃棄物を運ぶ作業員が１名から２名、軽作業（袋の取り換え作業など）が１名から２名という配置で作業を行う予定です。

９８ 設問番号９８に対し

益田リサイクルの休日は、日曜日、祝日、年末年始、盆休み、隔週土曜日です。

これら休日以外の日には工場を稼働することとなります。

９９ 設問番号９９に対し

道路の性状その他関連事項についての益田リサイクルの考え方は設問番号４、同２２、同３４、同３５、同９１記載のとおりです。

さらに、益田リサイクルとしては、関係車両について、交通法規の遵守はもちろん、状況に応じて安全な速度で走行すること、すれ違いの時は率先して道を譲ることの徹底など、企業として必要な配慮を不断に採っていく所存です。

１００ 設問番号１００に対し

- (１) 益田リサイクル遠田町新工場では水による洗浄といった工程はなく、業務本体に水を使用することはありません。

したがって、会社として水質調査を行うことは予定しておりません。

- (２) また、設問番号３に記載したとおり、益田リサイクル遠田町新工場

では合併処理浄化層を設置するところ、平成13年以前は合併処理浄化層の設置が法令上義務づけられていなかったため、鵜の鼻地域に限らず、平成13年以前に建築された建物は生活雑排水が垂れ流しとなっているものが少なくありません。貴殿において、「鵜の鼻地域の環境を守る」という目的を達成するのであれば、益田リサイクル遠田町新工場からの排水を監視するのみならず、①地域の建物全てについて合併処理浄化槽が設置されているか否か、②仮に設置されていない場合に下水道と直結されているかも調査の上、合わせて水質検査を行うことが必要であると感じましたので、あえて指摘させていただきます。

- (3) そして、別紙のとおり水質検査キットも比較的安価に販売されており、下記の項目についての簡易調査であれば素人でも水質検査が可能ですので、貴殿の活動の一助になればと考え、一応紹介させていただきます(各指標の意味については、別紙資料をご参照下さい。なお、CODについては(4)で述べます。)

記

pH (ペーハー)

鉄 (含有量)

全硬度

COD (= Chemical Oxygen Demand。化学的酸素要求量)

亜硝酸

アンモニウム態窒素

亜硝酸態窒素

リン酸態リン

硝酸態窒素

遊離残留塩素

アンモニウム

- (4) CODは、水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したものです。排水基準、海域と湖沼の環境基準に用いられる代表的な水質の指標の一つであり、化学的酸素要求量とも呼ばれています。数値の値は、試料水中の被酸化性物質量を一定の条件下で酸化剤により酸化し、その際使用した酸化剤の量から酸化に必要な酸素量を求めて換算したものであり、単位は ppm または mg/L を使用します。被酸化物質には、各種の有機物と亜硝酸塩、硫化物などの無機物がありますが、主な被酸化物は有機物です。そのため、一応はCODが高いほど有機物量が多いといえる。BODと類似していますが、BODとの違いは、CODが有機物と無機物両方の要求酸素量であるのに対し、BODは生物分解性有機物のみの酸素要求量であるという点です。

もっとも、有機物が多く水質が悪化した水ほどCODは高くなりますが、還元性の無機物によってもCODは高くなるため、CODの値が高いからと言って一概に水質が悪いとは言いきれないところがあります。また、酸化剤の種類と濃度、酸化時の温度や時間、有機物の種類や濃度によっても測定値が異なることがあるため、実際のところ、BODの値とCODの値の両方を測定できれば良いのですが、CODは30分から2時間程度の短時間で求められるのに対し、BODは測定に相当の時間（20℃程度の暗所に5日間保存）を要するため、素人としてはCODの測定で満足するほかに、BODまで測定するのであれば、COD値が高いことを確認した上で、益田市ないし島根県の環境担当部所に相談することをお勧め致します。

- (5) なお、以上のほか、河川において昆虫や貝類を中心とした水生動物相が、富栄養化などによって大きく変わることはよく知られており、それが水質汚濁の指標として利用されています。具体的には、①きれいな水の指標生物：アミカ・ウズムシ・カワゲラ・サワガニ・ナガレトビケラ

・ヒラタカゲロウ・ブユ・ヘビトンボ・ヤマトビケラ，②少し汚い水の指標生物：イシマキガイ・オオシマトビケラ・カワニナ・ゲンジボタル・コオニヤンマ・コガタシマトビケラ・スジエビ・ヒラタドロムシ・ヤマトシジミ，③汚い水の指標生物：イソコツブムシ・タイコウチ・タニシ・ニホンドロソコエビ・ヒル・ミズカマキリ・ミズムシ，④大変汚い水の指標生物：アメリカザリガニ・エラミミズ・サカマキガイ・セスジユスリカ・チョウバエが指定されています。これら水生生物相に変化が見られた場合にも，益田市ないし島根県の環境担当部所に相談することをお勧め致します。

- (6) 益田リサイクルとしては，益田リサイクル遠田町新工場において行う業務が建築廃材たる産業廃棄物の破砕処理であり，水その他の液体を業務に用いることはなく，水質汚濁の問題は生じないと考えております。

しかし，7月7日意見書により，貴殿が水質汚濁に対して重大な懸念を有していることは理解しました。そして，仮に益田リサイクル遠田町新工場においてが汚水を発生させていないとしても，益田リサイクル遠田町新工場建屋本体部分から市道側溝までの排水路において他者が発生させた汚水が混入するのであれば，貴殿にとってみれば益田リサイクル自身が汚水の排水をしていると同じことか，または少なくとも汚水の排水に加担していると判断するしかないことも理解しました。

そこで，益田リサイクルとしては，このような事態を防止し，合わせてほとんど発生する可能性はないと思われる洪水の可能性をさらに低くするため，工場の建設と合わせて現在存在している益田リサイクル遠田町新工場建屋本体建設予定場所付近から市道側溝までの排水路は廃止し，反対側により効率的な排水路を建設するとともに，新たな排水路には益田リサイクル以外の排水の流入を一切認めない方針と致しました。この方針により，汚水の流出に関する貴殿のご懸念は完全に払拭される

ことと思量致します。

101 設問番号101に対し

工場について通常の清掃活動を行うだけであり、道具の整理整頓・車などの中の清掃（個人の使用物がないかなど）倉庫内の掃き掃除を行います。

102 設問番号102に対し

- (1) 屋外の排水設備に流入する水は主に雨水等の自然水であることから、2週間に1回程度清掃を行えば十分であると考えています。

もっとも、益田リサイクルは2週間に1回という頻度に拘っているわけではなく、実際の清掃において回数を増やす必要があると判断した場合には適宜対応致します。

- (2) なお、繰り返しになりますが、平成13年は合併処理浄化槽の設置義務がなかったため、平成13年以前に建築された建物には、鵜の鼻地域に関わらず、生活雑排水が垂れ流しになっているものが少なくありません。事後法の禁止の原則から、平成13年以前に建築された建物に対して法律上合併処理浄化槽の設置が義務づけられているわけではありませんが、環境の保護という見地からは、平成13年以前に建築された建物所有者も合併処理浄化槽の設置が望ましいことはいうまでもありません。

103 設問番号103に対し

益田リサイクル遠田町新工場では受け入れた産業廃棄物の破碎を行うだけであって、洗浄工程は存在しません。その余の事柄については、設問番号2、同5、同15、同24、同32、同78、同88、同90、同100、同102記載のとおりです。

104 設問番号104に対し

設問番号18記載のとおりです。

105 設問番号105に対し

- (1) 契約外の廃棄物を処理することは、事業者側担当者があえて自己が所属する企業体や益田リサイクルを陥れるために罪を犯す意思で故意に契約外の廃棄物を少量紛れ込ませたというような極端な場合以外は考えられず、事実上起こりえないと思います。
- (2) 廃棄物処理法上、事業者は自ら排出した産業廃棄物を自ら処理するのが原則であること、自己処理に代えて産業廃棄物処理業者に処理を委託することは認められているが、委託契約は書面によらなければならない、かつ、対象となる産業廃棄物の種類及び数量を明らかにしなければならぬとされていること、産業廃棄物管理票制度によって産業廃棄物の管理が徹底されていること等については、すでに設問番号2、同16、同25に記載したとおりです。

そして、契約外の産業廃棄物を処理した場合、産業廃棄物処理業者の資格を取り消されてしまうおそれがあるだけでなく、刑事罰を科されるおそれすらあります（廃棄物処理法25条以下）。

したがって、産業廃棄物処理業者だけでなく、排出事業者も、あえて契約外の産業廃棄物を処理しようとすることは現実には想定できず、両者とも誤って契約外の産業廃棄物を処理しないよう最大限の注意を払うこととなります。実際、益田リサイクルでは展開検査も行います。廃棄物処理法が整備している各種制度も、契約外の産業廃棄物の混入を防止するのに十分なものといえます。

- (3) 加えて、産業廃棄物ごとに専門の処理業者があるのですから、排出事

業者としても委託契約上益田リサイクル遠田町新工場で処理することが予定されていない産業廃棄物をわざわざ持ち込む必要があるとは思えません。

(4) 以上から、契約外の廃棄物を処理することは、事実上起こりえないと思います。

106 設問番号106に対し

工場建屋のコンクリート舗装を20センチメートルにした方が15センチメートルにするより建屋全体の強度が向上すると判断したから設計を変更しただけのことです。

もっとも、このような質問が具体的な問題事例を想定せずになされているとは思えないので、貴殿が懸念している事項の具体例（「何かあるからではないか？」における「何か」の具体例）をご教示頂けますよう、お願い申し上げます。つきましては、本書面到達後、3週間を目処に、上記当職の事務所まで所目にてご教示下さい。

107 設問番号107に対し

益田リサイクル遠田町新工場の建屋の扉は自動式として設計しています。すなわち、車両の接近をセンサーで感知して自動で扉を開け、車両の退出をセンサーで感知して自動で扉を閉めます。なお、粉塵や騒音が建屋外に漏出することを防止するため、車両の出入時以外は扉は閉めたままとなります。

108 設問番号108に対し

密閉型の車両以外は、搬出する際にもシートを掛けます。

廃棄物処理法及び同施行令により、産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法14条6項）は、産業廃棄物を飛散させない形で運搬等を行わなければならない旨

規定されていますので（廃棄物処理法 14 条 1 2 項，同 12 条 1 項，同施行令 6 条 1 項 1 号，同 3 条 1 号イ（1）），密閉型の貨物室を有する車両を使用するか，ダンプカーのような開放型の荷台のトラックを使用する場合にはシートを掛けることによって飛散を防止する法的義務があり，これに違反した場合には，島根県知事から事業の停止を命令される危険性があります（廃棄物処理法 14 条の 3 第 1 号）。

したがって，益田リサイクルとしては産業廃棄物を飛散させないようにシートを掛ける法的義務があり，この義務の履行の実効性は，廃棄物処理法の制裁により担保されているといえます。

109 設問番号 109 に対し

廃棄物処理法 12 条の 3 第 4 項は「産業廃棄物の処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）は，当該処分を終了したときは，第 1 項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項（当該処分が最終処分である場合にあっては，当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨）を記載し，環境省令で定める期間内に，当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において，当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは，当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。」と規定し，同第 5 項は「処分受託者は，前項前段，この項又は第 12 条の 5 第 5 項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは，環境省令で定めるところにより，第 1 項の規定により交付された管理票又は第 3 項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し，環境省令で定める期間内に，当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。」と規定し，同第 7 項は「管理票交付者は，環境省令で定めるとこ

ろにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。」と規定し、同第8項は「管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第3項から第5項まで若しくは第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第14条第13項若しくは第14条の4第13項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。」と規定しています。そして、廃棄物処理法施行規則第8条の28は「法第12条の3第8項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。」と規定し、その第1号で、「法第12条の3第3項前段又は第4項前段の規定による管理票の写しの送付」は、「管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日）」と規定しています。

したがって、産業廃棄物管理票の実務からすると、益田リサイクルは産業廃棄物の処理の委託者（概ね建設業者から産業廃棄物の処理の委託を受けます）から、処理すべき産業廃棄物の搬入を受け、産業廃棄物処理票を受けた時から90日以内に最終処分場への搬出という形で中間処理たる破碎を完了しなければならないということになります。

なお、これらの規定に違反した場合には、島根県知事から事業の停止を命令される危険性がありますので（廃棄物処理法14条の3）、その実効性は、廃棄物処理法の制裁により担保されているといえます。

110 設問番号110に対し

平成28年6月12日において既に説明しており、再度の説明は必要ないと考えています。

そもそも、本件予測結果報告書は高度な専門的技術に基づいて作成されており、その内容を口頭で全て説明することは困難なので、その概要を口頭にて説明させていただいた上で、本件予測結果報告書を直接資料に添付しています。破砕設備の図面についても、同様です。

なお、平成28年6月12日の説明にご納得ないしご理解いただけないということであれば、益田リサイクルに対して再度の説明を求めるよりも、同日に配布させていただいた資料、図面、7月7日意見書及び本書面を貴殿において他の専門家に持ち込み、セカンドオピニオンを得る方が合目的的であると思量致します。

1 1 1 設問番号 1 1 1 に対し

別紙「(仮称) みね商工会工場新築工事計画平面図」及び同配置図記載のとおりです。ただし、工場内の動線は建物建設後に変更することがあります。

1 1 2 設問番号 1 1 2 に対し

排水計画は概ね別紙「(仮称) みね商工会工場新築工事計画平面図(排水計画)」記載のとおりですが、現在検討中であり、設備設計時に確定します。

1 1 3 設問番号 1 1 3 に対し

音や振動については適宜検査する予定です。

しかし、稼働中に明らかに異常な音がしたり、振動が発生した場合には、直ちに機械の稼働を止め、機械の検査を行います。修理などによって機械が騒音や振動を発生させない状態にならない限り、工場が再稼働することはありません。

そもそも、稼働中に明らかに異常な音がしたり、振動が発生した場合には、担当役員や従業員がすぐ気づきますし、何回も述べているとおり騒音計は安価

に購入できるので、益田リサイクルでも購入予定です。

その他、土壌汚染、水質汚染は発生の可能性が考えられないので、土壌汚染、水質汚染の検査をする予定はありません。

1 1 4 設問番号 1 1 4 に対し

産業廃棄物の積み下ろし、重機の使用も踏まえての騒音・振動の予測結果になっています。

ただし、工場の稼働前には行政の担当者の立ち会いを得た上で外部の専門業者による計測を行います。ここで公害と判断すべき騒音・振動が発生した場合には島根県知事の許可は下りませんので、不具合を修正し、間違いなく許可が得られると判断された時点ではじめて許可申請を行うことになります。

繰り返しになりますが、重要なのは予測値ではなく、実測値であり、実測値において公害と判断すべき騒音・振動と判断された以上、いかに予測値が良好だったとしても島根県知事が許可をすることはありえません。

1 1 5 設問番号 1 1 5 に対し

添付の図面及び機械のパンフレット記載のとおりです。

1 1 6 設問番号 1 1 6 に対し

- (1) 工場の北側防音壁の高さは1.8メートルです。
- (2) ところで、日照権ですが、日照権を主張すれば直ちに工場の計画変更や建設差止めが可能となるわけではありません。

益田リサイクル遠田町新工場は松倉慎治一級建築士が設計しており、建設基準法上の建蔽率、容積率、高さ制限、隣接斜線規制、北側斜線規制、日影による中高層建築物の高さ制限といった制限はすべて遵守した上で設計がなされています。

(3) もっとも、建築基準法に定める各種の規制、特に日影規制に適合していても、貴殿が指摘するように、日照権により救済されることがあります。ただし、日照権侵害による救済が認められるのは、日照が侵害されて損害が発生し、それについて、加害者に故意又は過失があり、かつそれが違法であるという場合ですが、そのためには、単に日照が阻害されるというだけでなく、その程度が受忍限度を越える程度のものであることが必要であるといわれています。なぜなら、日本のような狭い土地において、全ての日照阻害が違法であるとする、建物を建築すること自体ほとんど不可能となり、土地の有効活用は不可能となるからで、対立する2つの権利（建物建設に関する建築側の財産権の保護と日照を受ける既存住民側の人格権の保護）の調整の見地から、一定限度を越えた日照阻害についてのみ、不法行為とするしかないからです。

そして、受忍限度を越えているかどうかは、過去の裁判例上、①被害の程度、②地域性により日照保護の必要の程度、③加害建物に被害を回避するための配慮がなされているか否か、④被害建物に、配置や建物の構造の上で、日照被害を避ける配慮がなされているか否か、⑤被害建物の用途、⑥加害建物の性質、⑦加害建物の建築基準法等の法令適合性、⑧交渉時の経過、など数多くの要素を総合的に判断して検討されているようです。

本件においては、鵜の鼻地域の緯度は概ね北緯 $34^{\circ} 7' 9.9''$ と思われるので、冬至の日の鵜の鼻地域の太陽南中高度（ $= 90^{\circ} - (\text{その場所の緯度}) - 23.4^{\circ}$ ）を算出すると、 31.9° （ $= 90^{\circ} - 34.7^{\circ} - 23.4^{\circ}$ ）となりますから、建物や防音壁の高さと近隣民家までの距離との関係上、たとえ冬至の日でも近隣の民家が長時間日陰になることはないと思われます。

以上から日照権侵害の問題は起らないと考えています。

117 設問番号117に対し

本件は、益田リサイクルの財産権の保護（工場建設の自由）と貴殿を含む他人の人格権及び財産権の調整の問題です。

しかし、益田リサイクル遠田町新工場を建設しても、結局騒音や振動が発生した場合には工場が稼働しませんので、設問番号6などでも述べたとおり、貴殿の人格権や財産権を侵害する具体的な可能性がないことは明らかなです。

したがって、貴殿の意見には理由がないといわざるを得ません。

118 設問番号118に対し

排水計画は概ね別紙「（仮称）みね商工会工場新築工事計画平面図（排水計画）」のとおりですが、今後実施設計において変更される可能性もあります。

この点、益田リサイクル遠田町新工場が原因で洪水が起きる可能性はないと判断していますが、さらに確実に期すため、益田リサイクル所有地のうち市道との接続路として用いる予定の部分に現在設けられている排水路は廃止し、反対側に新たな排水路を整備する予定です。これに伴い、現在設けられている排水路は埋め戻した上、その上からアスファルト舗装をすることになります。

119 設問番号119に対し

公害を発生させた者が責任をとります。

120 設問番号120に対し

益田リサイクル遠田町新工場においては合併処理浄化槽を設置するので、汚水は出ません。そのことについては、既に設問番号3、同28、同31、

同 7 8，同 8 8，同 1 0 0，同 1 0 3 で述べたとおりです。

他方，上記の各箇所において述べたとおり，水質汚濁に関する問題として，現在最も深刻と思われるのは，平成 1 3 年以前に建築された建物からの生活雑排水の垂れ流しと考えます。

繰り返しになりますが，7 月 7 日意見書により，貴殿が水質汚濁に対して極めて重大な懸念を有していることは理解しましたし，仮に益田リサイクル遠田町新工場においてが汚水を発生させていないとしても，益田リサイクル遠田町新工場建屋本体部分から市道側溝までの排水路において他者が発生させた汚水が混入するのであれば，貴殿にとってみれば益田リサイクル自身が汚水の排水をしていると同じことか，または少なくとも汚水の排水に加担していると判断するしかないことも理解しました。

そこで，益田リサイクルとしては，貴殿の懸念を払拭するためにも，市道との接続路として用いる予定の部分に現在設けられている排水路は廃止し，反対側に新たな排水路を整備した上で，新たな排水路への他者の排水は絶対に認めない方針を採用することとしました。

1 2 1 設問番号 1 2 1 に対し

現在，工場予定地付近の市道は交通量が特段多いわけではなく，他方で，機械の処理能力から逆算して，交通量がさほど増えるとは思えません。

もともと，この意見を述べるにあたり，貴殿においては現在の通行量調査結果及び工場稼働後の交通量予想データをお持ちであると思いますので，本書面到達後 3 週間を目処に上記当職の事務所まで書面にてご開示頂けますよう，お願い申し上げます。

1 2 2 設問番号 1 2 2 に対し

大丈夫だと考えています。

1 2 3 設問番号 1 2 3 に対し

悪臭の発生の可能性はありません。そのことは、設問番号 2，同 7 7 で述べたとおりです。

1 2 4 設問番号 1 2 4 に対し

益田リサイクル遠田町新工場の業務において発生する可能性がある公害は騒音・振動に限られます。

したがって、騒音・振動については計測義務・予測義務がありますが、その他の事柄については計測義務も予測義務もないと考えておりますので、騒音・振動以外の事柄については計測も予測も行いません。いくら住民であっても、他者に対し法的義務がないことを要求する権利はありません。

ただし、貴殿において騒音・振動以外の事柄について益田リサイクルに計測義務・予測義務があるとお考えであれば、本書面到達後 3 週間を目処に、その根拠となる法令（具体的な法令名及び条文番号）を当職の事務所まで書面にてご教示下さい。貴殿からのご教示により騒音・振動以外の事柄について益田リサイクルに計測義務・予測義務があると判断した場合には、騒音・振動以外の事柄についての計測を検討致します。

1 2 5 設問番号 1 2 5 に対し

破砕物と同じ成分になりますので、同じように処理されていきます。特に、破砕後売却する産業廃棄物については、粉末状であれど成分は同じであり、リサイクル可能であればリサイクルされ、リサイクルできないものは、中間処理中の派生物として適正に処分されます。

1 2 6 設問番号 1 2 6 に対し

(1) 貴殿は「成分」を教示せよと主張されていますが、その「成分」が元素単位なのか化合物単位なのかよく分からず、適切な回答になっている分かりませんが、一応、以下のとおり回答します。

(2) 益田リサイクル遠田町新工場は破碎施設ですから、その処理の過程で化学変化が生じることはなく、有毒物質が発生することはありません。

そもそも、環境汚染の懸念から質問するのであれば、産業廃棄物の化学変化の有無が問題になりますから、「粉塵にはどのような成分が含まれているのか？」といった質問事項とはならず、「粉塵が燃焼したり、水に触れた際に発生する有害物質はないか？」という質問事項になると思います。貴殿の質問がこのような趣旨のものと善解したうえで回答させて頂くとすれば、益田リサイクル遠田町新工場では産業廃棄物の焼却は行わず、受け入れる産業廃棄物は水溶性のものではないので、「粉塵が燃焼したり、水に触れたことで有害物質が発生する可能性はない。」という回答になります。

このことは、極めて重大な毒性を有するとされているダイオキシン類（＝Dioxins and dioxin-like compounds。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシン様ポリ塩化ビフェニル（DL-PCB）の総称。これらは塩素で置換された2つのベンゼン環という共通の構造を持ち、類似した毒性を示します。）ですから、構成元素は炭素、水素、酸素、塩素であり、これらを構成元素とする物質がただちに危険なわけではないにもかかわらず（これらを含む物質が危険であるというなら、人体そのものすら危険であるということになります。）、そのような物質を燃焼させると、意図しない副生成物（非意図的生成物）として重大な毒物であるダイオキシン類が発生するおそれがあることから明らかです。

ダイオキシン類は、具体的には、自動車の走行によるエンジン内燃焼、

喫煙時の煙草葉の燃焼，山火事や火山活動などの自然現象による燃焼によっても発生することが知られています。実際，ダイオキシン類の発生を防止するため，平成１２年の廃棄物処理法の改正で，野焼行為は禁止され（廃棄物処理法１６条の２），これに違反した場合には刑事罰（５年以下の懲役若しくは１０００万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。）が科されることになっています（廃棄物処理法２５条１項１５号。なお，廃棄物処理法はこれについて法人処罰規定（廃棄物処理法３２条）及び未遂罪処罰規定（廃棄物処理法２５条２項）を設けています。）。

（３） 他方で，貴殿の設問の趣旨が産業廃棄物の成分となる元素を明らかにせよというものであれば，それは貴殿の知的好奇心による設問となりますから，回答の必要はないと考えます。

１２７ 設問番号１２７に対し

設問番号９７のとおりです。

１２８ 設問番号１２８に対し

１０トン車は，月に１回から２回程度，中間処理後の廃棄物の搬出の際に来るだけです。

１２９ 設問番号１２９に対し

測定の必要はないと考えています。

益田リサイクル遠田町新工場に出入りするトラック等運送車両は，全て道路運送車両法所定の保安基準を充たしたものであることが前提であり，公害を発生するようなものではありません。

加えて，問題は工場を稼働した際に企業活動全体でどの程度の音量・振動が発生するか，しないかということであり，トラック１台が走行した場合の音量

や振動を計測することに意味はないと考えています。

もつとも、貴殿において、10トントラック1台が走行する際の騒音を測定すべきであると結論すべき法律的ないし科学的知見をお持ちであれば、ご教示賜りたいと考えていますので、本書面到達後3週間を目処に上記当職の事務所まで書面にてご教示下さい。

130 設問番号130に対し

二重トラップとは、屋外集水枡に二重に沈殿装置を設けるということです。

なお、屋外集水枡は雨水を集水するための設備であり、その効果を実証する必要はありません。

131 設問番号131に対し

貴殿の述べる「汚物」「汚水」の意味が分かりませんが、益田リサイクル遠田町新工場は破碎を行う中間処理施設ですので、設問番号3記載のとおり、処理過程から汚水は発生しません。

したがって、発生が想定される「汚物」「汚水」は、従業員の生理に起因する排水と従業員の清掃活動による排水ですが、益田リサイクル遠田町新工場においては合併処理浄化槽を設置しますので、その環境基準を充たさない「汚物」「汚水」が出るとは思えません。

もつとも、貴殿において益田リサイクルからの汚水の排出に特別のご懸念を有していると拝察致しましたので、貴殿のご懸念を払拭すべく、益田リサイクルでは従前の市道側溝までの排水溝を廃止し、新たにその反対側により効率的な排水溝を設置し、他者にはこの新しい排水溝への排水を一切認めないこととしたいと考えています。

132 設問番号132に対し

トラックを出口付近で清掃をする事はありません。

また、持込みで来られた事業者が益田リサイクル遠田町新工場で清掃をすることはありません。あくまでタイヤに廃棄物が付いていないかを確認して取り除く作業をするだけです。それはホウキなどで取り除ける程度のものであり、取り除いた後で処理します。

1 3 3 設問番号 1 3 3 に対し

設問番号 1 3 2 記載のとおりです。

そもそも、付着した廃棄物がかなりの量になる前に処理することになります。

1 3 4 設問番号 1 3 4 に対し

現段階において検討中であり、回答するのに熟しておりません。いずれ完成見学会を開催する予定ですので、その際に正確な説明及び回答をさせていただきます。

1 3 5 設問番号 1 3 5 に対し

これまで説明したとおり、益田リサイクル遠田町新工場の建設及び設置によって漁業に悪影響を及ぼすとは到底考えられません。逆に、最も悪影響を及ぼすの益田リサイクル遠田町新工場以外の合併浄化槽未設置建物からの生活雑排水の垂れ流しであると考えています。

もともと、貴殿において益田リサイクルからの汚水の排出に特別のご懸念を有していると拝察致しましたので、貴殿のご懸念を払拭すべく、益田リサイクルでは従前の市道側溝までの排水溝を廃止し、新たにその反対側により効率的な排水溝を設置し、他者にはこの新しい排水溝への排水を一切認めないこととしたいと考えています。

136 設問番号136に対し

設問番号68記載のとおりです。

益田リサイクルとしては、益田リサイクル遠田町新工場の受入れ産業廃棄物の種類の変更は、あまりにコストがかかりすぎるので、全く考えておりません。益田リサイクルの会社の発展に伴い、会社としての受入れ産業廃棄物の種類が増加することはありますが、そのような場合には益田リサイクル遠田町新工場を改造ないし拡充するより、他の場所に新工場を立ち上げた方がはるかに安上がりです。

137 設問番号137に対し

廃棄物処理法及び関係法規において、住民の同意は県知事の許可の要件になっておりません。

そもそも、要件として法律に規定する場合、「住民」についての定義条項（「施設建物の外周辺から直線距離で何メートル以内に土地、建物を所有するか、当該土地、建物について地上権、永小作権、入会権、賃借権、使用借権を有する者又は法人」というような条項を設けなければなりません。

また、「住民の反対」についても、これは「住民」に含まれる者が1人でも反対していたら「住民は反対」ということになるのか、それとも多数決によって決定するのか、多数決によって決するとした場合、どのようにして意思確認を行うのか規定を設けなければなりません。

138 設問番号138に対し

被害が出ることは想定できません。

機械に不具合が出れば、その時点で機械を停止しますので、公害というべき騒音や振動が発生するとは思えませんし、仮に益田リサイクルが機械を止めずに騒音や振動を放置した場合、貴殿その他の他者において工場の操業停止の法

的手段をとることができることは既に述べたとおりです。

加えて、騒音計が安価に購入できることは既に説明させて頂いているので、万が一のことに備え、貴殿自身で騒音計を購入し、独自に測定することをお勧め致します。

139 設問番号139に対し

- (1) 紙くず、繊維くずの粉による家屋への被害の可能性はないと判断しています。
- (2) そもそも、益田リサイクル遠田町新工場では、建屋内で破碎処理を行うので、紙くず、繊維くずの粉が建屋外に流出することはないと判断しています。
- (3) 他方で、周辺の建物を主体として考えると、万一紙くず、繊維くずの粉が流出し、それが原因で建物が倒壊することは到底考えられません。
- (4) 机上の想定としてもありうるのは、紙くず、繊維くずの粉が流出し、それにより周辺の建物が汚れるということですが、そのような事態が生じるのであれば、建屋内は紙くず、繊維くずの粉で充満し、作業員が作業を継続できる状態ではないはずです。
- (5) 以上から、設問番号139については、現実には起こりえない事柄について回答を求めるものとして、これ以上の回答を差し控えさせていただきます。

140 設問番号140に対し

この場所に工場の設置を計画したのは、土地の所有権を取得できたからです。また、貴殿は周辺が住宅密集地であると主張されていますが、都市計画法上の白地地域であることや、現地の住宅の分布状況からして、「住宅密集地」

と認めることは不可能であると考えます。

以上から、設問番号１４０に対しては、質問ないし意見自体誤った事実認定に基づくものとして、これ以上の回答を差し控えさせていただきます。

１４１ 設問番号１４１に対し

臭いが出ないことについては、設問番号２，同７７，同８８，同１２３，同１３６記載のとおりです。また，益田リサイクル遠田町新工場において受け入れた産業廃棄物はほとんど無臭であり，処理において焼却したり，発酵させることもありませんので，煙が出ることもありません。

また，チップ状にした木くずについても，屋外に野積みにはすることはあり得ませんので，風によって飛散することはありません。

１４２ 設問番号１４２に対し

益田リサイクル遠田町新工場の建設予定地は海に隣接していないので，工場からの排水が直接海に流れることはありえません。

１４３ 設問番号１４３に対し

（１） 虫が湧くことはありえないと思います。

（２） そもそも，廃棄物処理法において，産業廃棄物を保管する場合には，ねずみが生息し，及び蚊，はえその他の害虫が発生しないようにすべきことが義務づけられており（廃棄物処理法１４条１２項，同１２条１項，廃棄物処理法施行令６条１項１号ホ，同３条１号リ（３）），これに違反した場合には，島根県知事から事業の停止を命じられる危険性があります（廃棄物処理法１４条の３）。

したがって，益田リサイクルとしては木くずのみならず他の産業廃棄物についても「虫がわからない」ように処理する法的義務があり，この義

務の履行の実効性は廃棄物処理法規定により担保されているといえます。

- (3) なお、当職が益田リサイクル遠田町新工場建設予定地を訪れたところ、雑草が生い茂っており、非常にヤブ蚊が多く、かなり刺されました。このままこの土地を利用せずに放置した方が害虫の発生が多いのではないかと判断致します。

1 4 4 設問番号 1 4 4 に対し

設問番号 4，同 2 2，同 3 5，同 7 0，同 9 1 記載のとおりです。

1 4 5 設問番号 1 4 5 に対し

代表取締役の大場志峰，専務取締役の大場志岱の両方が同時に宿泊を伴う形で益田市外に出ることは、休暇ないし休日以外にはありえません。どちらかが対応することで対処致します。

1 4 6 設問番号 1 4 6 に対し

貴殿の工場立地の立地条件についての意見は、主観的なものにすぎません。そもそも問題は益田リサイクル遠田町新工場を設置することの是非であり、東町工場との立地条件の優劣を検討することに何の意味もありません。

他方、問題は益田リサイクル遠田町新工場周辺の交通に関する益田リサイクルの意見は、設問番号 4，同 2 2，同 3 5，同 7 0，同 9 1 記載のとおりです。

1 4 7 設問番号 1 4 7 に対し

設問番号 1 3 5 記載のとおりです。

1 4 8 設問番号 1 4 8 に対し

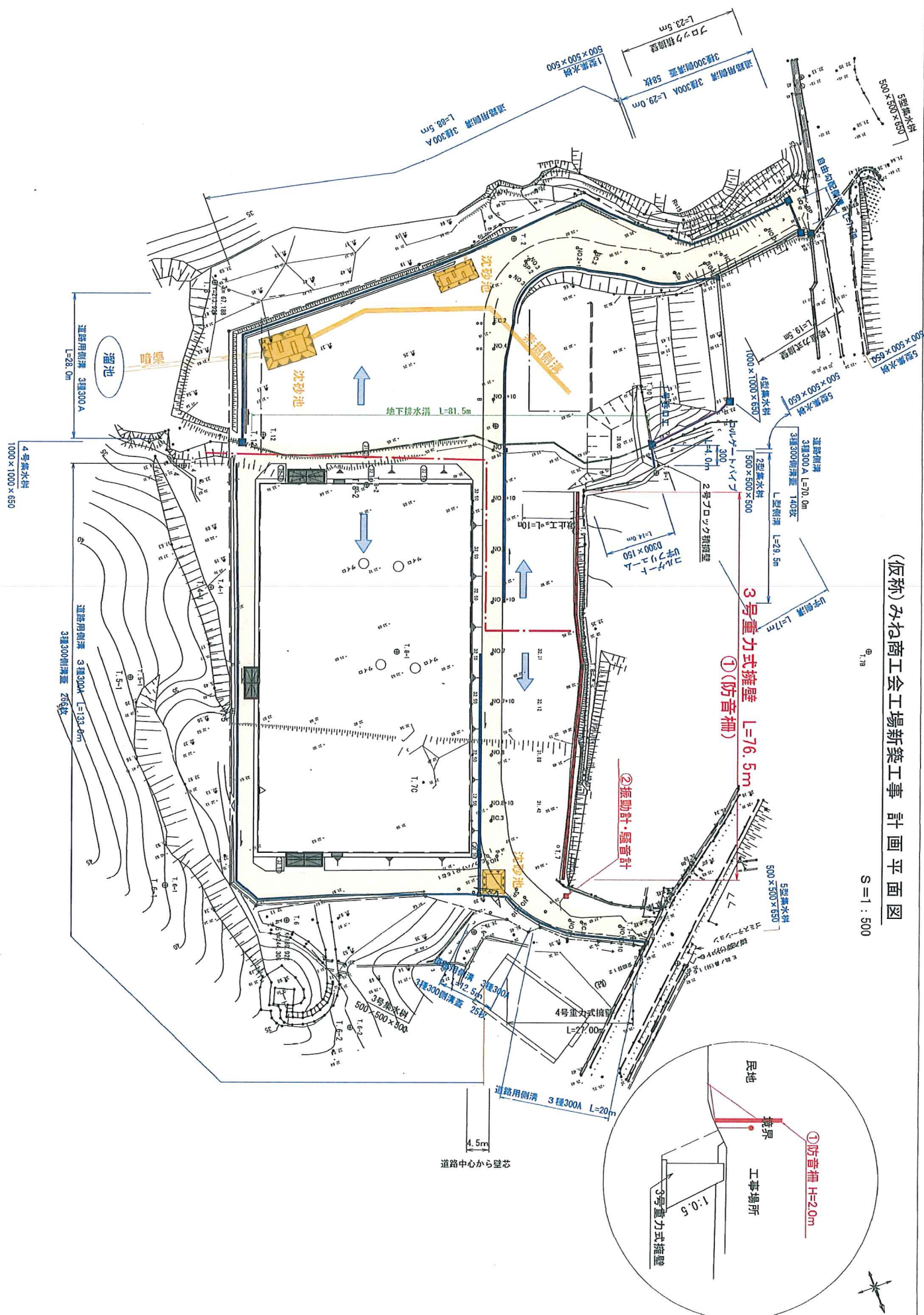
島根県知事ないし益田市農業委員会に対して情報公開請求を行っていただけますよう、お願い申し上げます。

益田リサイクル遠田町建設予定地写真

平成28年6月6日田上尚志撮影



$S = 1 : 500$



$S = 1 : 500$

7.7





水質検査キット・水質検査パックテストの特集ページです



受付時間：9：00～17：00 平日 / 土日祝は除く

☎ 026-462-0411



- ・ [トップページ](#)
- ・ [土壌調査・分析](#)
- ・ [水質調査](#)
- ・ [ガス測定・採取](#)
- ・ [その他](#)
- ・ [会社概要](#)
- ・ [お支払方法について](#)
- ・ [配送・送料について](#)
- ・ [ご納品までの流れ](#)
- ・ [よくあるご質問](#)
- ・ [返品・交換について](#)

簡易水質検査キットの特集ページです。
自由研究におすすめの商品で、共立理化学研究所製、柴田化学製の水質検査パックテストをご紹介します。

簡易でお子様もできる、自由研究におすすめ商品！
川の水・飲み水・井戸水の簡易検査に

水質検査キットの特集

簡易水質検査パックテストの特集ページです。

みなさまの身近な【水】のことを、水質検査キットで調べてみませんか？
水道から出る水、川を流れている水、井戸からくみ上げる井戸水など、全て透明な水なのでしょうか。
簡易的で子供でもできるため、自由研究などにもおすすめの商品です！

簡易水質検査キットの特長

簡易水質検査キットの良いところ!!

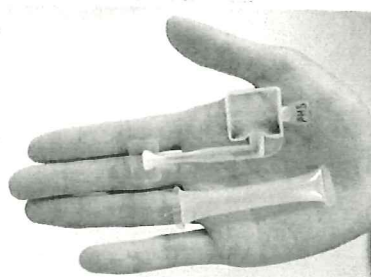
スポイト式
で簡単操作

その場で
測定可能

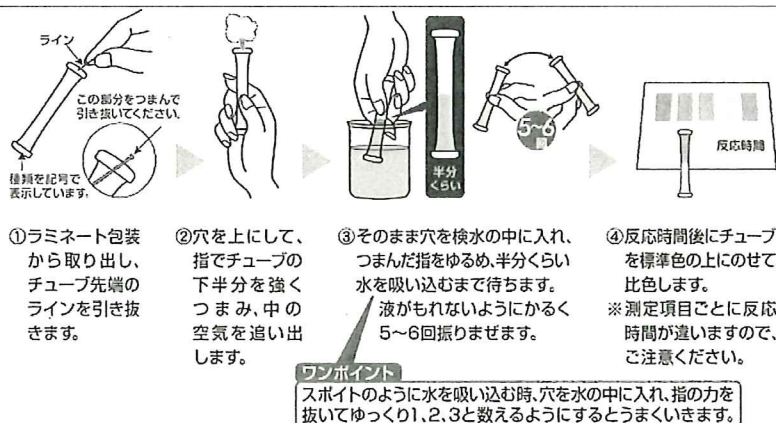
1個1袋で
小さく軽量

色が
みやすい

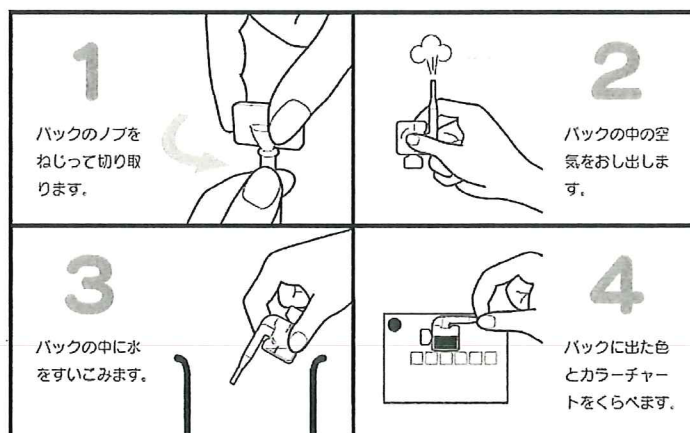
各項目の
説明付き



パックテスト測定項目の流れ



シンプルパック測定項目の流れ



ワンポイントアドバイス

写真を撮る
時間が経つにつれて、色が変わるため後あと確認する場合は、測定後すぐに写真を撮ることをオススメします！

水を採取する位置 (川・池)
水面は、太陽の光などによって温度が変化するため、平均的な値をとる場合は水面より少し深い位置で採取してください！

水質検査キット一覧

水質検査キット 川の水調査セット	水質検査キット 川の水調査セット 濃縮	水質検査キット おいしい水検査セット	水質検査キット 井戸水検査セット	水質検査キット シンプルパック水道水	水質検査キット シンプルパック川の水
メーカー希望小売価格 1,944円	メーカー希望小売価格 6,480円	メーカー希望小売価格 1,728円	メーカー希望小売価格 1,404円	メーカー希望小売価格 1,944円	メーカー希望小売価格 2,916円
販売価格 1,700円	販売価格 5,980円	販売価格 1,560円	販売価格 1,280円	販売価格 1,760円	販売価格 2,680円

[詳細を見る](#)

[詳細を見る](#)

[詳細を見る](#)

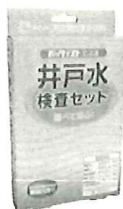
詳細を見る

詳細を見る

詳細を見る

パックテストの測定項目解説

井戸水検査セット セット内容 各5項目各1回分入り



pH

水の酸性とアルカリ性を示す指標で地下水はほぼ中性です。しかし、地質の関係でわずかに酸性、またはアルカリ性の地域もあります。

鉄

地下水中に鉄がある場合、周囲の地質が鉄分を多く含み、溶け出ている場合があります。鉄分が多いと、不快な金属的臭味がつき、洗濯水では衣類が赤くなります。

全硬度

光度が高い場合、硬くてしつこい味がし、硬度が低いと淡泊でコクのない水です。硬度が高い水を飲むと、お腹をこわすこともありますので、注意が必要です。

COD

基準の目安を超えてしまった場合、どの程度水が汚れているかの目安になります。汚染混入の可能性がありますので注意が必要です。

亜硝酸

亜硝酸値が高いと水中の酸素を奪ってしまうので、魚などにも悪影響を与えます。目安としては、検出されないことが望ましい項目です。

川の水検査セット セット内容(通常) 各5項目各2回分入り セット内容(徳用) 各5項目各10回分入り



アンモニウム態窒素

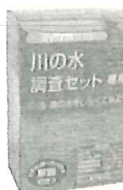
数値が高い場合、生活排水や工場排水、あるいは田畑からの肥料分が流れ込んでいる可能性があります。

亜硝酸態窒素

数値が高い場合、やや上流、比較的近くで汚れが流れ込んでいる可能性があります。

リン酸態リン

りんも窒素と同じように植物や食べ物のかす、肥料などの汚れが入ってきていることになります。窒素とリンの両方の値が高いときには、人々の生活によって排出された汚れが流れ込んでいると考えられます。



COD

基準の目安を超えてしまった場合、どの程度水が汚れているかの目安になります。汚染混入の可能性がありますので注意が必要です。

硝酸態窒素

川の上流まで地域一帯で多くの汚れが流れこんでいる可能性があります。ただし、地域の地質によっては、もともと硝酸イオンが多く含まれている川の可能性もあります。

おいしい水検査セット セット内容(通常) 各2項目各5回分入り



遊離残留塩素

残留塩素があるということは、飲料水が消毒されているということになります。したがって、自然の水には存在しないはずですが、なお、海外では水道水の消毒に塩素を使用しない国もあります。

全硬度

光度が高い場合、硬くてしつこい味がし、硬度が低いと淡泊でコクのない水です。硬度が高い水を飲むと、お腹をこわすこともありますので、注意が必要です。

シンプルパックの測定項目解説

シンプルパック 水道水 セット内容(通常) 各5項目各2回分入り



pH

水の酸性とアルカリ性を示す指標で地下水はほぼ中性です。しかし、地質の関係でわずかに酸性、またはアルカリ性の地域もあります。

遊離残留塩素

残留塩素があるということは、飲料水が消毒されているということになります。したがって、自然の水には存在しないはずですが、なお、海外では水道水の消毒に塩素を使用しない国もあります。

鉄

地下水中に鉄がある場合、周囲の地質が鉄分を多く含み、溶け出ている場合があります。鉄分が多いと、不快な金属的臭味がつき、洗濯水では衣類が赤くなります。

亜硝酸

亜硝酸値が高いと水中の酸素を奪ってしまうので、魚などにも悪影響を与えます。目安としては、検出されないことが望ましい項目です。

全硬度

光度が高い場合、硬くてしつこい味がし、硬度が低いと淡泊でコクのない水です。硬度が高い水を飲むと、お腹をこわすこともありますので、注意が必要です。

シンプルパック 川の水 セット内容(通常) 各5項目各2回分入り

水質検査キットの特長



pH

水の酸性とアルカリ性を示す指標で地下水はほぼ中性です。しかし、地質の関係でわずかに酸性、またはアルカリ性の地域もあります。

アンモニウム

水中にアンモニウムイオンが多く含まれるということは、同時にタンパク質が多く含まれることを意味し水の汚染の一つの目安となる。

亜硝酸

亜硝酸値が高いと水中の酸素を奪ってしまうので、魚などにも悪影響を与えます。目安としては、検出されないことが望ましい項目です。

リン酸リン

りんも窒素と同じように植物や食べ物のかす、肥料などの汚れが入ってきていることになります。窒素とリンの両方の値が高いときには、人々の生活によって排出された汚れが流れ込んでいると考えられます。

COD

基準の目安を超えてしまった場合、どの程度水が汚れているかの目安になります。汚染混入の可能性があるので注意が必要です。

お客様の感想

子供が喜びました

夏休みの自由研究は、毎年親子で楽しんでいます。
今年も、水質検査をしようと購入しました。使い方が簡単で、試薬の色が変わっていく様子を子供が楽しんでいました。研究のコツも書いてあり、夏休みの自由研究に迷ったら、試してみるのもよいと思います。

自由研究に最適

子供の自由研究のために購入しました。本当は、簡単に済ませるつもりで、子どもと相談して水質検査を課題としたのですが、先生が気に入ってしまい、追試・追試で、ものすごく大変な思いをしました。まあ、その結果、県で入賞できましたけど。理科の先生も、「こんなに簡単に水質検査出来るなんて!」と驚いていました。ちなみに、小学生くらいなら、1回の測定でも構いませんが、中学以上になると、再現性を求められ、かつ、時系列(季節による変動)も求められます。となると、結構な数量を使用しますので、まとめ買いをおすすめします。

とても使い易かったです!

子供の夏休みの宿題用に購入しましたが、子供にとっても使い方が簡単で大変満足です。ありがとうございました。

使い方は簡単でした

子供の夏休みの課題で川の下流や中流の水質調査をしました。こちらの商品はとても簡単で使いやすいかったです。この調子で上流も調べよう!

ご利用ガイド

ご不明点等ありましたら
お気軽にご相談下さい!

026-462-0411

メールでのお問合せも
お待ちしております。

yahoo@dksiken.co.jp

営業時間 9:00 - 17:00

専門スタッフ



お支払方法について

クレジットカード決済

VISA ● JCB ●

銀行振込 (前払い)

当店指定の銀行へ振り込んで
頂くお支払方法です。
銀行名: 八十二銀行

NP後払い

商品到着後、7~10日程度で請求書がお客様のお手元に届きます。
ご利用限度額: 累計残高54,000円(税込)迄
手数料: 商品代金5千円未満で205円、5千円以上で無料

コンビニ決済 (前払い)

7-Eleven ● Fami ● Lawson ●

代金引換

商品をお渡す際に、代金を
お支払する方法です。
※ 代引き手数料がかかります。

返品・交換について

発送ミス・不良品の場合

商品到着後、1週間以内にメール・電話等でご連絡ください。
ご連絡後、当社指定の場所までのご返送案内をさせていただきます。
返送の際にかかる送料は弊社負担とし、速やかに商品の
交換手配をさせていただきます。

お客様のご都合による返品・交換

商品到着後、1週間以内にメール・電話等でご連絡ください。
未開封商品のみ、返品・交換の対応をさせていただきます。
ご連絡後、当社指定の場所までのご返送案内をさせていただきます。
※ 送料はお客様のご負担となります。※一部返品不可商品有

送料について

大型資機材を除き、原則下記通常の送料となります。
送料無料商品と同時ご購入の場合、全て送料無料となります。

本州	四国・九州・北海道	沖縄県
680円	850円	1,100円

※ 離島など一部地域へのお届けについては、別途送料になる
商品もございます。予めご了承くださいませ。

納期について

在庫品商品は、当日の15時までのご注文確定で当日発送となります。
(土日祝日は休業のため翌営業日の対応となります。)
その他の商品は、メーカーからの発送商品や、受注生産の商品
になります。

部在庫変動がありますので、お急ぎの場合や、大量購入をご
検討されているお客様は、一度お問合せくださいませ。

サイト名: DKトータルサポート
運営会社

DK 盤土木管理総合試験所

〒387-0001 長野県千曲市雨宮2347-3



- [トップページ](#)
- [会社概要](#)
- [お買い物ガイド](#)
- [お支払方法について](#)
- [配送・送料について](#)
- [よくあるご質問](#)
- [お問い合わせ](#)
- [プライバシーポリシー](#)

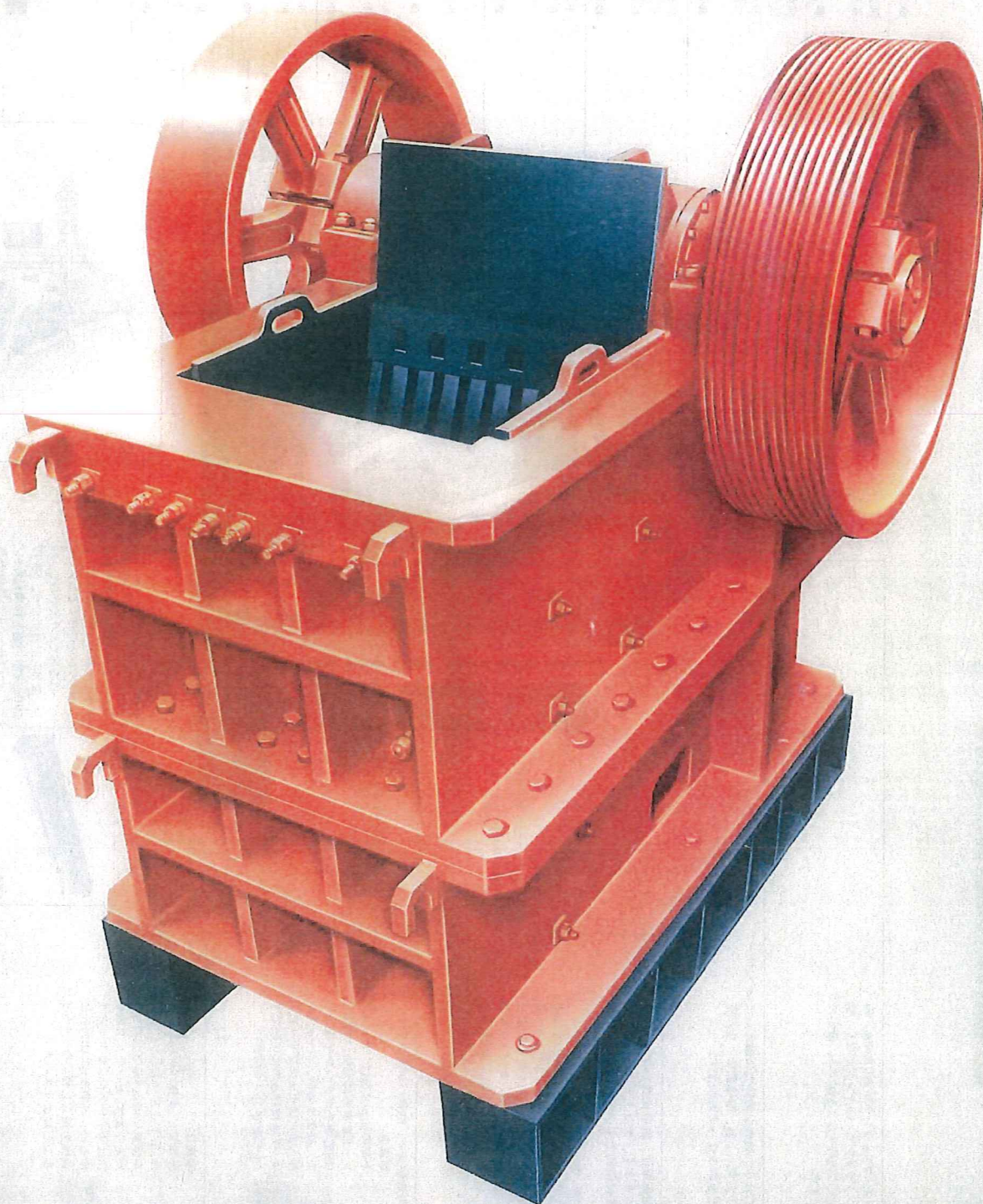
Copyright(C)2005-2015 DK Total Support All Rights Reserved



シングル・トッグル

クラッシュヤー

PAT 727641 PAT 1006838



株式会社 郷鉄工業

構造および特長

鋸のクラッシャーはすでに定評のあるところで5.5kW～250kWまでの13機種、一次破砕用・二次破砕用、細粒製造用特殊型をはじめ粗粒破砕用の超大型まで、あらゆる種類のクラッシャーの設計製作にあたり、簡単な構造、堅牢、保守も簡単効果的な破砕を行える理想的なクラッシャーの製作をモットーとしています。

●破砕室

給鉱口が広く、ブロッキング、ブリッキングがありません。破砕時に大きくノンチョーキングタイプでバックギンが少なく、噛み込みはスラムズで均一粒度に破砕することができ、最小の動力で最大の能力を発揮します。

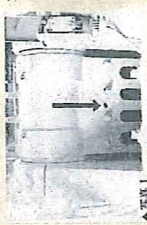
●フレーム

厚鋼板の溶接構造となっており、強大な破砕力に耐えるように十分な断面を与えております。なお、溶接歪をとり、完全な熱処理および機械加工をおこなっております。

●選別板

特殊高マンガン鋼製で断断堅性、耐磨耗性を有し、長時間の使用にたえることができます。また上下に反転して取り付けられますので寿命が長く経済的です。歯板交換が簡単になっております。

写真1



●チークプレート

特殊高マンガン鋼製で寿命が長い。取扱いが簡単です。

写真2



●トップルブロック

写真3
鋼製で、本体への取付要領は、吊下式とウェッジにより本体側に固定する方式のものがあります。セッチング調整にはサイドウェッジボルトを用いるため、写真3 bの印の孔に鉄板を挿入し強い打撃を与えることにより見えます。

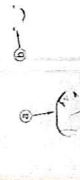


写真3



写真4

●トップルシート

炭素鋼製で、表面硬化加工しているため寿命が長く、スイングジョウに完全影響するようテーパーになっておりますので、取付け、取外しが簡単です。(写真3のaの印の意を利用してスイングジョウよりシートの鉄板の部分に打撃を加えまたは背部にクサビを打込む) 写真4: 両端に鉄板を溶接していることでトップルプレート共左右への移動を防止できます＝特許申請中。



●フライホイール

強力な破砕力を発揮するよう、ウェイトバランスには十分考慮がはらわれています。

●スイングジョウ

鋸鋼製又は厚鋼板の溶接構造の一体製で、大型機種は上部にプロテクターを取付けています。ウェッジ取付用ボルト孔のほか、ウェッジ押出し用の孔を設けているため歯板交換に便利です。動滑受部は耐磨耗性加工をほどこしています。

●偏心軸

良質の特殊鋼を使用し、破砕時の独特な衝撃荷重に対し十分な強度を持たせるとともに、表面の特殊加工により耐磨耗性も十分です。

●軸受

本体側、スイングジョー側ともスウェーデン製ローラーベアリングを用いて、衝撃にともなう破砕力に対し十分な安全率を求め、一流メーカー品の耐久力の大きいものを選定しております。

●給油装置

主軸ベアリング部への給油はグリスニップルを設け、トップル部へは手動式ポンプにより給油されます。

●セッチング調整鉄板

セッチング調整を容易にするため、3種類の板厚のものを用意しております。

●油圧シリンダー

油圧ポンプとともに一流メーカー品の容量の大きなものを使用しています。

●テンションロッドおよびスプリング

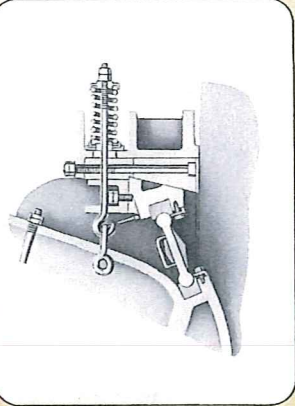
テンションロッドは良質の丸鋼を用い、スプリングは十分な耐力のあるコイルスプリングを用いておりますので、不規則な破砕作用にも十分追従します。

●トップルプレート

有効なセッチングを得るため各機種共、長一短数種類を完備し、安全装置をかねておりますので良質の鋼鉄製にしています。

セッチング調整方法

上図の油圧ポンプ、油圧シリンダーを用い、フレームとトップルブロック間に鉄板を挿入する方法はS4以上の機種に採用しております。
左図のアジャストブロックの上下動によって行うものはS1、S2、S3の機種です。



仕様

標準型

型 番 号	給鉾口×開き		供給 原 料 最大寸法(耗)	破碎能力 T/H出口間隙(耗)(開き側)																	所要動力 HP	回 転 数 毎 分	電 動 機 kW		
	耗	吋		15	20	25	30	40	50	60	65	70	75	80	100	125	150	175	200	225				250	300
S 1	250×180	10×7	140 [□] ×200	2.5	3.5	4.5	5.5	7.5															7.5~10	360	5.5~7.5
S 2	400×250	16×10	180 [□] ×300		7	9	11.5	17	23														15~20	350	11~15
S 3	510×250	20×10	180 [□] ×350			14	17	24	30	37	40	44	48										30~40	330	22~30
S 4 D	610×380	24×15	280 [□] ×500					29	35	42	45	49	53	57	75								40~50	280	30~37
S 5 D	760×460	30×18	350 [□] ×600						43	50	54	58	62	66	85	105							50~75	250	37~55
S 6 D	920×610	36×24	450 [□] ×800										80	85	105	130	150						100	250	75
S 7 D	1,020×810	40×32	600 [□] ×900											120	150	175	195	225	250				125~150	220	95~110
S 8 G	1,220×1,020	48×40	750 [□] ×1,100												220	270	320	370	410	460	520		170~200	200	130~150
S 9 D	1,520×1,270	60×50	950 [□] ×1,400													370	420	470	530	570	610	720	230~300	180	175~220
S10D	1,830×1,470	72×58	1,100 [□] ×1,700														580	640	700	750	800	880	330	160	250

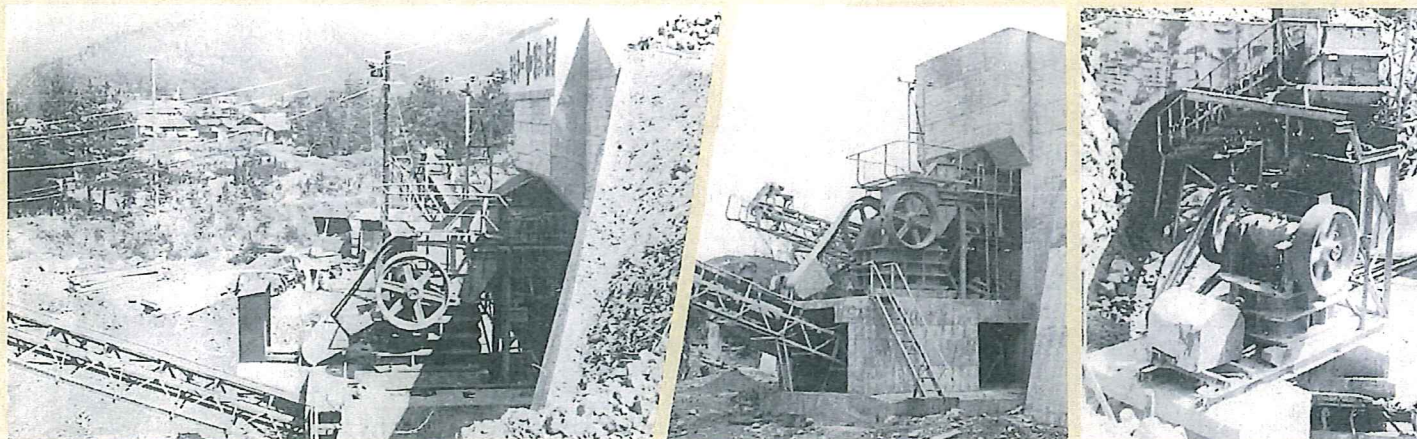
細粒型

型 番 号	給鉱口×開き		供給 原料 最大寸法(耗)	破碎能力T/H出口間隙(耗)(開き側)						所要動力 HP	回転数 毎分	電動機 kW
	耗	吋		15	20	25	30	40	50			
S5-7F	760×180	30×7	140 [□] ×240		16	21	25	35		50~60	360	37~45
S7-8F	1,020×200	40×8	150 [□] ×240			30	34	45	56	60	350	45
S8-8F	1,220×200	48×8	150 [□] ×240			37	42	54	65	75	350	55

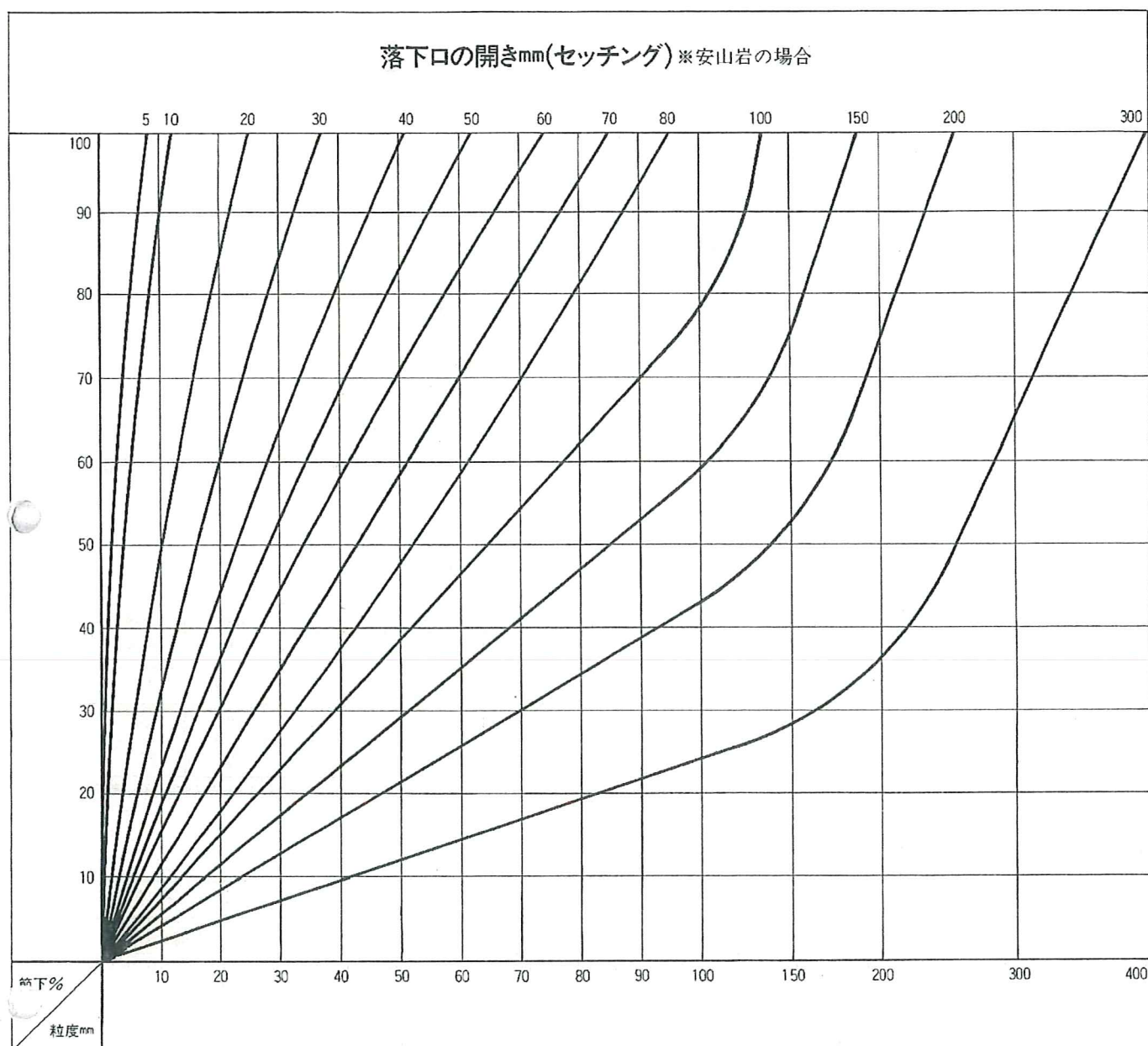
各表の破碎能力は見掛け重1.6石灰石の場合です

トッグルプレート一覧表

型 番 号	トッグルプレートサイズ						型 番 号	トッグルプレートサイズ					
S 1	225	242					S 8 G	850	900	950	1,000		
S2,(S2-7)	(235)	(258)	283	308	323	338	S 9 D	1,060	1,120	1,180			
S 3	263	278	298	308	323	345	S10D	900	950	1,000			
S 4 D	368	388	408	440	470		S5-7F	255	280	308			
S 5 D	485	510	545	575			S7-8F	330	360	375	390		
S 6 D	528	553	580	595	638		S8-8F	360	380	390	400	420	420
S 7 D	600	650	680	800	850	900							

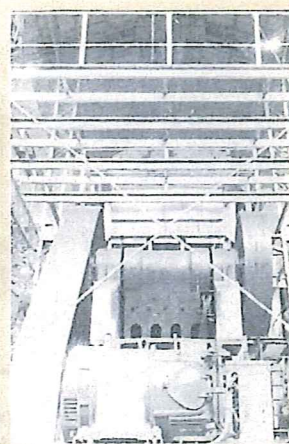
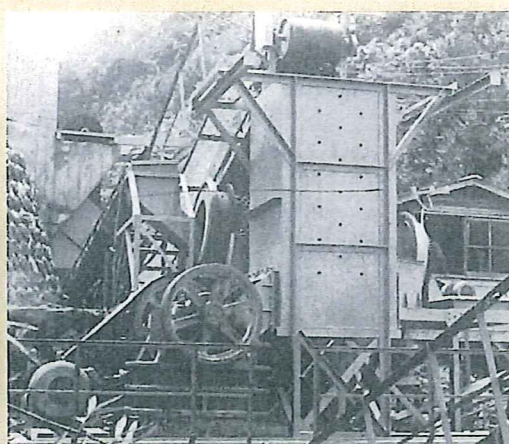


シングルツググルクラッシャー粒度分布表

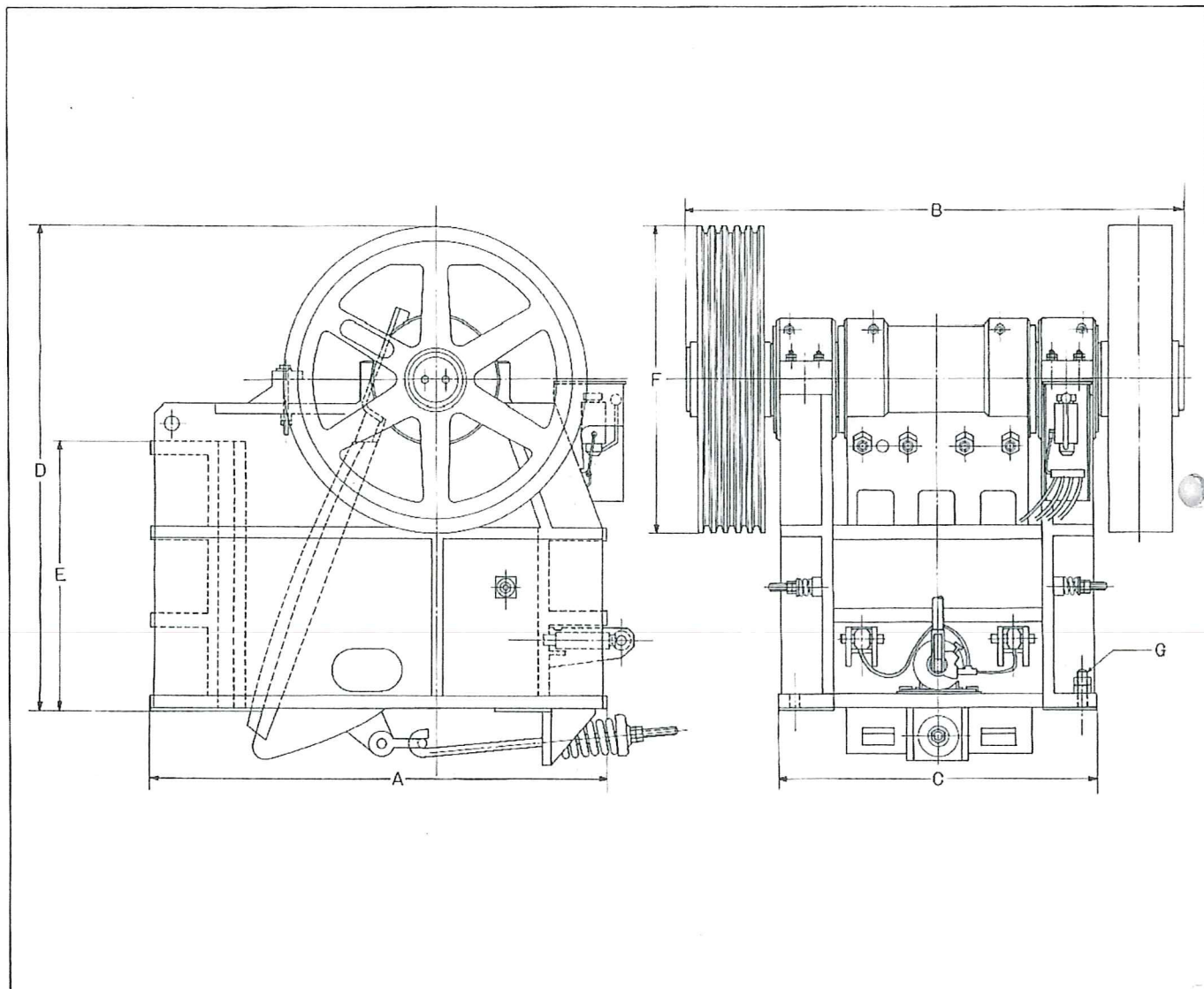


表の見方

落下口の開きが100耗の場合に100耗の網を通るものは78%、50耗の網を通るものは38%、30耗の網を通るものは23%、10耗の網を通るものは7%。

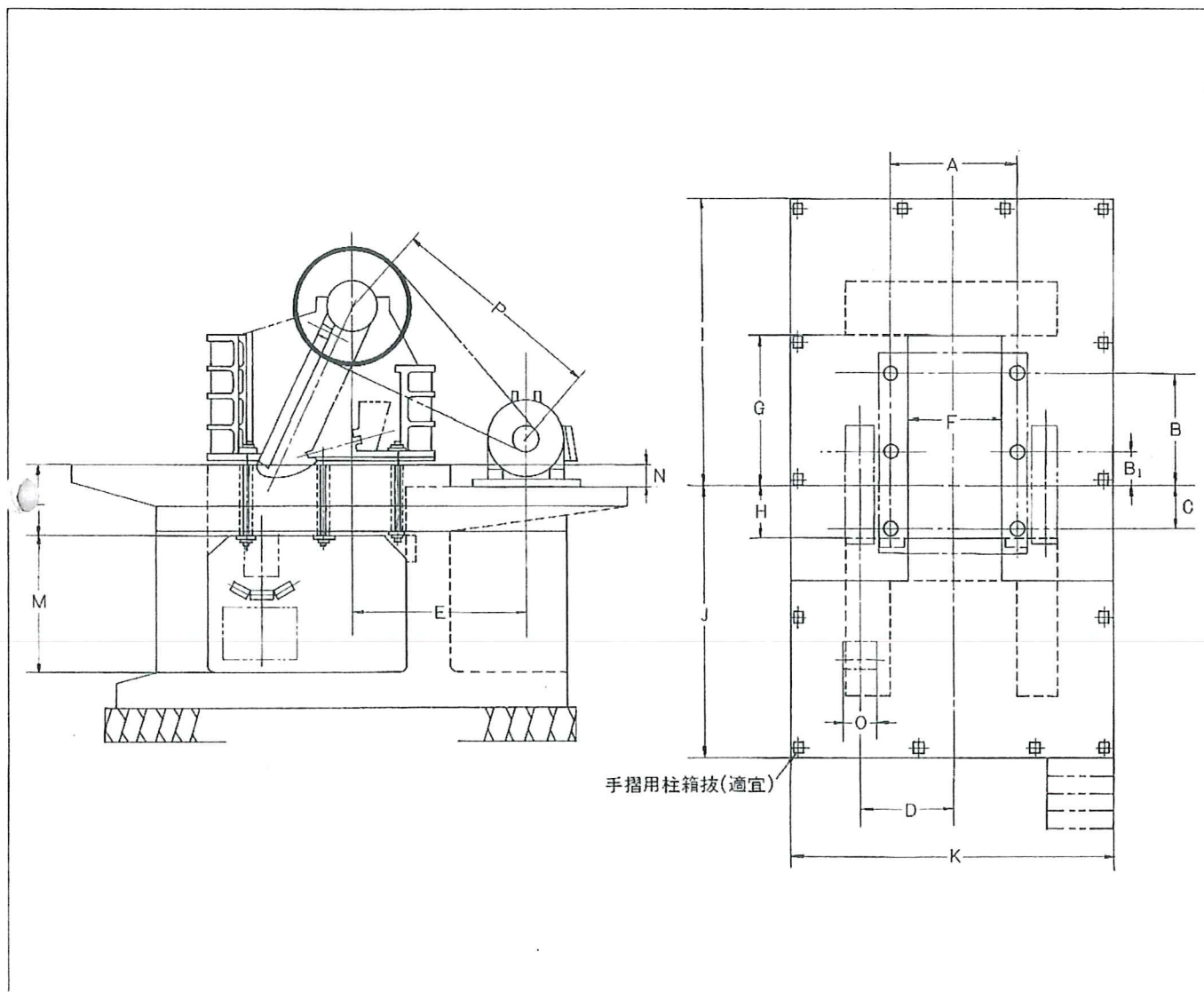


シングルトックルクラッシャー寸法表



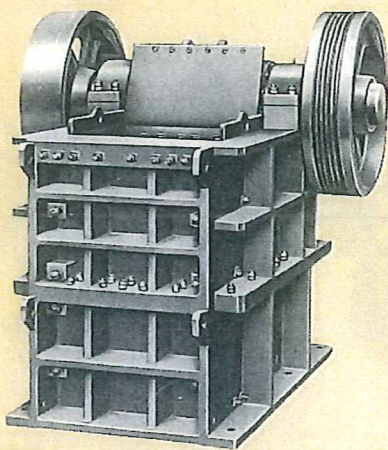
本体寸法

型 番 号	A	B	C	D	E	F	G	ベ ル ト
S 1	1,020	912	576	970	460	700	M22× 650	C×150× 4
S 2	1,200	1,174	750	1,125	582	750	M27× 780	C×180× 5
S 3	1,240	1,452	900	1,265	650	850	M27× 780	C×190× 7
S 4D	1,500	1,675	1,055	1,580	880	1,000	M30× 880	D×250× 5
S 5D	1,840	1,830	1,220	1,855	1,055	1,200	M36× 950	D×270× 6
S 6D	2,300	2,450	1,540	2,290	1,305	1,400	M42×1,150	D×330× 8
S 7D	2,640	2,602	1,780	2,560	1,465	1,600	M42×1,150	D×360×10
S 8G	3,070	2,982	2,040	3,300	2,020	1,800	M48×1,250	E×430× 8
S 9D	3,900	3,630	2,530	4,155	2,870	2,250	M64×1,600	E×500×12
S 10D	4,700	4,702	2,900	4,900	3,420	2,400	M72×1,850	8V×5,600×12
S5-7F	1,290	1,780	1,200	1,315	675	850	M36× 950	C×220× 7
S7-8F	1,580	2,084	1,465	1,415	610	1,000	M42× 980	D×240× 6
S8-8F	1,750	2,426	1,750	1,530	610	1,000	M48×1,100	D×240× 6

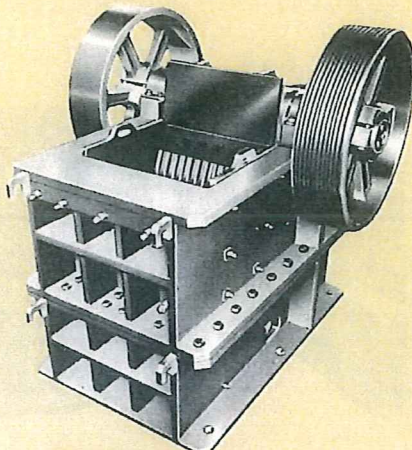


基礎寸法

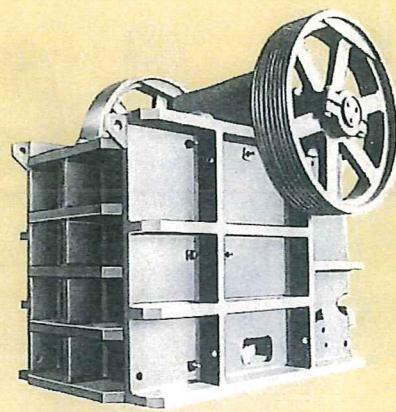
型 番 号	A	B	B ₁	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P		
																	板数	50Hz	60Hz
S 1	480	380	—	220	375	約1,000	310	850	450	2,200	1,900	2,200	480	1,600	110	110	4	1,205	1,225
S 2	660	485	—	235	486	約1,300	500	900	500	2,200	2,200	2,400	540	1,600	200	146	4	1,545	1,565
S 3	800	510	—	240	590	約1,400	550	950	450	2,400	2,300	2,800	570	1,600	170	190	4	1,575	1,600
S 4D	950	665	—	285	688	約1,900	680	1,100	400	2,500	2,900	3,000	625	1,600	200	200	6	2,155	2,190
S 5D	1,100	790	—	370	768	約1,900	840	1,200	500	2,700	2,900	3,200	650	1,600	230	230	6	2,225	2,260
S 6D	1,370	1,015	—	410	1,021	約2,300	1,020	1,400	550	3,000	3,500	4,000	800	1,600	260	310	6	2,800	2,840
S 7D	1,500	1,275	—	505	1,090	約2,400	1,140	1,750	650	3,300	4,000	3,800	800	1,600	300	360	6	3,005	3,030
S 8G	1,800	1,800	500	700	1,265	約2,900	1,380	2,000	900	3,700	4,300	4,200	900	1,600	300	380	8	3,645	3,700
S 9D	2,250	2,350	700	950	1,540	約3,000	1,700	2,600	1,200	4,300	4,500	5,000	1,200	1,800	400	550	8	4,085	4,195
S 10D	2,600	3,000	200 1,400	1,400	1,916	約3,300	2,020	3,200	1,600	4,300	5,000	6,000	1,400	1,800	450	354	8	4,725	4,790
S5-7F	1,050	430	—	330	751	約1,700	850	900	500	2,400	2,800	3,000	670	1,600	200	190	6	1,875	1,910
S7-8F	1,340	700	—	500	898	約1,800	1,120	1,000	400	2,300	2,800	3,500	670	1,600	230	230	6	1,970	2,015
S8-8F	1,560	905	155	695	1,066	約1,800	1,330	1,100	650	2,600	3,000	3,600	720	1,600	230	230	6	1,970	2,015



S10D型



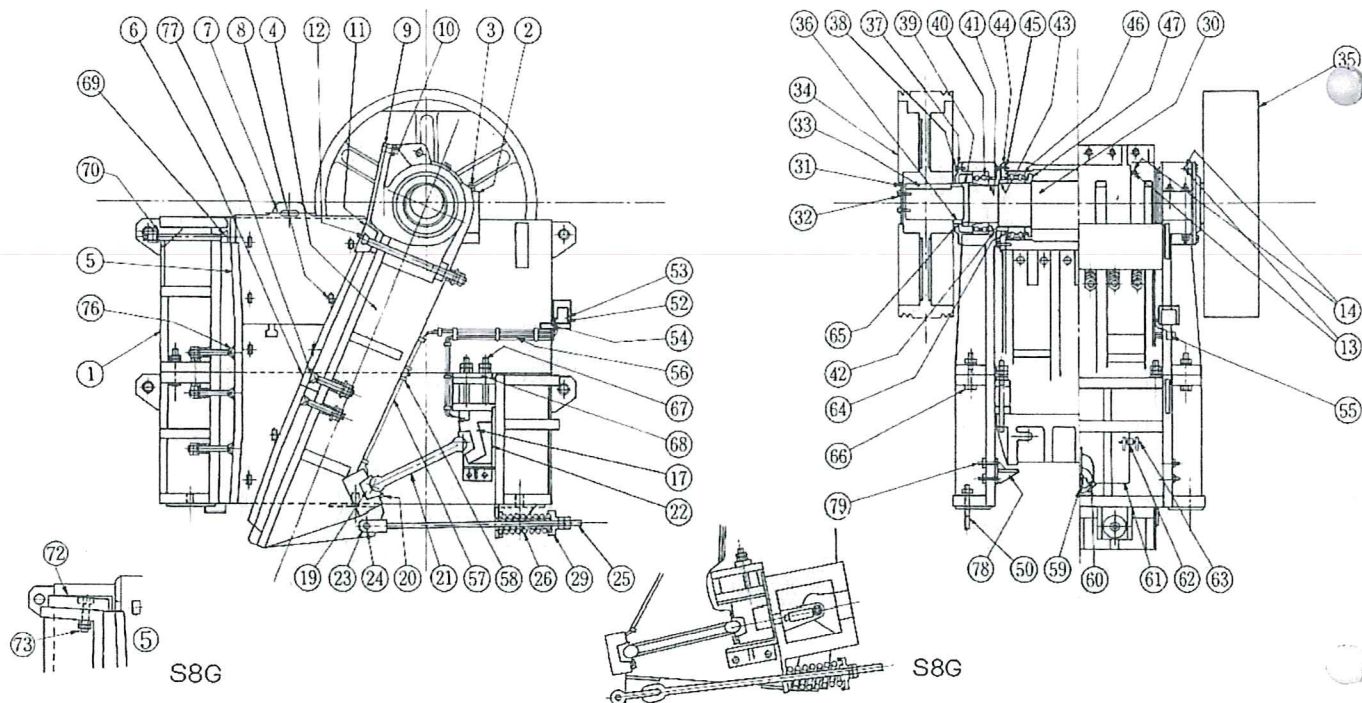
S9D型



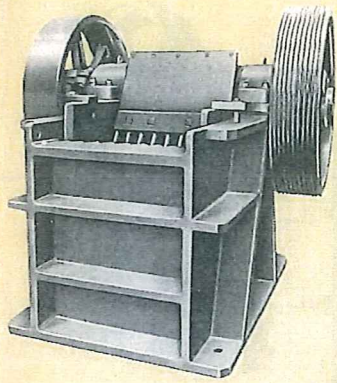
S8G型

シングルトッグルクラッシャー部品一覧表

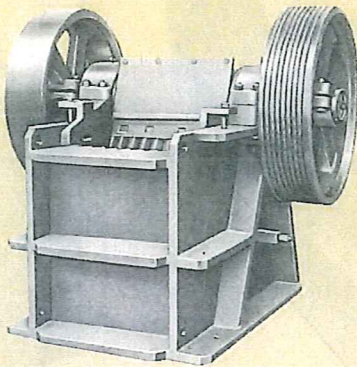
■S10D型・S9D・S8G



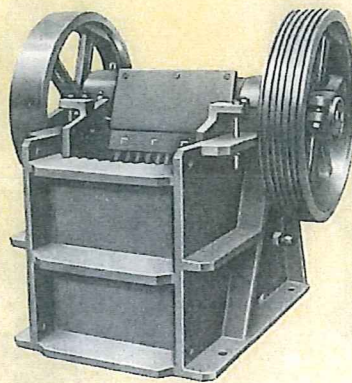
符号	品 名	符号	品 名	符号	品 名	符号	品 名
1	フレーム (S8Gは1体もの)	21	トッグルプレート	40	メインベアリング	60	チーズ
2	フレームキャップ	22	セッティング調節用シム	41	デスタントピース	61	高压ゴムホース
3	スタッドボルト	23	シャックル	42	オイルシール	62	油圧シリンダー
4	スイングジョウ	24	シャックルピン	43	ジョウデスタントピース	63	シリンダー取付ピン
5	固定歯 (S8Gは1枚もの)	25	テンションロッド	44	ジョウベアリングカバー	64	ジョウオイルシール
6	動 歯 (S8Gは1枚もの)	26	スプリング	45	ジョウベアリングカバー取付ボルト	65	メインオイルシール
7	チークプレート (S8Gは1枚もの)	29	スプリングキャップ	46	ジョウベアリング	66	フレーム結合用ボルト (S9D・S10Dのみ)
8	チークプレート締付ボルト	30	シャフト	47	スペーサー	67	トッグルブロック吊ボルト
9	プロテクター	31	シャフトエンドプレート	50	アンカーボルト	68	座 金
10	プロテクターセットボルト	32	シャフトエンドプレート取付ボルト	52	給油ポンプ取付台	69	固定歯用ウエッジボルト (S9D・S10Dのみ)
11	ウエッジ	33	シャフトキー	53	給油ポンプ	70	座 金 (S9D・S10Dのみ)
12	ウエッジボルト	34	Vホイール	54	ビニールホース	72	固定歯押工板 (S8Gのみ)
13	グリスニップル	35	フライホイール	55	分配器	73	押工板用ボルト (S8Gのみ)
14	グリスニップルカバー	36	メインデスタントピース	56	ビニールホース	76	固定歯取付ボルト (S9D・S10Dのみ)
17	トッグルブロック	37	メインベアリングカバー	57	鉄パイプ	77	動歯取付ボルト (S9D・S10Dのみ)
19	トッグルシート	38	メインベアリングカバー取付ボルト	58	パイプ押工	78	ブロック受台
20	シート押工	39	シャフトナット	59	油圧ポンプ	79	ブロック受台取付ボルト



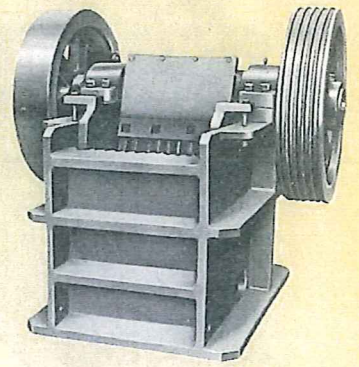
S7D型



S6D型

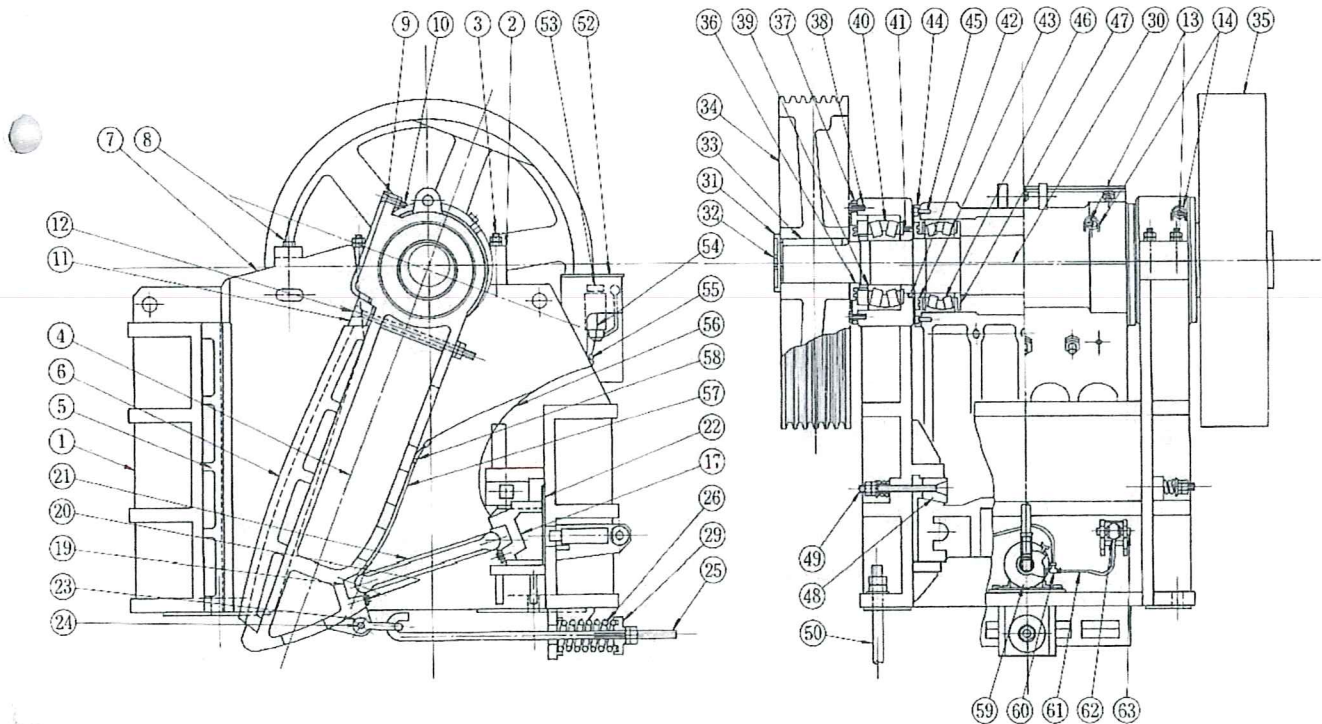


S5D型

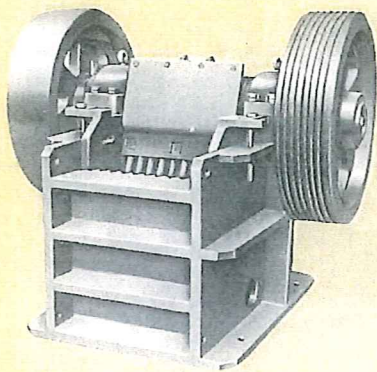


S4D型

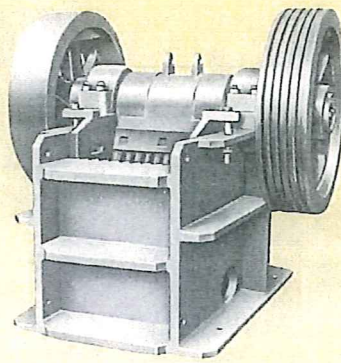
■S7D型・S6D・S5D・S4D



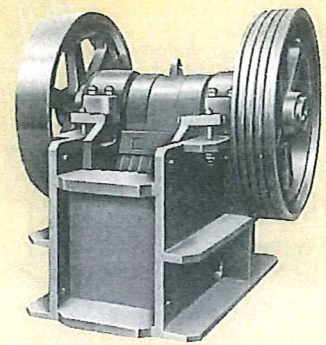
符号	品 名	符号	品 名	符号	品 名	符号	品 名
1	フレーム	19	トグルシート	36	メインディスタントピース	52	給油ポンプ取付台
2	フレームキャップ	20	シート押工	37	メインベアリングカバー	53	給油ポンプ
3	スタッドボルト	21	トグルプレート	38	メインベアリングカバー取付ボルト	54	ビニールホース
4	スイングジョウ	22	セッチング調整用シム	39	シャフトナット	55	分配器
5	固定歯	23	シャックル	40	メインベアリング	56	ワイヤーホース
6	動 歯	24	シャックルピン	41	ディスタントピース	57	鉄パイプ
7	チークプレート	25	テンションロッド	42	オイルシール	58	パイプ押工
8	チークプレート締付ボルト	26	スプリング	43	ジョウディスタントピース	59	油圧ポンプ
9	プロテクター	29	スプリングキャップ	44	ジョウベアリングカバー	60	チーズ
10	プロテクターセットボルト	30	シャフト	45	ジョウベアリングカバー取付ボルト	61	高圧ゴムホース
11	ウエッジ	31	シャフトエンドプレート	46	ジョウベアリング	62	油圧シリンダー
12	ウエッジボルト	32	シャフトエンドプレート取付ボルト	47	スパーサー	63	シリンダー取付ピン
13	グリスニップル	33	シャフトキー	48	サイドウエッジ		
14	グリスニップルカバー	34	Vホイール	49	サイドウエッジボルト		
17	トグルブロック	35	フライホイール	50	アンカーボルト		



S3型

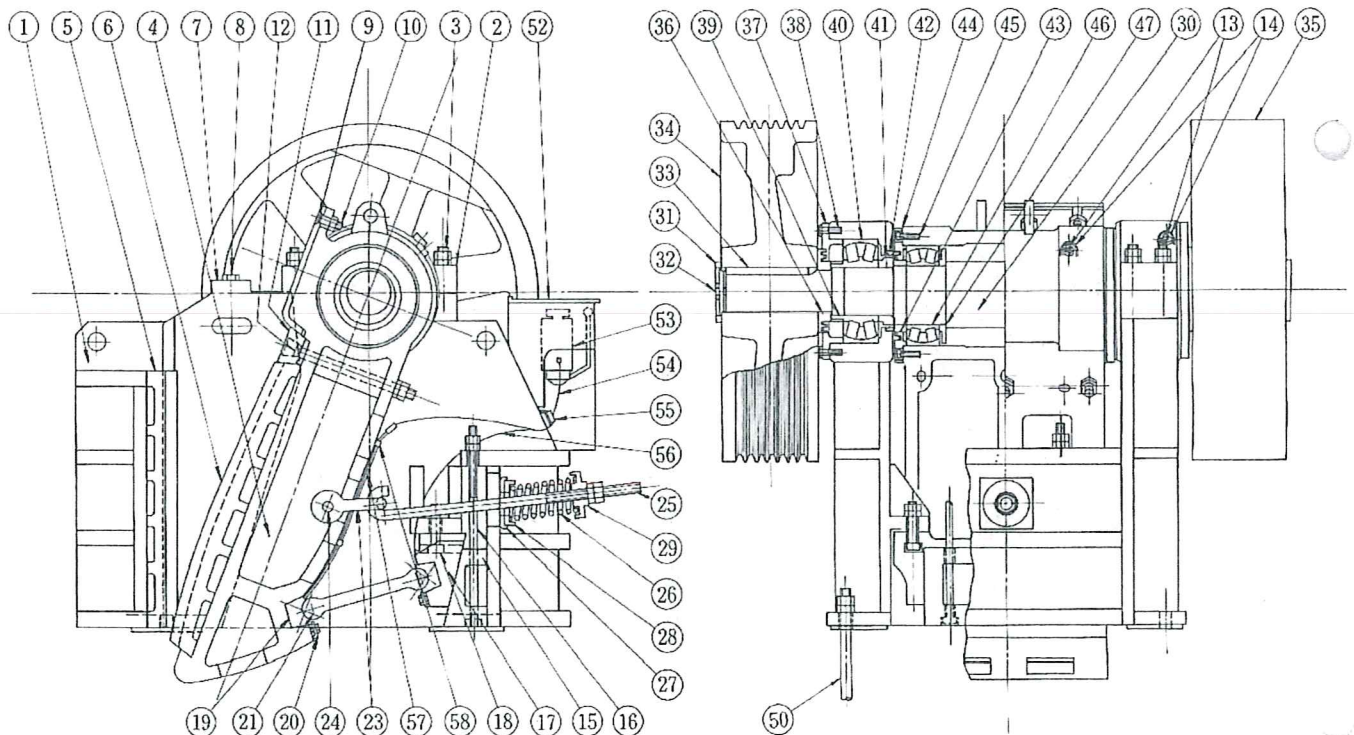


S2型

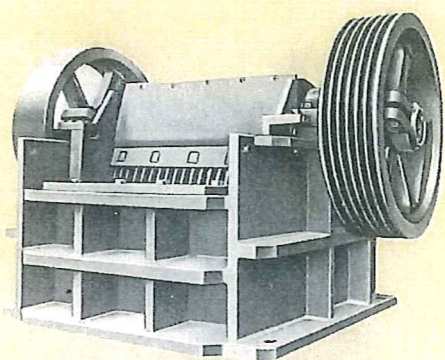


S1型

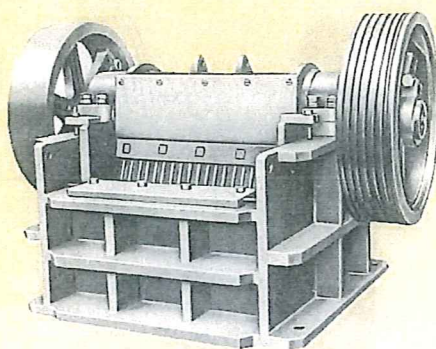
■S3型・S2・S1



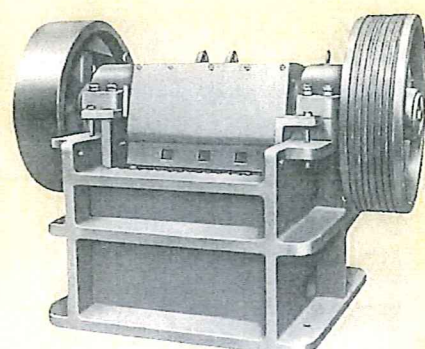
符号	品名	符号	品名	符号	品名	符号	品名
1	フレーム	15	アジャストブロック	30	シャフト	44	ジョウベアリングカバー
2	フレームキャップ	16	アジャストボルト	31	シャフトエンドプレート	45	ジョウベアリングカバー取付ボルト
3	スタッドボルト	17	トッグルブロック	32	シャフトエンドプレート取付ボルト	46	ジョウベアリング
4	スイングジョウ	18	トッグルボルト	33	シャフトキー	47	スベーサー
5	固定歯	19	トッグルシート	34	Vホイール	50	アンカーボルト
6	動歯	20	シート押工	35	フライホイール	52	給油ポンプ取付台 (S2・S3のみ)
7	チークプレート	21	トッグルプレート	36	メインディスタントピース	53	給油ポンプ (S2・S3のみ)
8	チークプレート締付ボルト	23	シャックル	37	メインベアリングカバー	54	ビニールホース (S2・S3のみ)
9	プロテクター (S3のみ)	24	シャックルピン	38	メインベアリングカバー取付ボルト	55	分配器 (S2・S3のみ)
10	プロテクターセットボルト (S・3のみ)	25	テンションロッド	39	シャフトナット	56	ワイヤーホース (S2・S3のみ)
11	ウエッジ	26	スプリング	40	メインベアリング	57	鉄パイプ
12	ウエッジボルト	27	スプリングキャップ受板	41	ディスタントピース	58	パイプ押工
13	グリスニップル	28	スプリングキャップマエ	42	オイルシール		
14	グリスニップルカバー	29	スプリングキャップウシロ	43	ジョウディスタントピース		



S8-8F型

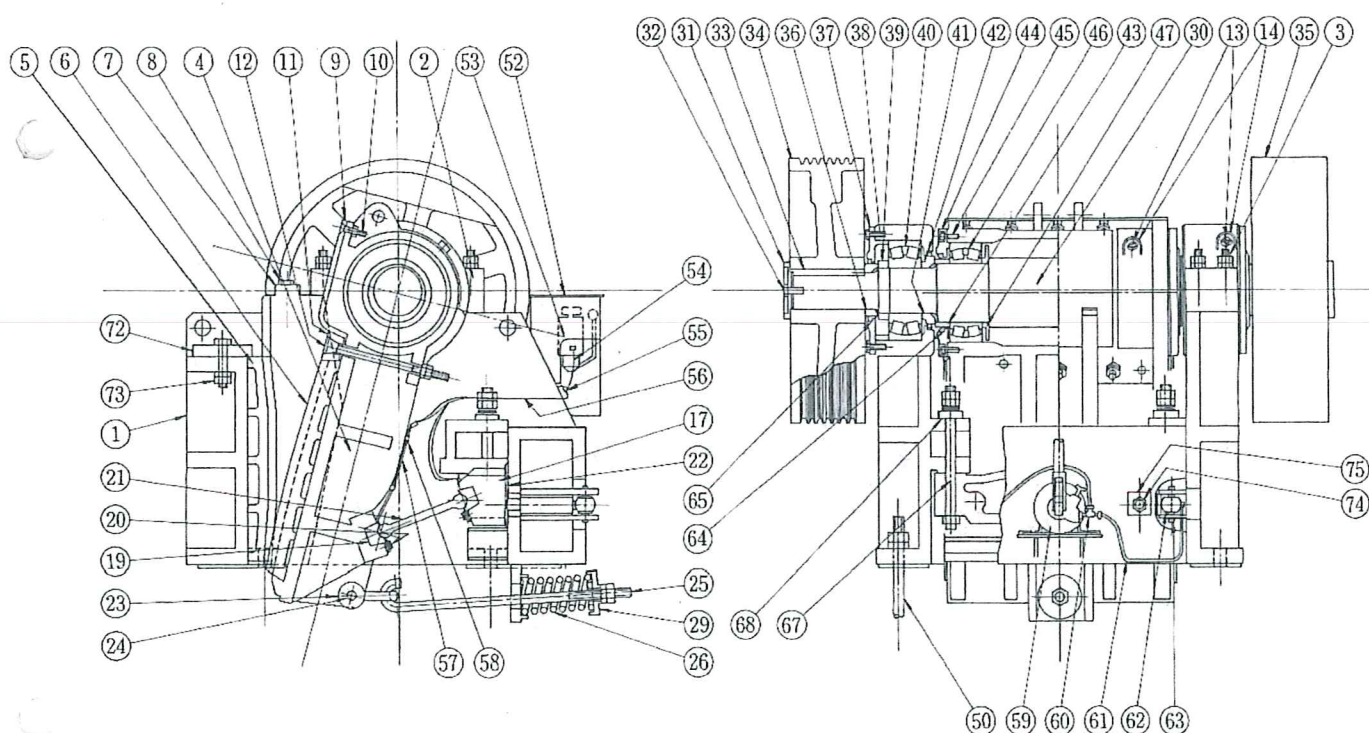


S7-8F型



S5-7F型

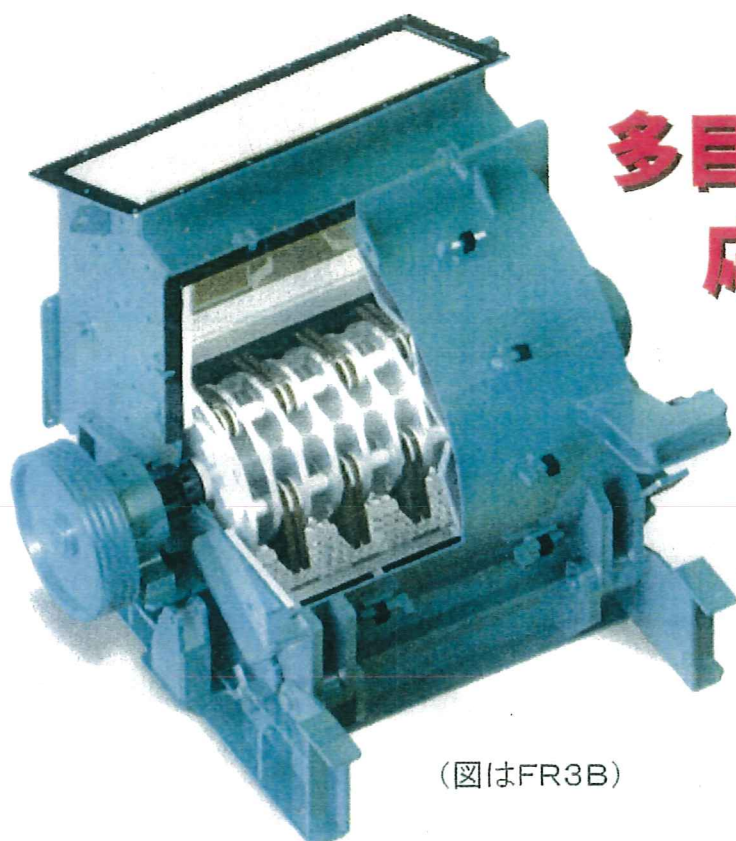
■S8-8F型・S7-8F・S5-7F



符号	品 名	符号	品 名	符号	品 名	符号	品 名
1	フレーム	20	シート押工	38	メインベアリングカバー取付ボルト	57	鉄パイプ
2	フレームキャップ	21	トグルプレート	39	シャフトナット	58	パイプ押工
3	スタッドボルト	22	セッティング調整用シム	40	メインベアリング	59	油圧ポンプ
4	スイングジョウ	23	シャックル	41	ディスタントピース	60	チーズ
5	固定歯	24	シャックルピン	42	オイルシール	61	高圧ゴムホース
6	動 歯	25	テンションロッド	43	ジョウディスタントピース	62	油圧シリンダー
7	チークプレート	26	スプリング	44	ジョウベアリングカバー	63	シリンダー取付ピン
8	チークプレート締付ボルト	29	スプリングキャップ	45	ジョウベアリングカバー取付ボルト	64	ジョウオイルシール (S5-7Fのみ)
9	プロテクター	30	シャフト	46	ジョウベアリング	65	メインオイルシール (S7-8Fのみ)
10	プロテクターセットボルト	31	シャフトエンドプレート	47	スペーサー	67	トグルブロック吊ボルト
11	ウエッジ	32	シャフトエンドプレート取付ボルト	50	アンカーボルト	68	座 金
12	ウエッジボルト	33	シャフトキー	52	給油ポンプ取付台	72	固定歯押工板 (S7-8F・S8-8Fのみ)
13	グリスニップル	34	Vホイール	53	給油ポンプ	73	押工板用ボルト (S7-8F・S8-8Fのみ)
14	グリスニップルカバー	35	フライホイール	54	ビニールホース	74	トグルブロック後部取付ボルト
17	トグルブロック	36	メインディスタントピース	55	分配器	75	座 金
19	トグルシート	37	メインベアリングカバー	56	ワイヤーホース		

不燃物破碎専用機

FR Series



**多目的ニーズに
応えるフリッタ!!**

(図はFR3B)

特 長

- 陶磁器、煉瓦、瓦は元より、アスファルトの解砕、廃コンクリートの破碎まで可能
- 耐摩耗鋼板で作られている内部ライナ
- シンプルで頑丈な設計
- 操作が簡単
- メンテナンスが容易
- 消耗品の交換が容易

用 途

- ガラスビン、陶磁器、瓦片の破碎
- アスファルト切削材の解砕
- 廃コンクリートの破碎

礎を誠と拓く技術の

中山鉄工所

NAKAYAMA IRON WORKS, LTD. ● <http://www.nakayamairon.co.jp/>



不燃物破碎専用機

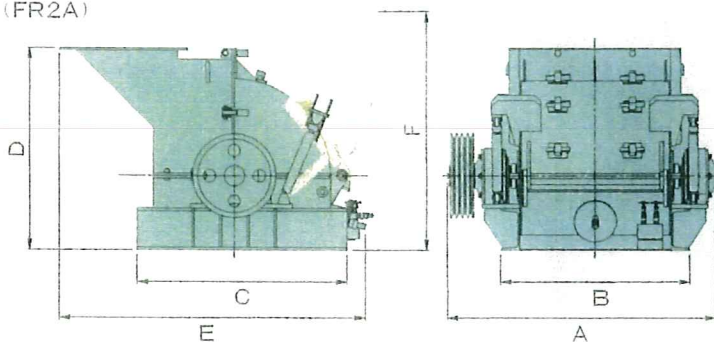
FR Series

FR型は、ガラスビン類はもちろん、陶磁器・レンガ片・屋根古瓦・貝殻等を連続的に投入でき、最大で1/10に減容し環境整備に貢献しています。

一方で、リサイクル機械として活躍、アスファルト合材所にて再生材生産機械（アスファルト解砕機）としても脚光を浴びています。

■ 外形図

(FR2A)



■ 外形寸法表

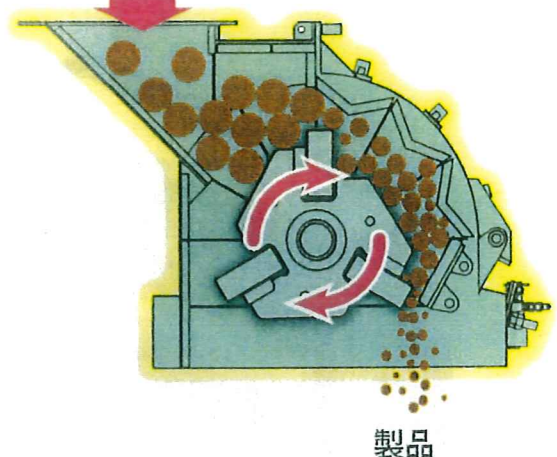
型式	寸法	A	B	C	D	E	F
FR 1		1230	750	1000	1060	1380	~1140
FR2A		1280	900	1000	960	1500	1110
FR2B		1280	750	1060	960	1460	920
FR3B		1650	1230	1350	1420	1610	1330

強力なミニハンマで 不燃物を破碎!!

■ 破碎物の流れ

原料投入

※図はFR2A
(ロストルなし)



■ 主な破碎物



■ 仕様・処理能力表

※ロストルタイプ

型 式	供給口寸法 開き×幅 (mm)	所要能力 (kW)	回転速度 (min ⁻¹)	標準処理能力 (t/h)	総質量 (t)
FR 1	310×500	7.5	560~1000	5~8	1.5
FR2A	430×600	15	560~1000	7~15	1.6
FR2B	430×600	15	560~1000	※1~3	1.6
FR3B	330×970	30	480~860	※5~40	2.7



安全に関するご注意: 安全に使用してください。



礎を誠く拓く技術の
株式会社 **中山鉄工所**

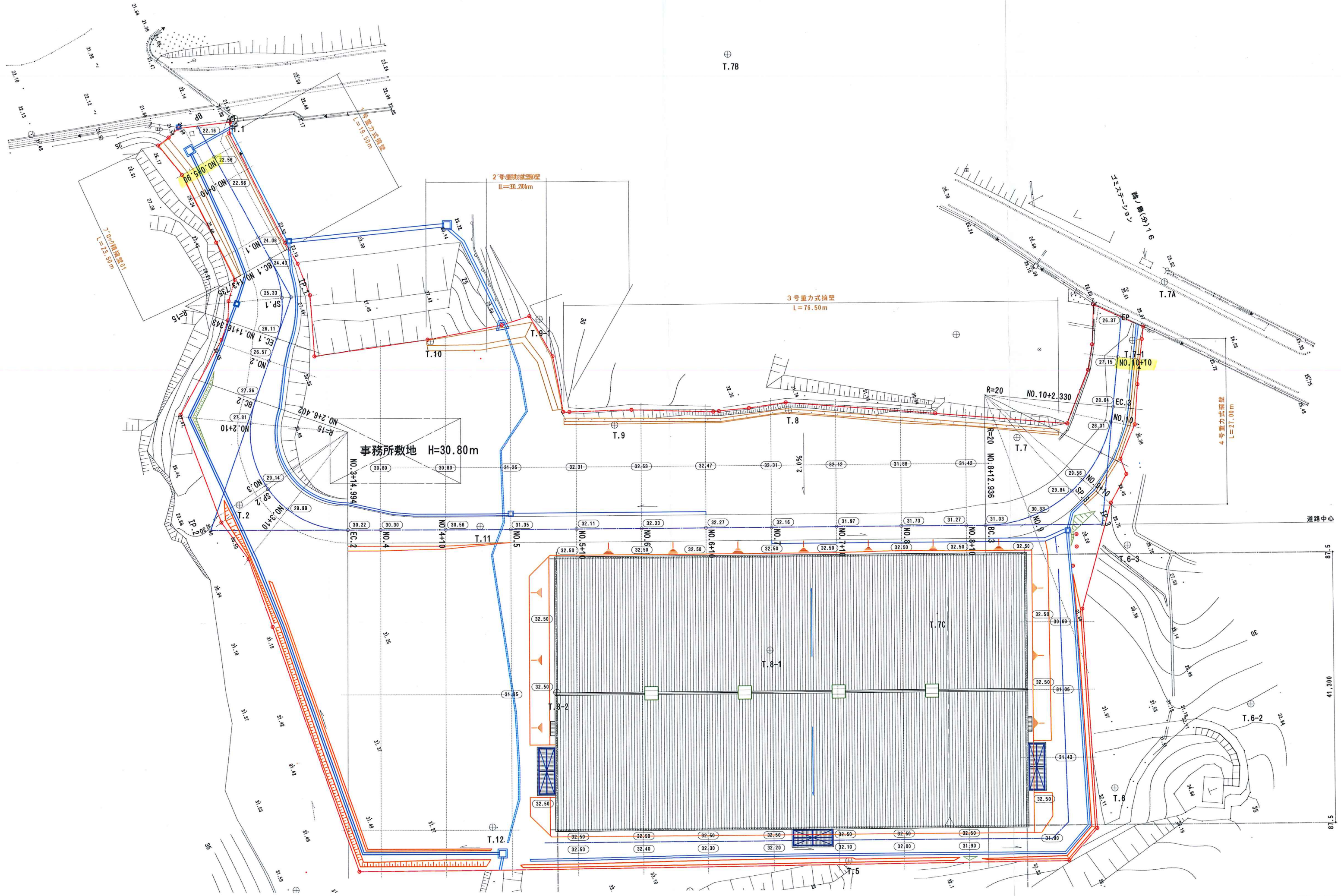
本 社 ・ 工 場 〒843-0001 佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246-1
TEL: 0954-22-4171 (代) FAX 0954-23-0691
本社製品メンテナンスセンター TEL 0954-22-4176 FAX 0954-22-4383

HPアドレス: <http://www.nakayamairon.co.jp/>
Eメールアドレス: hansoku@nakayamairon.co.jp

東 京 支 店 〒125-0062 東京池田ビル2F
東京メンテナンスセンター 〒124-0022 大塚ビル1F
大 阪 支 店 〒569-0023 名古屋営業所 〒451-0025 広島営業所 〒731-0124 仙台出張所 〒983-0012 シンガポール 駐在事務所

東京都港区南青山3-37-15 京成南青山ビル2F
TEL 03-6662-4135 (代) FAX 03-6662-4174
東京都葛飾区奥戸8-19-13
TEL 03-6662-7191 FAX 03-6662-7192
大阪府高槻市松川町5-13 三原ビル1F
TEL 072-672-4551 (代) FAX 072-672-4555
名古屋市西区上名古屋2-22-10 現玉ビル2F
TEL 052-523-0555 (代) FAX 052-523-1176
広島市安芸南区大町2-13-13 佐田ビル1F
TEL 082-877-6700 FAX 082-877-0472
仙台市宮城野区出花1-109-1
TEL 022-388-7233 FAX 022-388-7234
N.C.S.S. ナカヤマ ブラッシング・サービス・シンガポール
PHONE 65 6222-3538 FAX 65 6222-3538

配置図

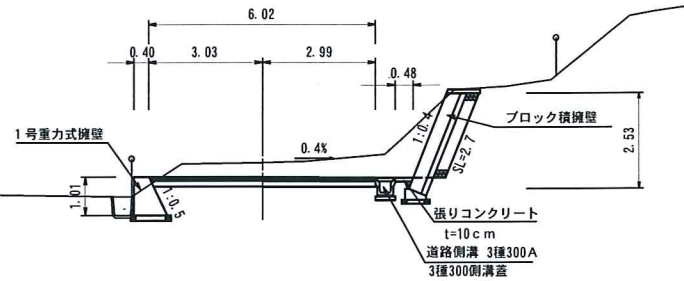


横断図 (1)

種 別	記号	数量
掘削 (土砂)	C 1	5.1
盛 土	B 1	0.0
切土法面保護工	S L 1	0.0
盛土法面保護工	S L 2	0.0
路 盤 工	L 1	6.02
張りコンクリート	L 2	0.48

NO. 0+10

PH=23.35
GH=22.96
FH=22.96
D =4.10

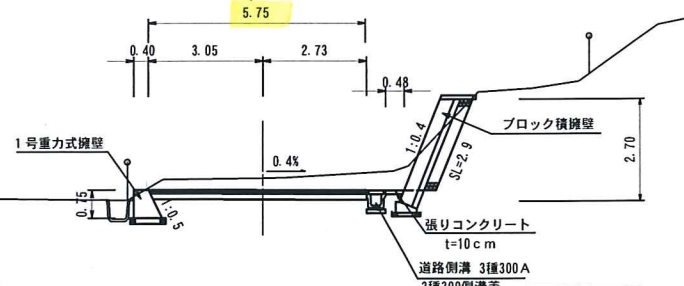


DL=20.00

種 別	記号	数量
掘削 (土砂)	C 1	3.9
盛 土	B 1	0.0
切土法面保護工	S L 1	0.0
盛土法面保護工	S L 2	0.0
路 盤 工	L 1	5.75
張りコンクリート	L 2	0.48

NO. 0+5.90

PH=22.90
GH=22.58
FH=22.58
D =0.90

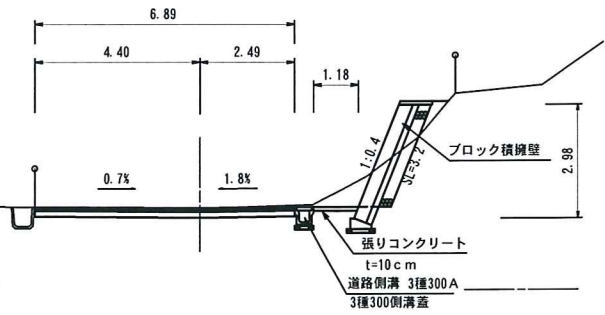


DL=20.00

種 別	記号	数量
掘削 (土砂)	C 1	3.5
盛 土	B 1	0.2
切土法面保護工	S L 1	0.0
盛土法面保護工	S L 2	0.0
路 盤 工	L 1	6.89
張りコンクリート	L 2	1.18

BP

PH=22.15
GH=22.16
FH=22.16
D =0.73

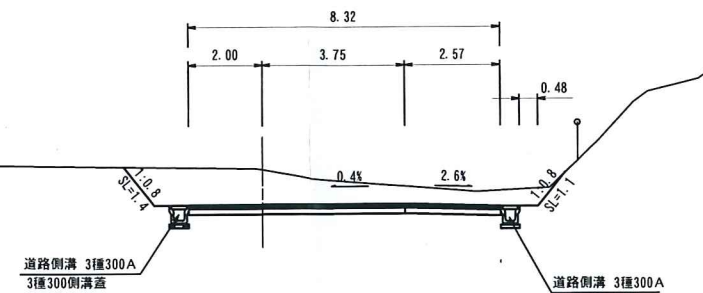


DL=20.00

種 別	記号	数量
掘削 (土砂)	C 1	7.3
盛 土	B 1	0.0
切土法面保護工	S L 1	2.5
盛土法面保護工	S L 2	0.0
路 盤 工	L 1	8.32

SP. 1 (NO. 1+10)

PH=26.24
GH=25.33
FH=25.33
D =0.04

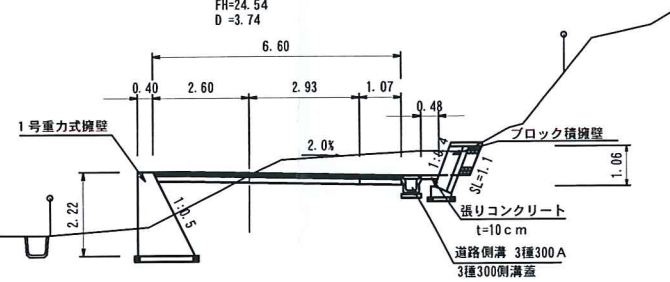


DL=20.00

種 別	記号	数量
掘削 (土砂)	C 1	2.4
盛 土	B 1	0.9
切土法面保護工	S L 1	0.0
盛土法面保護工	S L 2	0.0
路 盤 工	L 1	6.60
張りコンクリート	L 2	0.48

BC. 1

PH=24.45
GH=24.54
FH=24.54
D =3.74

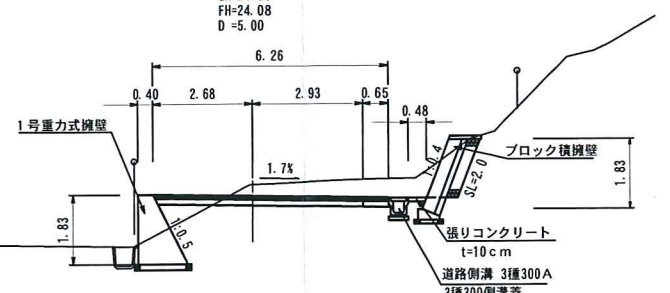


DL=20.00

種 別	記号	数量
掘削 (土砂)	C 1	3.4
盛 土	B 1	0.4
切土法面保護工	S L 1	0.0
盛土法面保護工	S L 2	0.0
路 盤 工	L 1	6.26
張りコンクリート	L 2	0.48

NO. 1

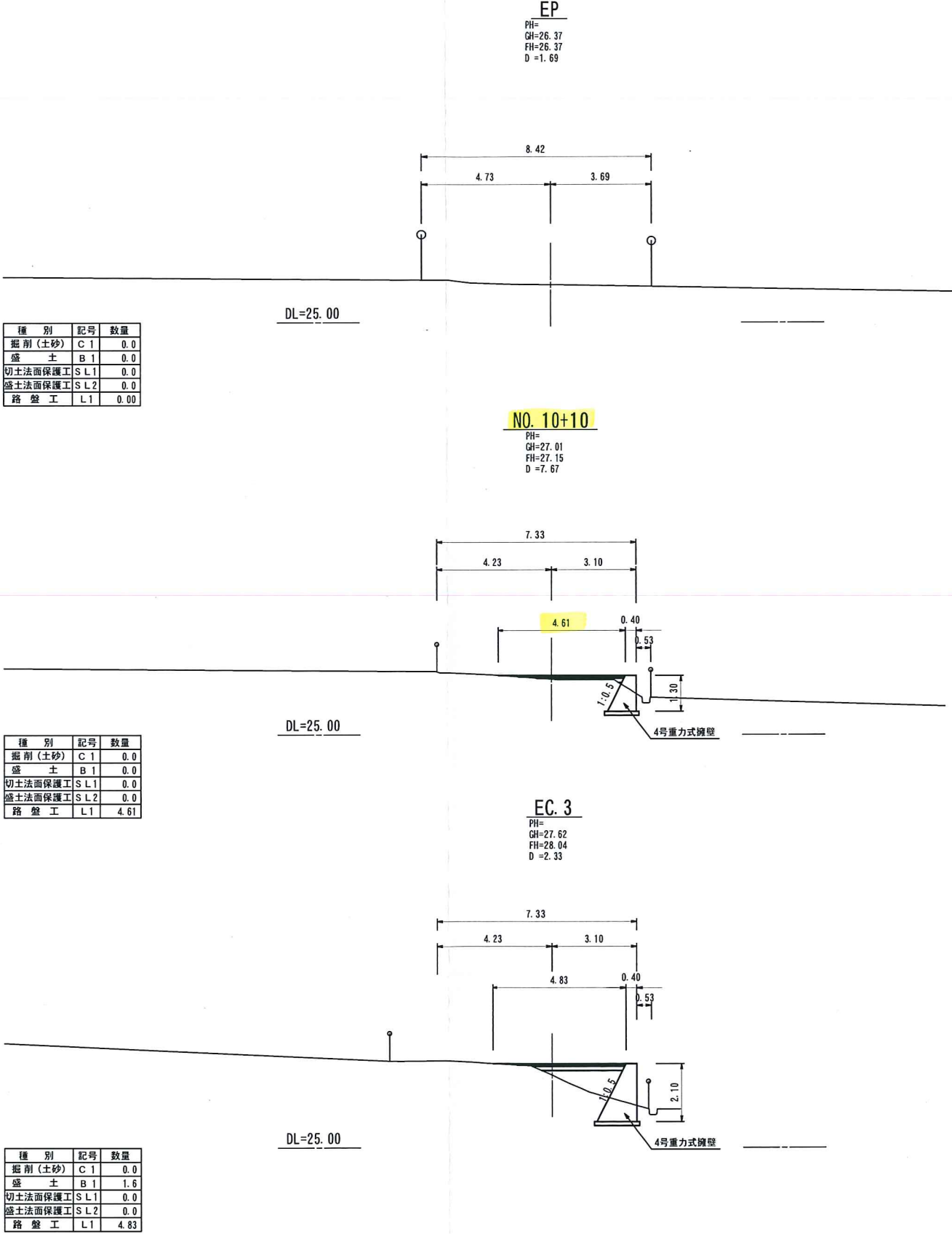
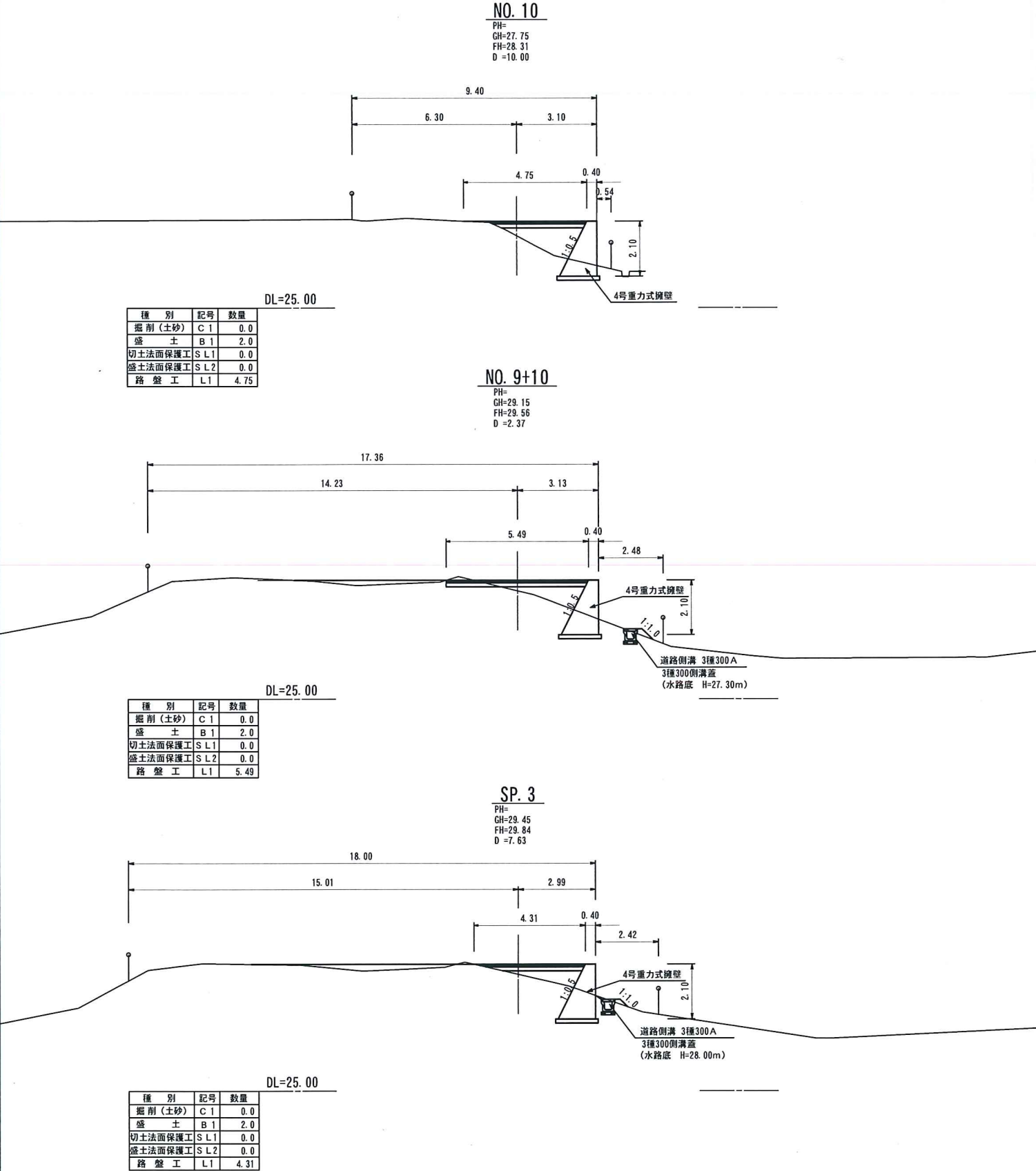
PH=24.38
GH=24.08
FH=24.08
D =5.00



DL=20.00

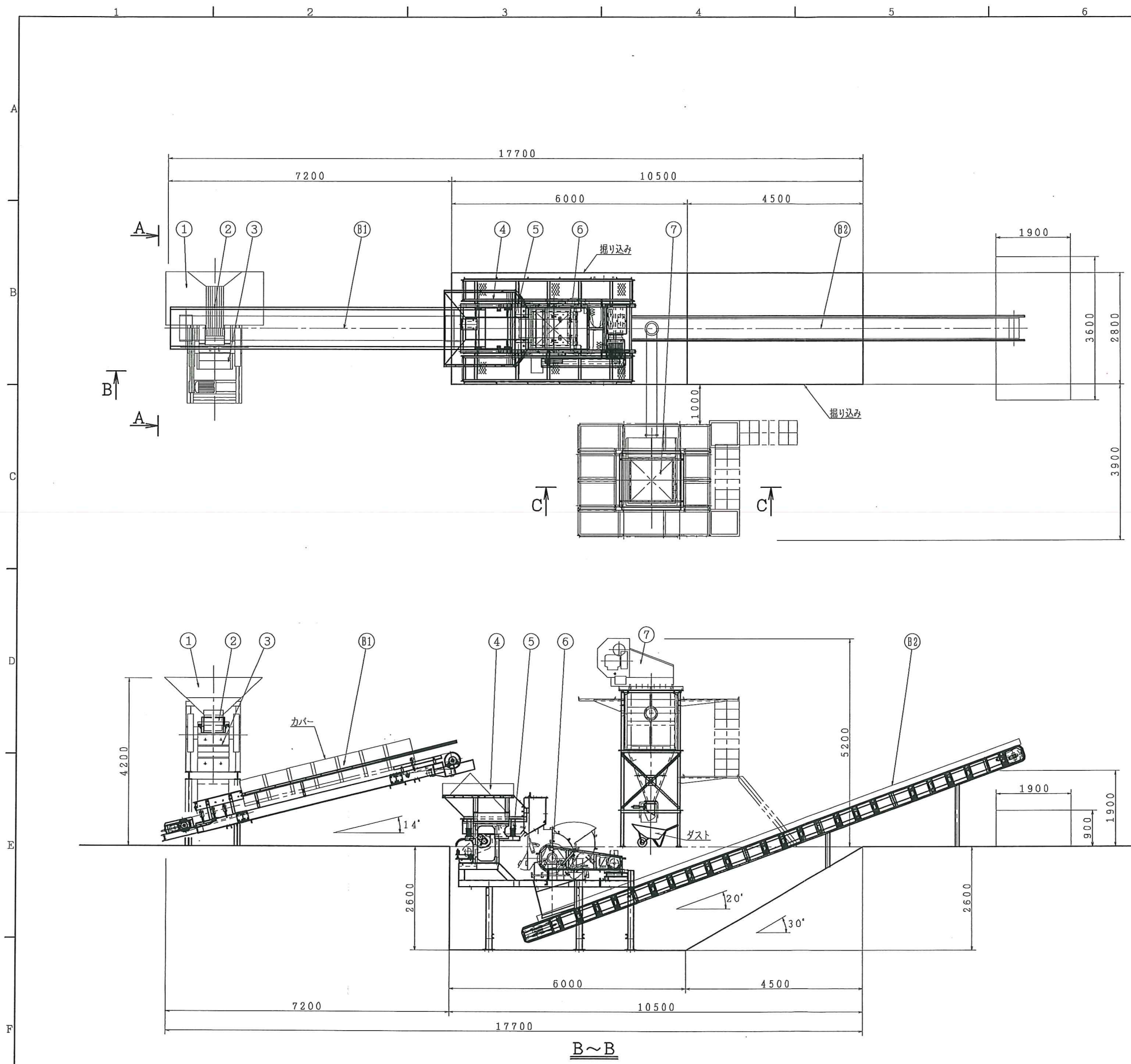
図面名	(仮称) みね商工会工場新築工事
縮 尺	図 示
測量年月日	図面番号
作成年月日	
作成者	

横断図 (8)



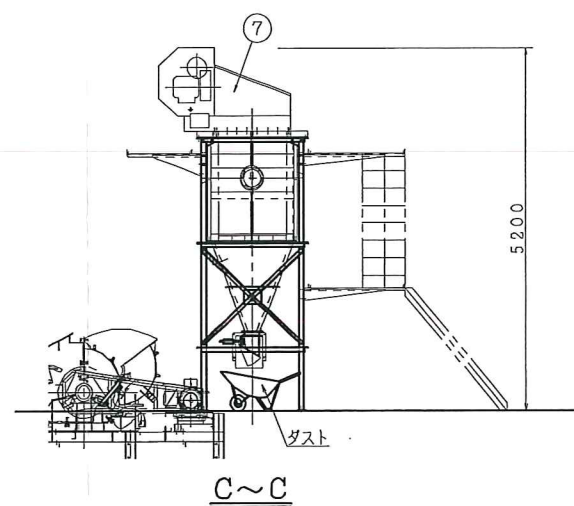
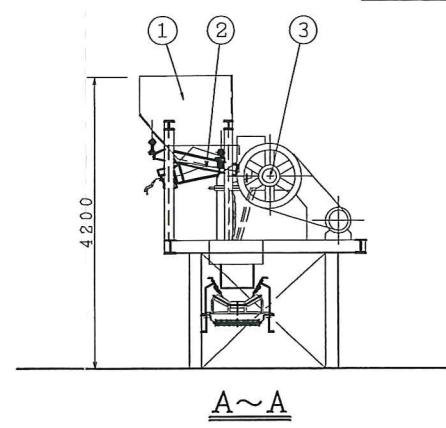
図面名	(仮称) みね商工会工場新築工事 横断図 (8)		
縮尺	図示	図面番号	—
測量年月日			
作成年月日			
作成者			

1



記号	年・月・日	来 歴	承認	確認	作成
MARK	DATE	NOTES	APPROVED	CHECKED	DRAWN

本図面は株式会社 中山鉄工所の専有財産でありますから、当社の文章による承認がない限り本図面による製作又は他への譲渡、公表、複製等はできません。
本図は見積図につき多少の仕様寸法の変更は御了承願います。

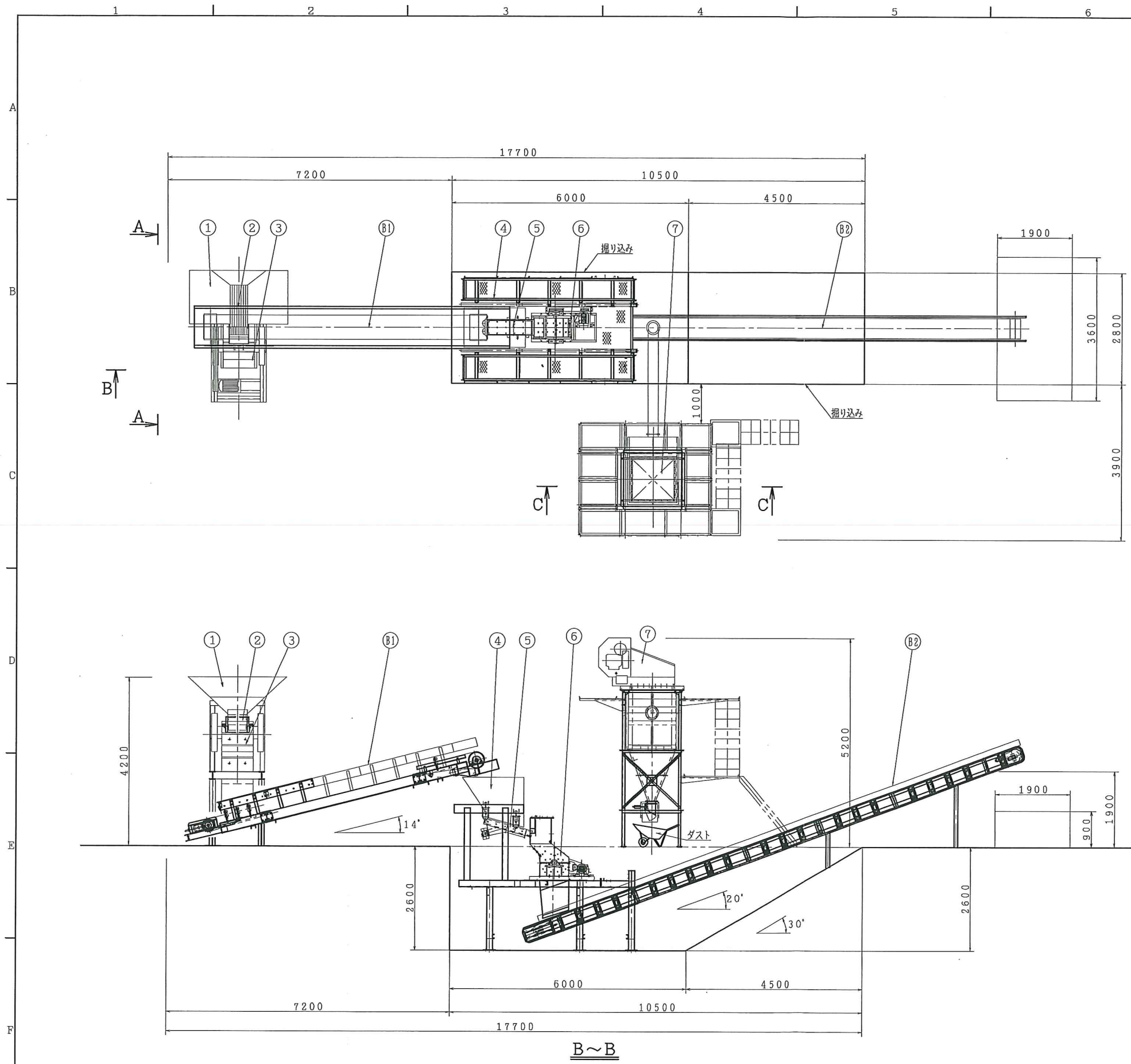


所要動力合計：52.6 kW (220V, 60Hz)

B2	ベルトコンベヤ	500W×13.5m	1	2.2kw	PBC (P2)
B1	ベルトコンベヤ	500W× 7.0m	1	3.7kw	
7	集塵機	DLM-V30/15	1	5.5kw	コンプレッサ: 3.7kW
6	フリッタ	FR3B	1	30.0kw	
5	グリスリフィーダ	GFT616H	1	1.5kw	
4	原料ホッパー 2		1		
3	シングルツグルクラッシャ	20×10	1	5.5kw	
2	振動フィーダ	500W×1100L	1	0.5kw	
1	原料ホッパー 1		1		
番号 No.	名 称 N A M E	仕 様 SPECIFICATION	数 量 Q'ty	動 力 POWER	備 考 REMARKS

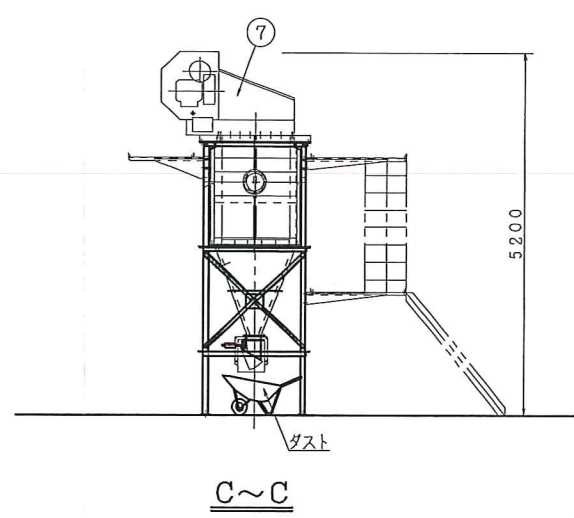
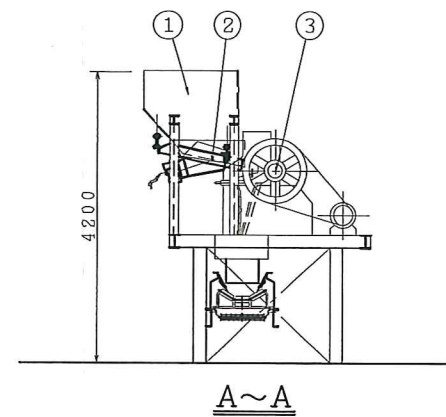
顧客名 CUSTOMER NAME	益田リサイクル有限会社 殿			
質量 WEIGHT	****. * k g	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN
材質 MATERIAL	*****	吉村浩二	木須明義	古賀榮作
尺度 SCALE	1 / 5 0	2015.06.23	2015.06.23	2015.06.23
単位 UNIT	mm	名 称 NAME	破砕設備レイアウト図	
投影法 ANGLE PROJECTION		図 番 DWG.No.	HS009475AA002G	
 株式会社 中山鉄工所				

2



記号 MARK	年・月・日 DATE	来 歴 NOTES	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN

本図面は株式会社 中山鉄工所の専有財産であり、当社の文章による承認がない限り本図面による製作又は他への譲渡、公表、複製等はできません。
本図は見積図につき多少の仕様寸法の変更は御了承願います。



所要動力合計: 32.36 kW (220V, 60Hz)

B2	ベルトコンベヤ	500W×13.5m	1	2.2kw	PBC (P2)
B1	ベルトコンベヤ	600W× 7.0m	1	3.7kw	
7	集塵機	DLM-V30/15	1	5.5kw	コンプレッサ: 3.7kW
6	粉砕機	MRK500	1	11.0kw	
5	パイプフィーダ	VP402	1	0.13kw×2	
4	原料ホッパーNo.2		1		
3	シングルツグルクラッシャ	20×10	1	5.5kw	
2	振動フィーダ	500W×1100L	1	0.5kw	
1	原料ホッパーNo.1		1		
番号 No.	名 称 N A M E	仕 様 SPECIFICATION	数 量 Q'ty	動 力 POWER	備 考 REMARKS

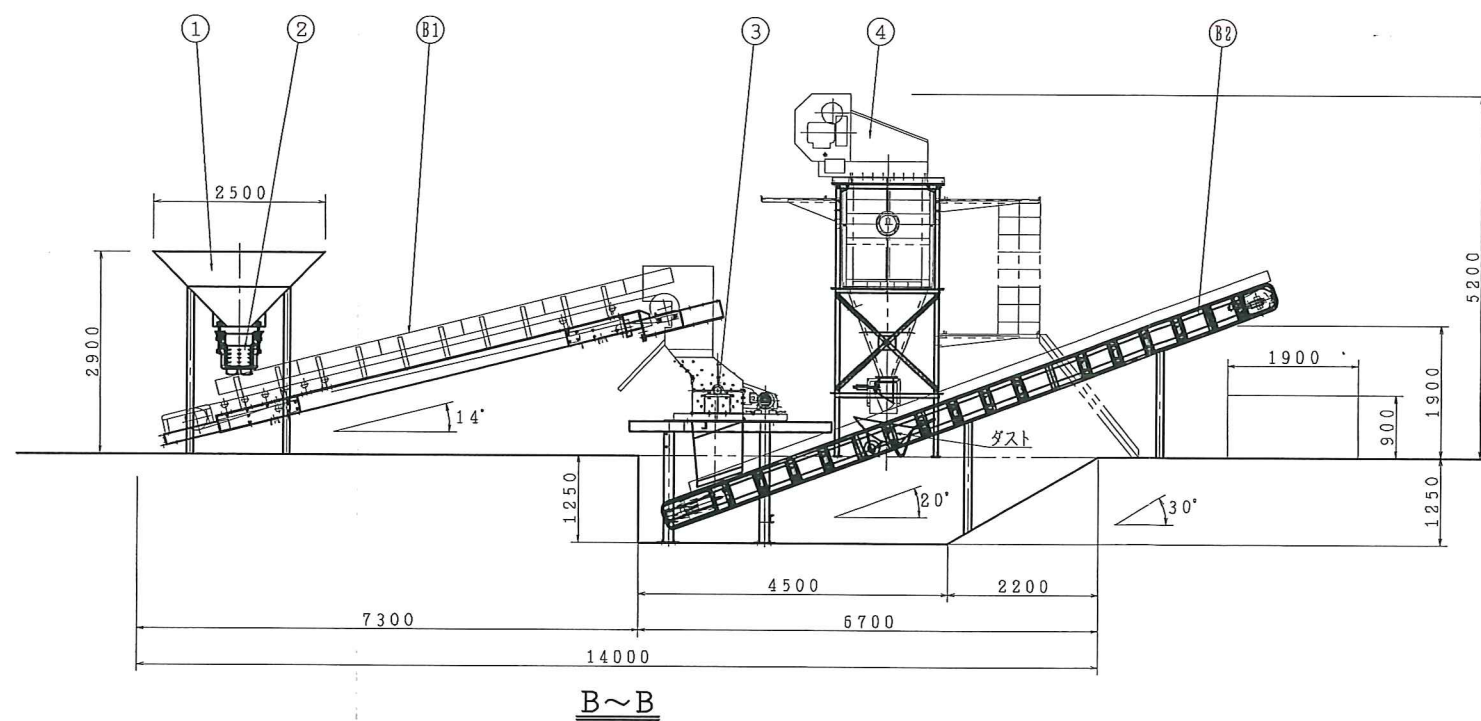
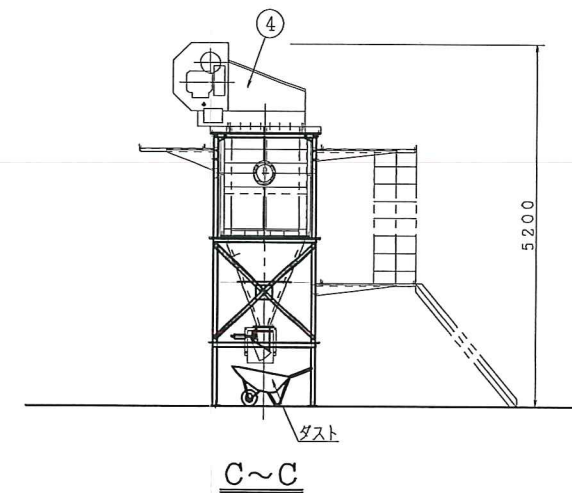
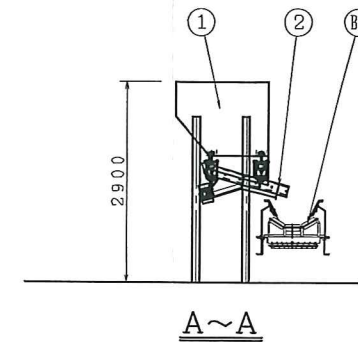
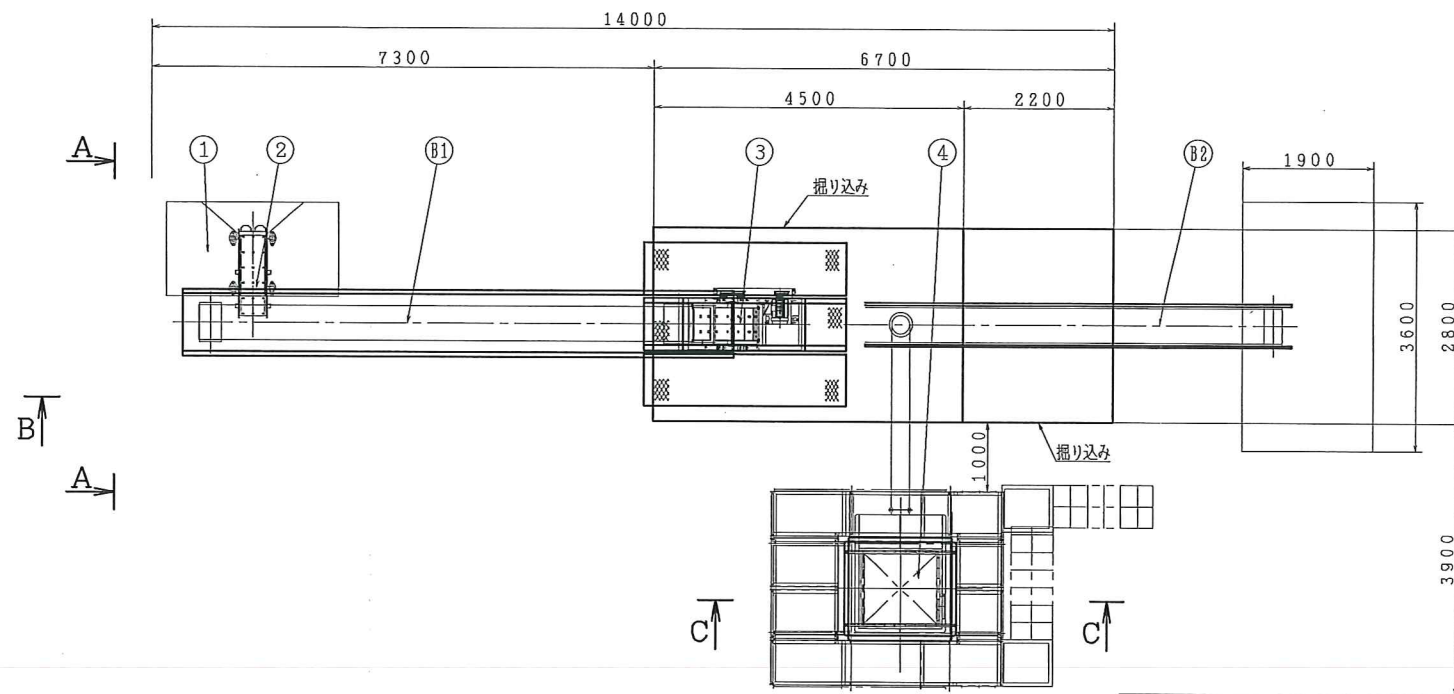
顧客名 CUSTOMER NAME		益田リサイクル有限会社 殿			
質量 WEIGHT	****. * k g	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN	
材質 MATERIAL	*****	吉村浩二	木須明義	古賀榮作	
尺度 SCALE	1 / 5 0	2015.06.23	2015.06.23	2015.06.23	
単位 UNIT	mm	名称 NAME	破碎設備レイアウト図		
投影法 ANGLE PROJECTION		図番 DWG.No.	HS009475AA002E		
 株式会社 中山鉄工所					

3

記号 MARK	年・月・日 DATE	来 歴 NOTES	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN

本図面は株式会社 中山鉄工所の専有財産でありますから、当社の文章による承認がない限り本図面による製作又は他への譲渡、公表、複製等はできません。

本図は見積図につき多少の仕様寸法の変更は御了承願います。



所要動力合計：26.36kW (220V, 60Hz)

B2	ベルトコンベヤ	500W× 9.5m	1	2.2kw	PBC (P2)
B1	ベルトコンベヤ	500W× 7.0m	1	3.7kw	
4	集塵機	DLM-V30/15	1	5.5kw	コンプレッサ:3.7kW
3	粉砕機	MRK500	1	11.0kw	
2	パイプフィーダ	VF402	1	0.13kw×2	
1	原料ホッパ		1		
番号 No.	名 称 N A M E	仕 様 SPECIFICATION	数 量 Q'ty	動 力 POWER	備 考 REMARKS

顧客名 CUSTOMER NAME		益田リサイクル有限会社 殿			
質量 WEIGHT	****, * kg	承認 APPROVED	確認 CHECKED	作成 DRAWN	
材質 MATERIAL	*****	吉村浩二	木須明義	古賀栄作	
尺度 SCALE	1/50	2015.06.23	2015.06.23	2015.06.23	
単位 UNIT	mm	名称 NAME	破砕設備レイアウト図		
投影法 ANGLE PROJECTION		図 番 DWG.No.	HS009475AA002F		
 株式会社 中山鉄工所					

